別添一1

各様式の作成に当たっての基本的な考え方

目 次

1. 1	各様式の	作成 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	•• 1
1.2	様式-2	(設備リスト)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 3
1.3	様式-3	(技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方)	· 12
1.4	様式-4	(施設と条文の対比一覧表)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17
1.5	様式-5	(設工認添付書類星取表) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	18
1.6	様式-6	(設工認申請書各条文の設計の考え方) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	29
1.7	様式-7	(要求事項との対比表)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
1.8	様式-8	(基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表)	. 50

1.1 各様式の作成

各部署は、以降に示す基本的な考え方に基づき、本別添に定める各様式を作成する。 なお、様式-1と様式-9は、再処理施設または廃棄物管理施設の設工認として作成する。

一方で、様式-2~様式-8は、設工認添付資料「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」(以下「品管説明書」という。)で規定するプロセスのアウトプットとして作成することから、例えば異なる施設間で共用する場合、共通で利用できるよう作成することができる。

参考として、品管説明書にて規定する各様式の関係を図 1-1 に示す。

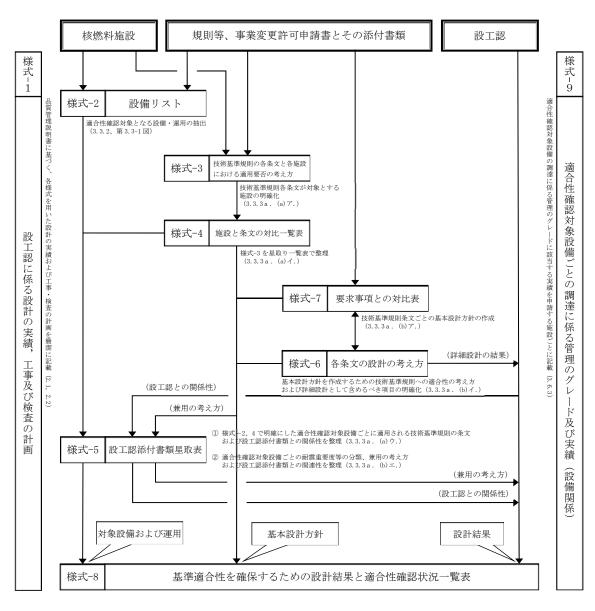


図 1-1 品管説明書で規定する各様式の関係

また、品管説明書にて規定するプロセスの概要を表 1-1 に示す。

表 1-1 設工認における設計、工事及び検査の各段階

			概要
	3. 3	設計に係る品質管理の方法	適合性を確保するために必要な設計を実施するため の計画
	3. 3. 1	適合性確認対象設備に対する要求 事項の明確化	設計に必要な技術基準規則等の要求事項の明確化
	3. 3. 2	各条文の対応に必要な適合性確認 対象設備の選定	技術基準規則等に対応するための設備または運用の 抽出
	3. 3. 3a.	基本設計方針の作成(設計1)	要求事項を満足する基本設計方針の作成
設計	3. 3. 3b.	適合性確認対象設備の各条文への 適合性を確保するための設計(設 計2)	適合性確認対象設備に必要な設計の実施
	3. 3. 3c.	設計のアウトプットに対する検証	基準適合性を確保するための設計の妥当性のチェック
	3. 3. 3d.	設工認申請(届出)書の作成	設工認申請(届出)書の作成
	3. 3. 3e.	設工認申請 (届出) 書の承認	設工認申請(届出)書の承認
	3. 3. 4	設計における変更	設計対象の追加や変更時の対応
	3. 4. 1	設工認に基づく具体的な設備の設 計の実施(設計3)	設工認を実現するための具体的な設計
	3. 4. 2	具体的な設備の設計に基づく工事 の実施	適合性確認対象設備の工事の実施
	3. 5. 1	使用前事業者検査での確認事項	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様およびプロセスのとおりであることならびに 技術基準規則に適合していること
工事及び検査	3. 5. 2	使用前事業者検査の計画	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載され た仕様およびプロセスのとおりであることならびに 技術基準規則に適合していることを確認する計画と 方法の決定
	3. 5. 3	検査計画の管理	使用前事業者検査を実施する際の工程管理
	3. 5. 4**	容器等の主要な溶接部に係る使用 前事業者検査の管理	容器等の主要な溶接部に係る使用前事業者検査を実 施する際のプロセスの管理
	3. 5. 5	使用前事業者検査の実施	適合性確認対象設備が、認可された設工認に記載された仕様およびプロセスのとおりであることならびに 技術基準規則に適合していることの確認
調達	3. 6	設工認における調達管理の方法	適合性確認に必要な、設計、工事および検査に係る調 達管理
トレーサビリティ 識別管理及び	3.7.2	識別管理及びトレーサビリティ	適合性確認に必要な、識別管理およびトレーサビリティの確保

※:廃棄物管理施設では、使用前事業者検査(溶接検査)を実施しないことから本項は存在しない。

1.2 様式-2 (設備リスト)

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備に対する技術基準規則への適合性 を確保するため、以下に従って、安全機能を有する施設と重大事故等対処施設で、それぞれ事業変更許可申請書に記載されている設備および技術基準規則への対応に必要な設備を適合性確認対象設備として抽出する。

様式-2の各欄と以降の説明の関係を図1.2-1に示す。

〈安全機能を有する施設【再処理施設・廃棄物管理施設 共通】〉

	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9
再	事業指定基準規則 / 技術基準規則	事業指定基準規則及び解釈	技術基準規則及 5 解釈	必要な 機能等	設備等(設工認 名称)	設備	既設 / 新設	常設/可搬	条文要求に対する適合性を説 明する設備か (〇、△、該当なし)
廃	事業許可基準規則 / 技術基準規則	事業許可基準規則及 <i>U解釈</i>	技術基準規則及び解釈	必要な 機能等	設備等(設工認 名称)	設備	既設 / 新設	常設/可搬	条文要求に対する適合性を説明する設備か (O, △, 談当なし)

	(A)	B	а	b	10	(1)	
再	既設工認 で認可済の設備か (〇, ×)	仕様表作成対象となる設備か (〇, ×)	事業変更許可申請書 での仕様情報 の記載有無 (〇, ×)	既設工認(仕様表) 記載有無 (〇, ×)	必要な対策が区分A~Dのうちにどこに対応するか A仕様表 (新規) +基本設計方針+添付書類 B仕様表 (急加/変更) +基本設計方針+添付書類 C基本設計方針+添付書類 D設工認の記載されない (事業者が自主的に要求事項 にないことについて対応するもの等)	再処理規則 及び 事業変更許可申請書 に関連する 施設・設備区分	備考
廃	既設工認 で認可済の設備か (〇, ×)	仕様表作成対象となる設備か (〇、×)	事業変更許可申請書 での仕様情報 の記載有無 (〇, ×)	既設工認(仕様表) 記載有無 (〇, ×)	必要な対策が区分A~Dのうちにどこに対応するか 必任様表 (新規) +基本設計方針+添付書類 配仕様表 (加/ 変更) +基本設計方針+添付書類 C基本設計方針+添付書類 D設工認の記載されない (事業者が自主的に要求事項 にないことについて対応するもの等)	廃棄物規則 及び 事業変更許可申請書 に関連する 施設・設備区分	備考

図 1.2-1 様式-2 の各欄と説明項目の関係 (1/2)

〈重大事故等対処施設【再処理施設】〉

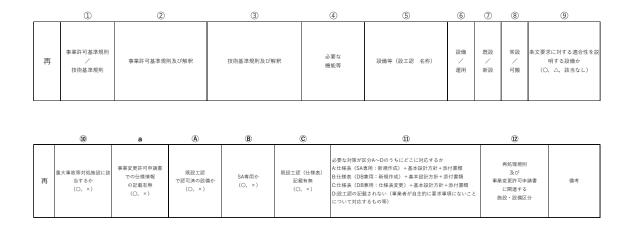


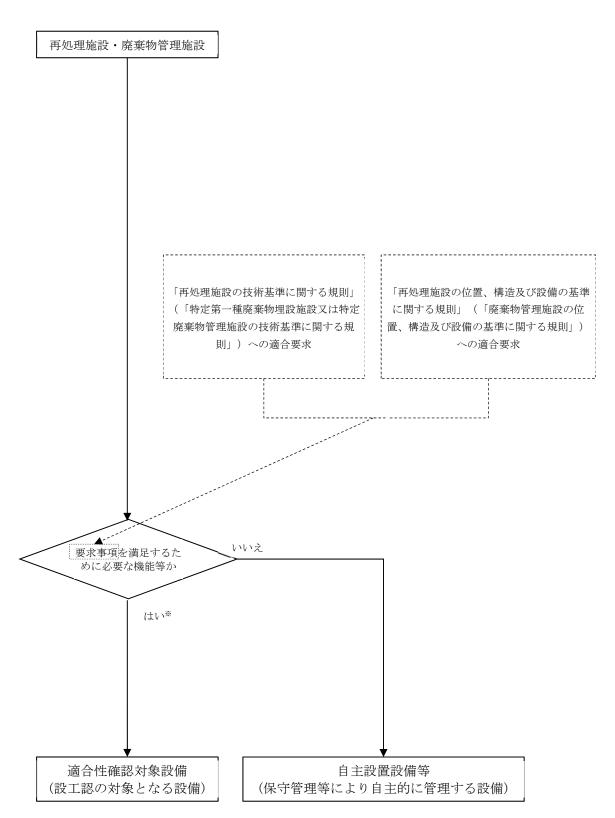
図 1.2-1 様式-2 の各欄と説明項目の関係 (2/2)

1.2.1 安全機能を有する施設【再処理施設・廃棄物管理施設 共通】

- (1) 事業変更許可申請書に記載された設備を抽出する。
- (2) 更に、事業指定(許可)基準規則および技術基準規則の安全機能を有する施設に 関する要求事項を満足するために必要な設備または運用を、「図 1.2-2 適合性確認 対象設備の抽出について」のフローを用いて抽出する。
- (3) 抽出した結果をもとに、図 1.2-1 に示す様式-2 の各欄に、表 1.2-1 に示す内容 を記載する。
- (4) 「図 1.2-3 適合性確認対象設備の設工認に記載する箇所の選定(安全機能を有する施設)」のフローを用いて、設工認に記載する箇所を選定する。

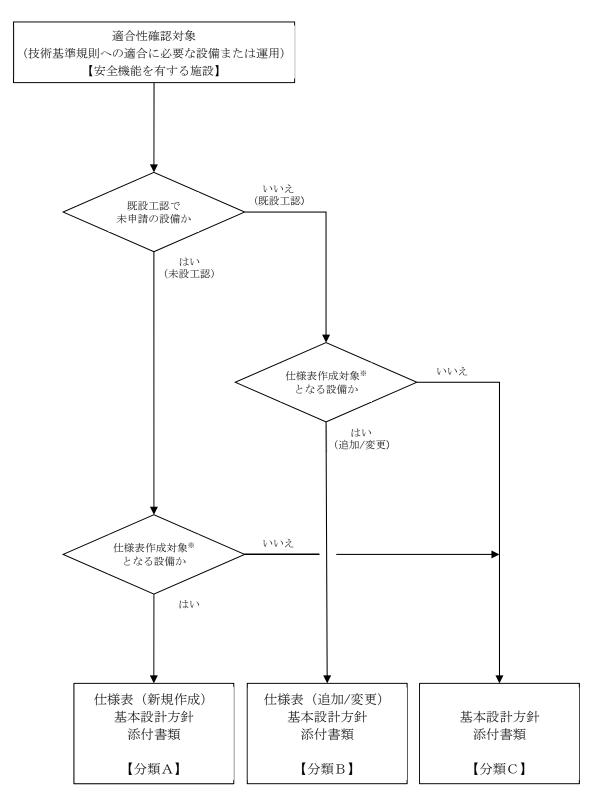
1.2.2 重大事故等対処施設【再処理施設】

- (1) 事業変更許可申請書に記載された設備を抽出する。
- (2) 更に、事業指定(許可)基準規則および技術基準規則の重大事故等対処施設に関する要求事項を満足するために必要な設備または運用を、1.2.1(2)と同様に、「図1.2-2 適合性確認対象設備の抽出について」のフローを用いて抽出する。
- (3) 抽出した結果をもとに、図 1.2-1 に示す様式-2 の各欄に、表 1.2-3 に示す内容を 記載する。



※:事業変更許可申請書本文または再処理施設の添付書類六、廃棄物管理施設の添付書類五に記載された 機能等が該当する。

図 1.2-2 適合性確認対象設備の抽出について



※: 仕様表作成対象は、「設工認作成要領」に示す。

図 1.2-3 適合性確認対象設備の設工認に記載する箇所の選定(安全機能を有する施設)

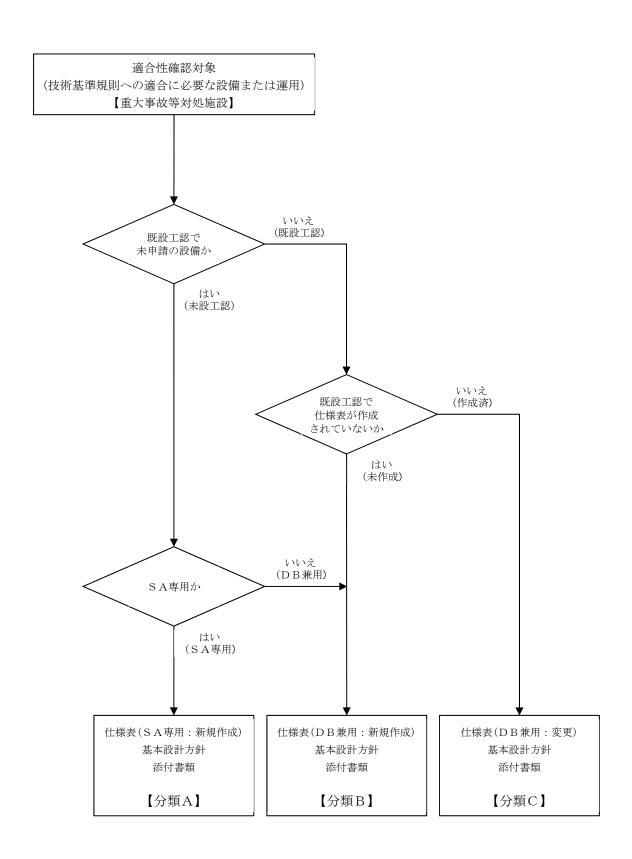


図 1.2-4 適合性確認対象設備の設工認に記載する箇所の選定(重大事故等対処施設)

表 1.2-1 様式-2 (安全機能を有する施設) の各欄の記載区分 (1/2)

様式-2の欄	記載内容
① 事業指定(許可)基準規則/技術基準規則	事業指定(許可)基準規則の条項と、これに対応する技術基準規則の条項を併記する。 【記載例】 ○○条(事業指定(許可)基準規則の条番号) ○○ (上記条番号の題目:火災等による損傷の防止) / △△条(技術基準規則の条番号) △△(上記条番号の題目:火災等による損傷の防止) なお、対応する条項がない場合は「一」と記載する。
② 事業指定(許可)基準 規則及び解釈	①の○○条の事業指定(許可)基準規則およびその解釈の規定文章 を、法令から転記する。
③ 技術基準規則及び解 釈	①の△△条の技術基準規則およびその解釈の規定文章を、法令から転記する。
④ 必要な機能等	①~③の要求事項を満足するために必要な機能等を④に記載する。
⑤設備等	④に必要な設備または運用(手順や資機材)を記載する。 なお、設備(機器)名については、事業変更許可申請書、既設工認 の名称と整合させる。
⑥設備/運用	⑤で抽出したものが設備ならば「設備」、運用ならば「運用」と記載する。 また、⑤で抽出したものが火災範囲、遡上高さ、雷撃範囲等想定に係るものならば「評価条件」、熱影響、溢水影響など評価をもって適合性を確認するものならば「評価結果」と記載する。
⑦既設/新設	⑥で「設備」としたものについて、抽出した設備が既設のものは「既設 (新基準施行前)」、新設のものは「新設」と記載する。 ⑥で設備以外のものは「一」と記載する。
⑧常設/可搬	⑥で「設備」としたものについて、抽出した設備が常設のものは「常設」、可搬のものは「可搬」と記載する。 ⑥で「運用」としたものは「一」と記載する。
⑨条文要求に対する適合性を説明する設備か(○,△,該当なし)	図 1.3-3 (技術基準規則の適用要否確認フロー)及び図 1.3-4 (「適用要否判断」欄の記載フロー)に従って選択する。 ただし、ここでは、他条文の要求による工事影響等は考慮せず、当該条文の要求事項のみに従って判断する。

表 1.2-1 様式-2 (安全機能を有する施設) の各欄の記載区分 (2/2)

様式-2の欄	記載内容		
	事業変更許可申請書において仕様を示す情報を記載している場合は「○」、そうでない場合は「×」を記載する。		
b 既設工認 (仕様表) 記載 有無 (○, ×)	既設工認本文の仕様表 添付書類)は「×」を	€がある場合は「○」、ない場合 空記載する。	· (本文添付図、
⑩必要な対策が A,B,C,D のうちどこに対応する か	表 1.2-2 の@及び®に応じて記載する。(図 1.2-3 のフローで選定) 区分 A: 仕様表 (新規) +基本設計方針+添付書類 区分 B: 仕様表 (追加/変更) +基本設計方針+添付書類 区分 C: 基本設計方針+添付書類 区分 D: 設工認の記載されない (事業者が自主的に要求事項にないことについて対応するもの等)		
	⑤で抽出したものが該当する、再処理規則(廃棄物規則)業変更許可申請書に関連する「施設区分」、「設備区分」「を記載する(機器名は事業変更許可申請書または既設工を記載)。 また、仕様表を作成しないもの、共通事項のための代表施し他施設がこれを読み込むものは、「基本設計方針」と記(記入例)		
①再処理規則(廃棄物規	設備等	再処理規則及び事業変更許可 申請書に関連する	再処理施設 の構成
則)及び事業変更許可	以 畑 寸	施設・設備区分	(参考)
申請書に関連する施 設・設備区分	プール水冷却系熱交 換器 A	使用済み燃料の受け入れ施設 及び貯蔵施設 使用済み燃料 の貯蔵施設	施設
		使用済燃料貯蔵設備	設備
		プール水浄化・冷却設備 プール水冷却系	設備又は系
	燃料横転クレーン	ラール水行却系 再処理施設本体 せん断処理 施設	施設
		燃料供給設備	設備
	敷地内の道路におい て降下火砕物が堆積 した場合の除灰作業	施設共通 基本設計方針	_

表 1.2-2 様式-2 (安全機能を有する施設) の各欄の記載区分

様式-2の欄	記載内容
④既設工認で認可済の設備か(○, ×)	適合性確認対象設備のうち、既設工認で認可済みの設備のものは「○」、それ以外の設備のものは「×」
®仕様表作成対象となる 設備か(○, ×)	設工認作成要領に示す仕様表作成対象は「○」、それ以外のものは「×」。

表 1.2-3 様式-2 (重大事故等対処施設) の各欄の記載区分 (1/2)

様式-2の欄	記載内容
① 事業指定基準規則 /技術基準規則	事業指定基準規則の条項と、これに対応する技術基準規則の条項を併記する。 【記載例】 ○○条(事業指定基準規則の条番号) ○○ (上記条番号の題目:火災等による損傷の防止) / △△条(技術基準規則の条番号) △△ (上記条番号の題目:火災等による損傷の防止) なお、対応する条項がない場合は「一」と記載する。
②事業指定基準規則及び 解釈	①の○○条の事業指定基準規則およびその解釈の規定文章を、法令から転記する。
③技術基準規則及び解釈	①の△△条の技術基準規則およびその解釈の規定文章を、法令から 転記する。
④ 必要な機能等	①~③で要求事項を満足するために必要な機能等を④に記載する。
⑤ 設備等	④に必要な設備または運用(手順や資機材)を記載する。 なお、設備(機器)名については、事業変更許可申請書、既設工認 の名称と整合させる。
⑥ 設備/運用	⑤で抽出したものが設備ならば「設備」、運用ならば「運用」と記載する。 また、⑤で抽出したものが火災範囲、遡上高さ、雷撃範囲等想定に 係るものならば「評価条件」、熱影響、溢水影響など評価をもって 適合性を確認するものならば「評価結果」と記載する。
⑦ 既設/新設	⑥で「設備」としたものについて、抽出した設備が既設のものは「既設」、新設のものは「新設」と記載する。 ② で設備以外のものは「一」と記載する。
⑧ 常設/可搬	⑥で「設備」としたものについて、抽出した設備が常設のものは「常設」、可搬のものは「可搬」と記載する。 ⑥で「運用」としたものは「一」と記載する。
⑨条文要求に対する適合性を説明する設備か(○,△,該当なし)	図 1.3-3 (技術基準規則の適用要否確認フロー) 及び図 1.3-4 (「適用要否判断」欄の記載フロー) に従って選択する。 ただし、ここでは、他条文の要求による工事影響等は考慮せず、当該条文の要求事項のみに従って判断する。
⑩重大事故等対処施設に 該当するか	適合性確認対象設備のうち、重大事故等対処施設に該当する設備のものは「○」、それ以外の設備(安全機能を有する施設または自主対策設備)のものは「×」

表 1.2-3 様式-2 (重大事故等対処施設) の各欄の記載区分 (2/2)

様式-2の欄	記載内容
a 事業変更許可申請書で の仕様情報の記載有無 (○, ×)	事業変更許可申請書において仕様を示す情報を記載している場合は「○」、そうでない場合は「×」を記載する。
⑪必要な対策が A,B,C,D のうちどこに対応する か	表 1.2-4 の ② ~ ① に応じて記載する。(図 1.2-4 のフローで選定) 区分 A: 仕様表 (SA 専用: 新規作成) + 基本設計方針+添付書類 区分 B: 仕様表 (DB 兼用: 新規作成) + 基本設計方針+添付書類 区分 C: 仕様表 (DB 兼用: 仕様表変更) + 基本設計方針+添付書類 区分 D: 設工認の記載されない (事業者が自主的に要求事項にないことについて対応するもの等) ※安全機能を有する施設の記載箇所の選定が C: 基本設計方針+添付書類となったものが SA 設備で兼用する場合は、区分: B が選択されることから仕様表は DB 条件+SA 条件の双方を記載する。
⑩再処理規則及び事業変 更許可申請書に関連す る施設・設備区分	⑤で抽出した設備が該当する、再処理規則および事業変更許可申請書に関連する「施設区分」、「設備区分」「機器名」を記載する。 (機器名は事業変更許可申請書または既設工認機器名を記載する。) また、共通事項のための代表施設に記載し他施設がこれを読み込むものは、「基本設計方針」と記載し、仕様表が作成されない(自主対策設備)は「その他」と記載する。

表 1.2-4 様式-2 (重大事故等対処施設) の各欄の記載区分

様式-2の欄	記載内容
④既設工認で認可済の設備か(○, ×)	適合性確認対象設備のうち、既設工認で認可済みの設備のものは「○」、それ以外の設備のものは「×」を記載する。
®SA 専用か(〇、×)	追加する設備が SA 専用のものは「 \bigcirc 」、 DB 兼用のものは「 \times 」を記載する。
©既設工認(仕様表) 記載有無(○,×)	既設工認本文の仕様表がある場合は「○」、無い場合 (本文添付図、添付書類) は「×」を記載する。

1.3 様式-3 (技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方)

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備の技術基準規則への適合に必要な 設計を確実に実施するため、以下に従って、技術基準規則の条番号ごとに各施設との 関係を明確にし、明確にした結果とその理由を取りまとめる。

様式-3の各欄と以降の説明項目の関係を図1.3-1、図1.3-2に示す。

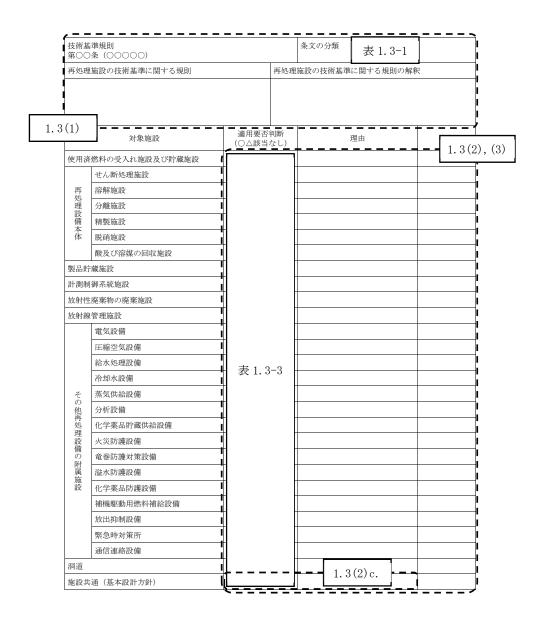


図 1.3-1 様式-3 の各欄と説明項目の関係【再処理施設】

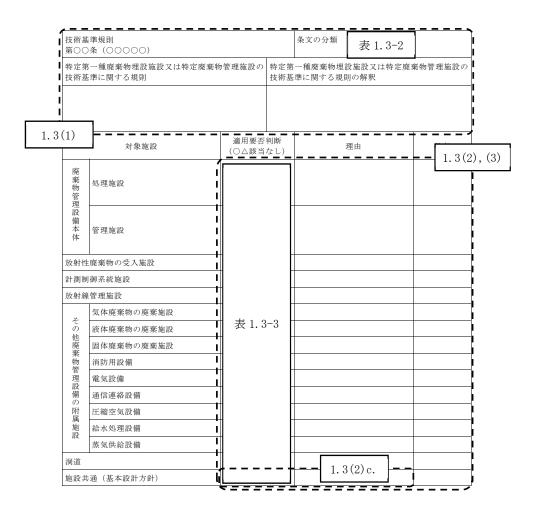


図 1.3-2 様式-3 の各欄と説明項目の関係【廃棄物管理施設】

(1) 技術基準規則第1条~第3条(第1章 総則)を除く技術基準規則(第○条単位)で、条文番号およびその題目ならびに技術基準規則の規定文章を、法令から転記する。また、「条文の分類」欄は、共通条文と個別条文で表1.3-1、1.3-2の区分を記載する。

表 1.3-1 「条文の分類」欄の記載区分【再処理施設】

条文の種類	具体的な条番号	区分
共通条文	DB:第4条~第18条、第26条、第27条 SA:第32条~第37条	施設共通
個別条文	DB:第19条~第25条、第28条~第31条 SA:第38条~第51条	個別設備

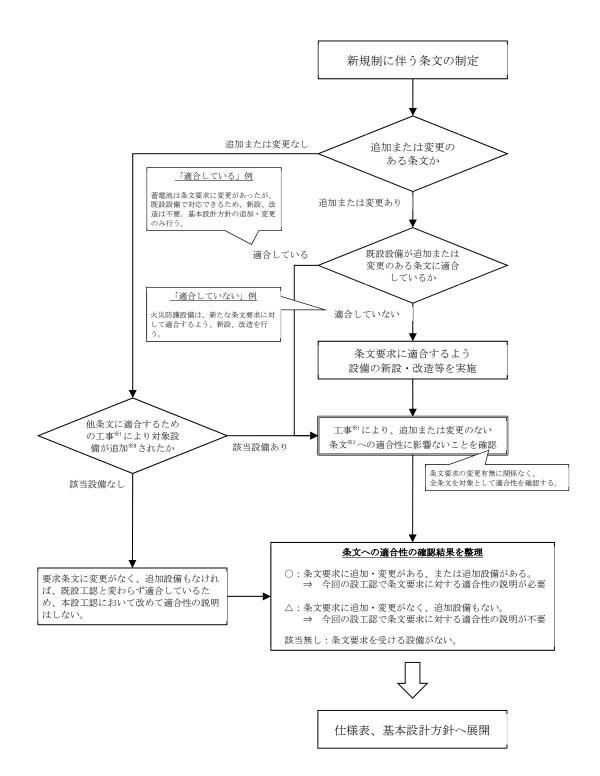
表 1.3-2 「条文の分類」欄の記載区分【廃棄物管理施設】

条文の種類	具体的な条番号	区分
共通条文	DB:第4条~第14条、第20条、第23条 [※] ※:第23条は安全避難通路に関する事項のみ	施設共通
個別条文	DB:第15条~第18条、第21条~第23条	個別設備

- (2) (1)で抽出した技術基準規則の条文ごとに、図1.3-3のフロー図により、技術基準規則の適用要否を確認する。この作業は、条文要求の変更有無に関係なく全条文を対象として適合性を確認する。
 - a. 共通条文においては、再処理規則または廃棄物規則に定める施設区分の施設全体として技術基準規則の適用要否を確認する。
 - b. 個別条文においては、条文要求に適合するために必要となる設備のうち、技術 基準規則の要求事項が新規追加または変更となった設備について、その設備が該 当する再処理規則または廃棄物規則に定める施設区分を通して、技術基準規則の 適用要否を確認する。
 - c. 仕様表作成対象ではない設備、施設共通事項となる設備または運用等について も、図 1.3-3 のフロー図を参考に技術基準規則の適用要否を確認する。
- (3) (2)の確認結果に応じて、図1.3-4のフロー図を用いて表1.3-3の区分を「適用要否判断」欄に記載するとともに、その確認結果に至った理由を「理由」欄に記載する。

表 1.3-3 「適用要否判断」欄の記載区分【再処理施設・廃棄物管理施設 共通】

確認結果	区分
条文要求に追加・変更がある、または追加設備がある。	0
条文要求に追加・変更がなく、追加設備もない。	Δ
条文要求を受ける設備がない。	該当無し



※1:「工事」とは、設置、改造、補修、取替に係る工事のうち設工認本文(基本設計方針、仕様表)の変更を伴う工事をいう。 ※2:要求事項に追加または変更のない条文でも、対象設備の追加がある条文は、適合性に影響がないことを確認する必要がある。 例えば、再処理施設:第10条「閉じ込めの機能」の要求事項には変更・追加はないが、第39条「冷却機能の喪失による蒸発 乾固に対処する設備」にて塔槽類廃ガス処理設備とのバウンダリ範囲が拡大されたため、適合性を確認する必要がある。

※3:他条文に適合するために対象設備を変更(共用範囲の増加等)する場合を含む。

図 1.3-3 技術基準規則の適用要否確認フロー

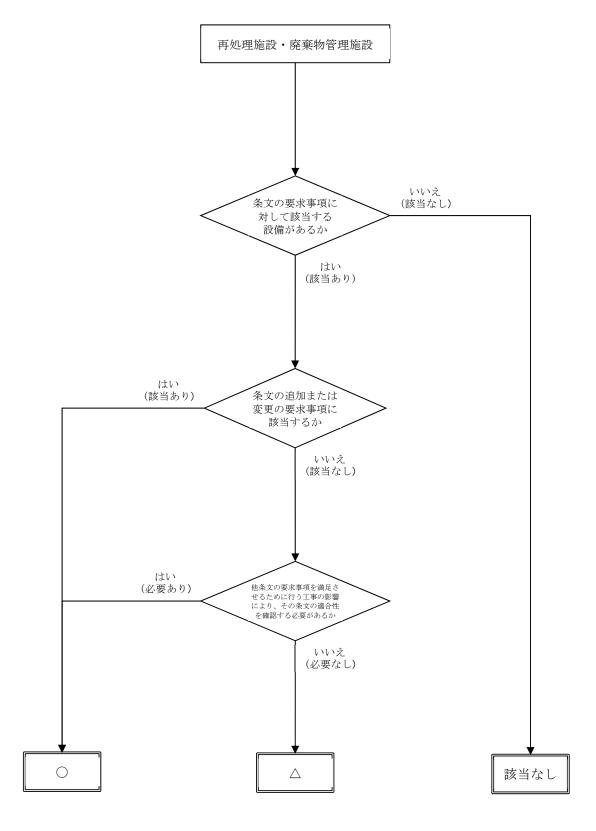
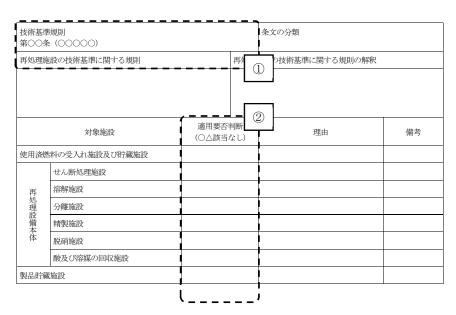


図 1.3-4 「適用要否判断」欄の記載フロー

1.4 様式-4 (施設と条文の対比一覧表)

設計を主管する箇所の長は、技術基準規則の条文ごとの各施設との関係を星取りとして明示するため、各条文番号で、それぞれ様式-3で明確にした技術基準規則への適用要否の確認結果を取りまとめる。

様式-3から様式-4の流れを図1.4-1に示す。



 \bigcup

条番号が一致する様式-4の列(①)の各施設の欄に、 様式-3の「適用要否判断」欄に記載した区分を転記(②)する。

	施 設 / 設 備 区 分	~	1章 総	BIL	(1)			
	ル 故 / 故 M 区 力	第1条	第2条 特殊施設	京引 第3条 廃止措置	第4条 臨界防止	第5条 地盤	第8条 地震	第7:
再处	企理施設の種類 分類	-	-	-	共通	共通	共通	Дi
使用済炊	然料の受入れ施設及び貯蔵施設			I				
	せん断処理施設			I		. — ! !		
玉	溶解施設					 ! !		
処理	分離施設					 		
再処理設備本体	精製施設					i i		
体	脱硝施設			i		l I		
	酸及び溶媒の回収施設			i		l I		
14品貯蔵						i		

注:図は再処理施設の例であるが、廃棄物管理施設も同様である。

図 1.4-1 様式-3 から様式-4 への流れ

1.5 様式-5 (設工認添付書類星取表)

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備ごとに適用される技術基準規則の 条文および抽出した適合性確認対象設備を兼用する際の考え方ならびに工事有無、他 施設との共用有無を明確にし、また適合性確認対象設備に必要な設工認の基本設計方 針および添付書類との関連を明確にするため、以下に従って、施設区分ごとに安全機 能を有する施設、重大事故等対処施設に対して、安全重要度、耐震重要度、機種区 分、品質重要度、1.2Ss機能維持、申請区分の考え方およびこれらと設工認との関連 性を取りまとめる。

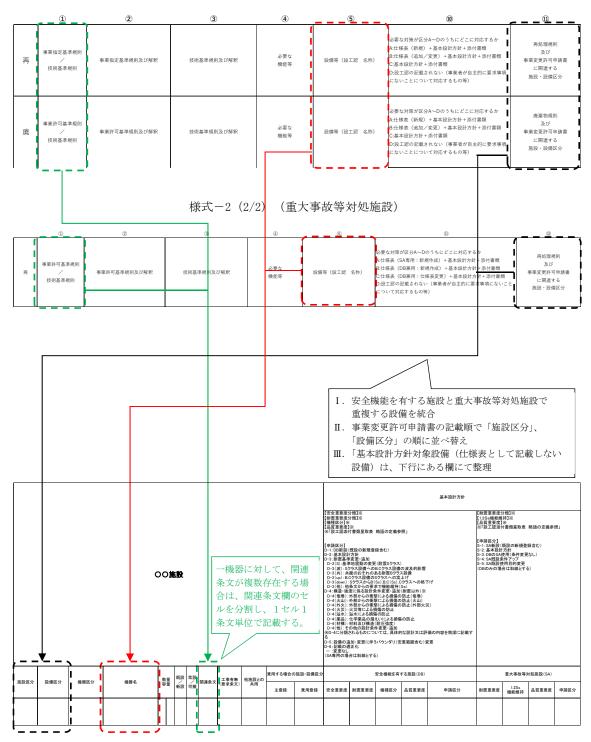
(1) 様式-2で抽出した適合性確認対象設備を、(再処理施設の場合は、安全機能を有する施設と重大事故等対処施設で重複する設備を統合し、)原則として事業変更許可申請書の記載順で「施設区分」、「設備区分」、「機器区分」**の順に並べ替えたのち、図1.5-1のとおり、施設ごとに「設備種別」(「既設/新設」「常設/可搬」)と合わせて様式-5の縦軸方向に転記する。また、「技術基準規則」の条番号を「関連条文」欄に転記する。この際、様式-4で整理した施設と条文の対比を参考にする。

なお、「基本設計方針対象設備(仕様表として記載しない設備)は、「設備区分」を持たないため、前記で並べ替えられた設備の下行にある「基本設計方針対象設備(仕様表として記載しない設備)」欄にて整理する。

次に、「数量 容量」欄に対象機器の数量・容量(単位を含む。)を記載する。 また、「工事有無(要求条文)」欄については、設工認本文(基本設計方針、仕様 表)の変更を伴う工事がある場合は「◎」、設工認本文(基本設計方針、仕様表)の 変更を伴わない場合は「○」を記載する。工事がない場合は、「×」を記載する。

更に、「他施設との共用」欄については、再処理施設、加工施設(J-MOX)、廃棄物管理施設のいずれかで共用する施設がある場合は「再処理、MOX、廃棄物」のいずれかを記載し、ない場合は「一」を記載する。

※:機器を性質等により「容器」、「配管」、「ポンプ」、「ピット」等に区分した情報を付与する。



様式-2(1/2) (安全機能を有する施設)

様式-5

図 1.5-1 様式-2 から様式-5 への流れ

(2) 様式-2で整理した、適合性確認対象設備の設工認添付書類に記載する箇所の区分を基に、様式-5の「機器名」欄に記載された設備のことを記載する「添付書類」の具体的名称を、「設工認添付書類」欄に、設備共通のものと個別設備のものに分別して記載する。

次に、図 1.5-2 のとおり、参照している設備の行と、その設備のことを記載する設工認添付書類の名称を示す交点となるセルに、表 1.5-1 に示す区分を記載し、その他のセルに「-」を記載する。

なお、設備共通の設工認添付書類で参照している施設と関係のないもの(その設工認添付書類の名称を示す列がすべて「-」となる場合)は、マスキング表示とする。

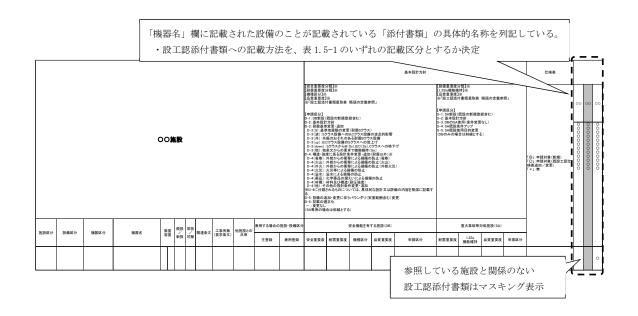


図 1.5-2 設工認添付書類との関連性を示す星取り

表 1.5-1 「設工認 添付書類」欄の記載区分

区分	内容			
0	記載			
•	「○」のうち主登録側で整理			
Δ	既設工認として記載			
A	「△」のうち主登録側で整理			
	記載しない			

(3) 様式-2 で選定した設工認添付書類に記載する箇所のうち「仕様表」への記載有無の情報から、表 1.5-2 に示す区分「仕様表」欄に記載する。

表 1.5-2 「仕様表」欄の記載区分

様式-2(1/2) (安全機能を有する施設) ^{※1}	様式-2(2/2) (重大事故等対処施設)**2	区分	内容
Λ	A	0	申請対象(新規に仕様表を作成)
A	В)	中間対象(利がには飲みを下が)
В	С	0	申請対象(既設工認仕様表を追加/変更)
С	D	>	記載なし
D	Ū	^	正は邦人なし

%1:様式-2(1/2) 「必要な対策が区分 $A\sim D$ のうちにどこに対応するか」欄 %2:様式-2(2/2) 「必要な対策が区分 $A\sim D$ のうちにどこに対応するか」欄

(4) 図 1.5-4 に示す様式-5 の「基本設計方針」欄に属する各欄に、表 1.5-3~11 (うち、表 1.5-3、4、6、8、9、10 は様式-5 の「設工認添付書類星取表 略語の定義」をいう。) に示す内容を記載する。

なお、「申請区分」欄については、一機器に対して、関連条文が複数存在し、関連 条文欄のセルが分割されている場合は、条文ごとに対応する申請区分の内容を記載す る(「関連条文」欄と「申請区分」欄は同数となる)。

 $\mathsf{DB} \textcircled{\scriptsize 1} \quad \mathsf{DB} \textcircled{\scriptsize 2} \quad \mathsf{DB} \textcircled{\scriptsize 3} \quad \mathsf{DB} \textcircled{\scriptsize 4} \quad \mathsf{DB} \textcircled{\scriptsize 5} \quad \mathsf{SA} \textcircled{\scriptsize 1} \quad \mathsf{SA} \textcircled{\scriptsize 2} \quad \mathsf{SA} \textcircled{\scriptsize 3} \quad \mathsf{SA} \textcircled{\scriptsize 4}$

安全機能を有する施設(DB)					重大事故等対処施設(SA)			
安全重要度	耐震重要度	機種区分	品質重要度	申請区分	請区分 耐震重要度 1.2Ss 機能維持 品質			申請区分

図 1.5-3 「基本設計方針」欄に属する各欄と以降の説明項目の関係

表 1.5-3 (1/2) DB①「安全重要度」欄の記載区分【再処理施設】

区分	定義
安重	安全機能を有する施設のうち、下記の分類に属する施設を安全上重要な施設とする。 (1) プルトニウムを含む溶液又は粉末を内蔵する系統及び機器 (2) 高レベル放射性液体廃棄物を内蔵する系統及び機器 (3) 上記(1)及び(2)の系統及び機器の換気系統及びオフガス処理系統 (4) 上記(1)及び(2)の系統及び機器並びにせん断工程を収納するセル等 (5) 上記(4)の換気系統 (6) 上記(4)のセル等を収納する構築物及びその換気系統 (7) ウランを非密封で大量に取り扱う系統及び機器の換気系統 (8) 非常用所内電源系統及び安全上重要な施設の機能の確保に必要な圧縮空気等の主要な動力源 (9) 熱的、化学的又は核的制限値を維持するための系統及び機器 (10) 使用済燃料を貯蔵するための施設 (11) 高レベル放射性固体廃棄物を保管廃棄するための施設 (12) 安全保護回路 (13) 排気筒
	(14) 制御室等及びその換気系統 (15) その他上記各系統等の安全機能を維持するために必要な計測制御系統,冷却水系統等
非安重	安全機能を有する施設のうち、安全上重要な施設以外の施設

表 1.5-3 (2/2) DB①「安全重要度」欄の記載区分【廃棄物管理施設】

区分	定義
安重	安全機能を有する施設のうち、その機能の喪失により、公衆又は従事者に放射線障害を及ぼすおそれがあるもの及び安全設計上想定される事故が発生した場合に公衆又は従事者に及ぼすおそれがある放射線障害を防止するため、放射性物質又は放射線が廃棄物管理施設を設置する事業所外へ放出されることを抑制し又は防止する構築物、系統及び機器から構成される施設を、安全上重要な施設とする。 (収納管、通風管、貯蔵区域しゃへい、ガラス固化体検査室しゃへい及び貯蔵建屋床面走行クレーンのしゃへい容器)
非安重	安全機能を有する施設のうち, 安全上重要な施設以外の施設

表 1.5-4 DB②「耐震重要度」欄の記載区分【再処理施設・廃棄物管理施設 共通】

区分	定義
S	耐震重要度分類におけるSクラス施設
В	耐震重要度分類におけるBクラス施設
С	耐震重要度分類におけるCクラス施設
B (Ss) C (Ss)	耐震重要度分類における B 又は C クラス施設のうち、S クラス施設への波及的影響を与えないよう S クラス施設に適用される地震力に対し、耐えるように設計している施設
_	当該施設において安全機能を有する施設として使用しないもの

表 1.5-5 (1/2) DB③「機種区分」欄の記載区分【再処理施設】

区分	定義
再処理第1種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈のうち、「別記 再処理施設の溶接の方法等 について」に規定する「再処理第1種機器」、「再処理第1種容器」、「再処理第1種管」
再処理第2種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈のうち、「別記 再処理施設の溶接の方法等 について」に規定する「再処理第2種機器」、「再処理第2種容器」、「再処理第2種管」
再処理第3種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈のうち、「別記 再処理施設の溶接の方法等 について」に規定する「再処理第3種機器」、「再処理第3種容器」、「再処理第3種管」
再処理第4種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈のうち、「別記 再処理施設の溶接の方法等 について」に規定する「再処理第4種機器」、「再処理第4種容器」、「再処理第4種管」
再処理第5種	再処理施設の技術基準に関する規則の解釈のうち、「別記 再処理施設の溶接の方法等 について」に規定する「再処理第5種機器」、「再処理第5種容器」、「再処理第5種管」
機種区分外	再処理第1種~第5種以外の設備

表 1.5-5 (2/2) DB③「機種区分」欄の記載区分【廃棄物管理施設】

区分	定義		
廃棄第一種	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈の うち、「別記 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接の方法等につ いて」に規定する「廃棄第一種機器」、「廃棄第一種容器」、「廃棄第一種管」		
廃棄第二種	特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の技術基準に関する規則の解釈の うち、「別記 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の溶接の方法等につ いて」に規定する「廃棄第二種管」		
機種区分外	廃棄第一種~第二種以外の設備		

表 1.5-6 (1/2) DB④「品質重要度」欄の記載区分【再処理施設】

	区分		定義	
	クラス1			
松	クラス2			
機械設備	クラス3		品質重要度分類基準(要領)」の定	
7)用	クラス4	「再加細東紫郊		(亜領)」の字めによる
	クラス 5	一件处理事業的		(女順)」の定めによる。
電気	クラスX			
電気計装設備	クラスY			
備	クラスZ			

表 1.5-6 (2/2) DB④「品質重要度」欄の記載区分【廃棄物管理施設】

	区分		定義	
	クラス1			
松	クラス2			
機械設備	クラス3			
7月	クラス4	「五加田東紫郊	品質重要度分類基準(要領	(亜紅)」の字がにとる
	クラス 5	「丹処垤事業部		(安順)」の止めによる。
電気	クラスX			
電気計装設備	クラスY	Y		
備	クラスZ			

表 1.5-7 (1/2) DB⑤「申請区分」欄の記載区分【再処理施設・廃棄物管理施設 共通】

区分	定義	解釈			
D-1	DB 新設 (既設の新規登録含む)	・新規で設置するDB設備(常設・可搬) ・既設工認において未申請設備をDBとして使用する設備			
D-2	基本設計方針	・基本設計方針のみで適合性説明するもの			
	D-3 (S): 基準地震動の変更 (耐震 S クラス)	・耐震重要度分類における耐震Sクラス施設 (例) 耐震クラス A、As ⇒ S に読み替える設備			
	D-3 (波): B, C クラスの S クラスへの波及的影響	・耐震 S クラス設備への波及的影響を及ぼすおそれのある耐震 B、C クラス設備 (例) 北換気筒 等			
	D-3 (共): 共振のおそれのある耐震 B クラス設備	・耐震Bクラスのうち、共振のおそれのある設備			
D-3	D-3 (up): B, C クラス設備のS クラスへの嵩上げ	・放射線被ばくのリスクから公衆を守る観点より更なる設備の信頼性確保するため耐震 B、C クラスから耐震 S クラスへ嵩上げする設備。 廃棄物管理施設は対象設備なし。 (例) 前処理建屋換気設備 建屋排気系のうち、建屋排気フィルタユニットから建屋排風機下流の逆止ダンパの取合い部の範囲を嵩上げする。			
	D-3 (down): S クラスから B (Ss), B, C (Ss), C クラスへ の格下げ	・耐震 S クラスから耐震 B、C クラスまたは B(Ss)、C(Ss)への格下 げをする設備 (例) 定量ポット、中間ポット 等			
	D-3 (他):他条文からの要求 で機能維持 (Ss)	・他条文(溢水等)からの要求で機能維持(Ss)と必要となる設備 (例) 防水扉(または水密扉)、堰、感知器 等			
	D-4 (竜巻): 外部からの衝撃 による損傷の防止 (竜巻)	・技術基準(外部からの衝撃による損傷の防止(竜巻))に係る 設計条件が変更または追加されたもの			
	D-4 (火山):外部からの衝撃 による損傷の防止 (火山)	・技術基準 (外部からの衝撃による損傷の防止 (火山)) に係る設 計条件が変更または追加されたもの			
	D-4 (外火): 外部からの衝撃 による損傷の防止 (外部火 災)	・技術基準(外部からの衝撃による損傷の防止(外部火災))に係る設計条件が変更または追加されたもの			
D-4**	D-4 (火災):火災等による損 傷の防止	・技術基準 (火災等による損傷の防止) に係る設計条件が変更または追加されたもの			
	D-4 (溢水): 溢水による損傷 の防止	・技術基準 (溢水による損傷の防止) に係る設計条件が変更または追加されたもの			
	D-4 (薬品): 化学薬品の漏え いによる損傷の防止	・技術基準 (化学薬品の漏えいによる損傷の防止) に係る設計条件が変更または追加されたもの			
	D-4(材構):材料及び構造(耐 圧強度)	・技術基準(材料及び構造(耐圧強度))に係る設計条件が変更または追加されたもの			
	D-4 (他): その他の設計条件 変更・追加	・上記以外の設計条件が変更または追加されたもの			

※:区分の記載に合わせて、具体的な設計または評価の内容を簡潔に記載する。

表 1.5-7 (2/2) DB⑤「申請区分」欄の記載区分【再処理施設・廃棄物管理施設 共通】

区分	定義	解釈
D-5	設備の追加・変更に伴うバウンダリ(安重範囲含む)変更	・安重区分の見直し、SA設備の追加等に伴い、バウンダリ範囲 を変更する系統および設備
D-6	記載の適正化	・仕様表の変更がある設備のうち、軽微な変更があるもの (例) 耐震クラスの読み替え (耐震クラス A、As ⇒ S)、SI 単位 化による修正、仕様表の記載内容が基本設計方針の記載と 重複しているため削除 等
_	変更なし	・設計条件の変更も仕様表の変更もないもの

表 1.5-8 SA①「耐震重要度」欄の記載区分【再処理施設】

区分	定義
耐震重要	常設重大事故等対処設備であって、耐震重要施設 (耐震 S クラスに属する施設) に属する安全機能を有する施設が有する機能を代替するもの
耐震重要以外	上記以外の常設重大事故等対処設備
_	可搬型重大事故等対処設備

表 1.5-9 SA②「1.2Ss機能維持」欄の記載区分【再処理施設】

区分	定義
	技術基準規則第36条(30条)の要求事項である,基準地震動を1.2倍した地震力に対して,必要な機能が損なわれるおそれがないように設計する設備
_	上記以外

表 1.5-10 SA③「品質重要度」欄の記載区分【再処理施設】

区分		定義
クラス I		
クラスⅡ	「 五 切如東 光 如	口所毛亜佐八将甘油 (亜紹)」のウルフトフ
クラスⅢ	「再処理事業部	品質重要度分類基準(要領)」の定めによる。
クラス I V		

表 1.5-11 SA④「申請区分」欄の記載区分【再処理施設】

区分	定義	解釈
S-1	SA 新設 (既設の新規登録含む)	・新規で設置するSA設備(常設・可搬) ・既設工認において未申請設備をSAとして使用する設備
S-2	基本設計方針	・基本設計方針のみで適合性説明するもの
S-3	DB の SA 使用(条件変更な し)	・DB兼SA設備 (既設工認で申請した設備をSAで使用する) の うち、環境条件 (使用条件、保管条件等) がDBから変更がない SA設備 (例) 内的事象で使用するSA設備のうち、電気・計装系等の常設 設備 等
S-4	SA 既設条件アップ	・DB兼SA設備 (既設工認で申請した設備をSAで使用する) の うち、環境条件 (使用条件、保管条件等) がDBから変更する S A設備 (例) 内的・外的事象で使用するSA設備のうち、動的機器 等
S-5	SA 既設使用目的変更	・DB兼SA設備(既設工認で申請した設備をSAで使用する)の うち、系統機能をDBから変更するSA設備 (例)蒸発乾固の機器注水対策で用いる配管(エアパージ用の計 装配管を機器注水用の配管として使用する。)

(5) 後記の様式-7で作成する基本設計方針において、複数の機能(施設間を含む。)を兼用する設計を行う設備が「機器名」欄に記載されている場合は、図1.5-5のように、「兼用する場合の施設・設備区分」欄に属する各欄に登録する区分を記載する。また、兼用する設計がない場合は、当該欄に「一」を記載する。

様式-7

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類六	備考
	設計基準施設の施設と兼用する圧	 		
I	縮空気設備の一部である安全圧縮	Ī		
l	空気系として使用することから,	1		

 \bigcup

(例

DB:その他再処理設備の附属施設 圧縮空気設備

SA: 再処理設備本体 溶解施設 代替可溶性中性子吸収材緊急供給系

施設区分	設備区分	機器区分	機器名	数	量	/	関連条文	工事有無 (要求条文)	他施設との 共用	兼用する場合の施設・設備区分	
ル設区力				容	数量 容量					主登録	兼用登録
その他再処 理設備の付 属施設	圧縮空気設備		空気圧縮機						i	その他再処理 設備の付属施 設 圧縮空気設備	再処理設備本 体 溶解施設 代替可溶性中 性子吸収材緊 急供給系

様式-5

図 1.5-5 「兼用する場合の施設・設備区分」欄に属する各欄の記載例(再処理施設の例)

(6) 「機器名」欄に記載された設備ごとに(2) \sim (5) を繰り返すことにより、様式-5 のすべてのセルを埋める。

1.6 様式-6 (設工認申請書各条文の設計の考え方)

設計を主管する箇所の長は、設計すべき項目を基本設計方針として漏れなく作成するため、後記 1.7 の様式-7 の作成にあわせ、以下に従って、基本設計方針として記載する事項およびそれらの設工認添付書類の設工認資料作成の考え方(理由)、基本設計方針として記載しない場合の考え方ならびに詳細な検討が必要な事項として含めるべき設工認添付書類との関係を、技術基準規則の条番号ごとに取りまとめる。

(1) 様式-7で作成した基本設計方針について、技術基準規則の条文および解釈を受けた事項、また事業変更許可申請書本文以外で詳細設計が必要な事項を抽出する。 抽出した結果をもとに、図1.6-1に示す様式-6の「技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方」に属する欄に、表1.6-1に示す内容を記載する。

第○条 (○○○○)								
1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方								
No.	基本設計方針に記載する事項	設工認資料作成の考え方(理由)	項・号	解釈	添付書類			
1	○○○設計の方針	技術基準の要求を受けている内容	00	00	a, b			
A	® ©		D	Ē	F			
		•						
		•						

4. 添付書類等

No. 書類名

a 仕様表

b ○○に関する説明書

図 1.6-1 様式-6 の各欄と説明項目の関係(1)

表 1.6-1 「技術基準の条文への適合に関する考え方」の記載区分

様式-6の欄	記載内容
A No.	○の囲い文字(数字)で、1 からの通し番号を付与する。 この番号は®に関連する様式-7 の記載箇所との紐付けに使用する。
® 基本設計方針に 記載する事項	技術基準規則の条文および解釈を受けた事項、また事業変更許可申請書本 文以外で詳細設計が必要な事項を記載する。
©適合性の考え方 (理由)	®の基本設計方針で記載する事項を受けて、適合させるための詳細設計の 内容 (概要) を記載する。
① 項・号	®に関連する技術基準規則の項番号以下を記載する。(関連する条文が規定する条項が識別できる程度でよく、号等の最小単位とする必要はない。)
E 解釈	®に関連する技術基準規則解釈の項番号以下を記載する。
⑤ 添付書類	©の考え方に仕様表または添付書類名の記載がある場合(仕様表記載等)は、その添付書類の具体的名称を、様式-6「4.添付書類等」欄に記載するとともに、その通し番号(aから始まる英小文字)を本欄に記載する。

(2) 様式-7で記載した事業変更許可申請書本文の記載事項のうち、基本設計方針として記載しない事項を抽出する。

抽出した結果をもとに、図 1.6-2 に示す様式-6 の「事業変更許可申請書の本文 のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方」に属する欄に、表 1.6-2 に示す 内容を記載する。

2. 事	2. 事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方					
No.	項目	考え方	添付書類			
1	000	「○○○」については、技術基準の要求事項を受け、「△ △△」と記載する。	a, b			
(A)	®	©	<u> </u>			

•

4. 溺	於付書類等						
No.	書類名						
а	仕様表						
b	□○○に関する説明書						

図 1.6-2 様式-6 の各欄と説明項目の関係 (2)

表 1.6-2 「事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方」 の記載区分

様式-6の欄	記載内容
A No.	□の囲い文字(数字)で、1 からの通し番号を付与する。 この番号は®に関連する様式-7 の記載箇所との紐付けに使用する。
® 項目	事業変更許可申請書本文の記載事項のうち、基本設計方針として記載しない事項 を記載する。
© 考え方	基本設計方針として記載しない理由を記載する。 (理由例) ・第○条に対する設計方針であり、第○条に記載するため記載しない ・具体的な設計方針となっている添六を採用するため記載しない ・仕様表に記載する内容のため記載しない
① 添付書類	©の考え方に仕様表または添付書類名の記載がある場合(仕様表記載等)は、その添付書類の具体的名称を、様式-6「4.添付書類等」欄に記載するとともに、その通し番号(aから始まる英小文字)を本欄に記載する。

(3) 様式-7で記載した事業変更許可申請書添付書類の記載事項のうち、基本設計方針として記載しない事項を抽出する。

抽出した結果をもとに、図 1.6-3 に示す様式-6 の「事業変更許可申請書の添六^{*}のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方」に属する欄に、表 1.6-3 に示す 内容を記載する。

※:再処理施設の場合であり、廃棄物管理施設の場合、「添五」となる。

3. 事	3. 事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方				
No.	項目	考え方	添付書類		
⟨1⟩	本文と添六における同じ趣旨の 記載	本文と趣旨が同じであり記載しない	a, b		
(A)	B	©	<u> </u>		

•

4. 溺	. 添付書類等			
No.	書類名			
а	仕様表			
b	○○に関する説明書			

図1.6-3 様式-6の各欄と説明項目の関係(3)

表 1.6-3 「事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方」の記載区分

様式-6の欄	記載内容
A No.	◇の囲い文字(数字)で、1 からの通し番号を付与する。 この番号は®に関連する様式−7 の記載箇所との紐付けに使用する。
® 項目	事業変更許可申請書添付書類六の記載事項のうち、基本設計方針として記載しない事項を記載する。
© 考え方	基本設計方針として記載しない理由を記載する。 (理由例) ・第○条に対する設計方針であり、第○条に記載するため記載しない ・事業指定申請書本文と内容が重複するため記載しない ・仕様表に記載するため記載しない
① 添付書類	©の考え方に仕様表または添付書類名の記載がある場合(仕様表記載等)は、その添付書類の具体的名称を、様式-6「4.添付書類等」欄に記載するとともに、その通し番号(aから始まる英小文字)を本欄に記載する。

1.7 様式-7 (要求事項との対比表)

1.7.1 はじめに

新規制基準における設工認申請にあたり、「基準への適合性を確保する」および「詳細設計を行う際の要求事項として設計すべき項目(以下「基本設計方針(設計要求事項)」という。)を適切な設計及び工事の方法に係る品質管理を行う」を必要がある。このため、再処理施設または廃棄物管理施設において事業変更許可申請書本文および添付書類に記載されている内容を引用し、基本設計方針(設計要求事項)を技術基準規則の条文ごとに取りまとめる。

1.7.2 基本設計方針の作成目的

(1) 再処理施設の目的

- a. 事業変更許可申請書との整合性を確保する。
 - ⇒ 法第四十五条第三項第一号(事業指定(変更許可)どおりであること。) その設計及び工事の計画が第四十四条第一項の指定を受けたところ、前条第 一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによ るものであること。

注:品質管理に係る部分も第一号の規定に定める部分に含まれる。

- b. 技術基準規則に対する適合性を確保する。
 - ⇒ 法第四十五条第三項第二号(技術基準規則に適合するものであること。) 再処理施設が第四十六条の二の技術上の基準に適合するものであること。

(2) 廃棄物管理施設の目的

- a. 事業変更許可申請書との整合性を確保する。
 - ⇒ 法第五十一条の七第三項第一号(事業(変更)許可どおりであること。) その設計及び工事の計画が第五十一条の二第一項若しくは第五十一条の五第 一項の許可を受けたところ又は同条第二項の規定により届け出たところによ るものであること。

注:品質管理に係る部分も第一号の規定に定める部分に含まれる。

- b. 技術基準規則に対する適合性を確保する。
 - ⇒ 法第五十一条の七第三項第二号(技術基準規則に適合するものであること。) 特定第一種廃棄物管理施設が第五十一条の九の技術上の基準に適合するもの であること。

1.7.3 基本設計方針(設計要求事項)の作成の基本的な考え方

- (1) 事業変更許可申請書との整合性を確保する観点から、事業変更許可申請書本文に 記載している適合性確認対象設備に関する「設備の基本設計方針」および設備と一体 となって適合性を担保するための「運用」と基にした詳細設計が必要な設計要求事項 を記載する。
- (2) 技術基準規則への適合性を確保する観点で、事業変更許可申請書本文以外で詳細設計が必要な設計要求事項があるものは、その理由を明確にしたうえで記載する。
- (3) 事業変更許可申請書本文または再処理施設の添付書類六、廃棄物管理施設の添付 書類五に記載された機能等を有する設備に該当しない、自主的に設置したもの(自主 対策設備)は記載しない。
- (4) 基本設計方針(設計要求事項)は、必要に応じて基本事項、○○の発生防止、○○の拡大防止、○○の影響緩和などといった事業変更許可申請書に示す安全設計の深層防護の考え方の記載順位または技術基準規則の記載順位となるように解りやすく構成し、箇条書きにする等の簡潔に表現を工夫して作成する。
- (5) 基本設計方針の作成にあたっては、必要に応じて以下の点に留意して作成する。

a. 手段の明確化

事業変更許可本文記載事項のうち、「性能」を記載している設計方針は、技術基準規則への適合性を確保する上で、その「性能」を持たせるための手段を特定できるように記載する。

また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応 した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

なお、手段となる「仕様」が仕様表で明確な場合は記載しない。

b. 運用の担保先の明確化

事業変更許可本文記載事項のうち「運用」は、「基本設計方針」として、運用の継続的改善を阻害しない範囲で必ず遵守しなければならない条件がわかる程度の記載を行うとともに、運用を定める箇所(QMS文書で定める場合は「保安規定」を記載)の呼び込みを記載し、必要に応じ、添付書類の中でその運用の詳細を記載する。

また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許可本文に対応

した事項以外に必要となる運用を付加する場合も同様の記載を行う。

c. 評価に対する対応

事業変更許可本文で評価を伴う記載がある場合は、設工認にて担保する条件 を以下のいずれかの方法を使い分けることにより記載する。

- (a) 評価結果が示されている場合、評価結果を受けて必要となった措置のみを設 工認の対象とする。
- (b) 今後評価することが示されている場合、評価する段階(設計又は工事)を明確 にし、評価の方法及び条件、その評価結果に応じて取る措置の両者を設工認の対 象とする。

d. 該当しない条文

- (a) 要求事項が該当しない条文については、該当しない旨の理由を記載する。
- (b) 条項号のうち、適用する設備がない要求事項は、「適合するものであることを 確認する」という審査の観点を踏まえ、当該要求事項の対象となる設備を設置し ない旨を記載する。

e. 指針等の引用

技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守する ことを要求される場合は、基本設計方針に記載する。

なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。

- (a) 原子力規制委員会の審査ガイドは今後の改訂による最新基準への適合を踏ま え、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。
- (b) 特定の版を使用する場合は、引用する文書名及び版を識別するための情報(施行日等)を記載する。
- (c) 上記以外の法令、規格及び基準や計算で使用する許容値等の引用規格は、必要 に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし、基本設計方針に記載し ない。

以上を踏まえた具体的記載例と考え方を、表 1.7-1 に示す。

	0 → + 4 + Γ ÷		記載例	-t \ 1.	
	記載方針	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類	考え方
基①	事業変更許可本文記載事項のう	【濃縮】	(イ) 気体廃棄物の廃棄設備	ト 放射性廃棄物管理	下記性能と手段がわかるよう,本
(手段の	ち、「性能」を記載している設計方	【例①−1 廃棄施設,換気設備】	(2) 廃棄物の処理能力	(イ) 放射性気体廃棄物	文の記載を基本設計方針に記載。
明確化)	針は、技術基準規則への適合性を		第 1 種管理区域の気体廃棄物の廃	(1) 排気設備	
	確保する上で、その「性能」を持た	b. 廃棄物の処理能力	棄設備は,第1種管理区域を第2種管	第1種管理区域内の気圧は,隣接する第2種管理区域,非管理区	「性能」
	せるための手段を特定できるよう	排気処理を行う気体廃棄物の廃棄設備の系統には,周		域及び建屋外より負圧に維持するとともに、第1種管理区域からの	放射線障害を防止するために
	に記載する。	辺監視区域外の空気中の放射性物質の濃度を十分に低減	圧に維持し、かつ <u>気体廃棄物の周辺監</u>	排気は排気ダクトを通じ、プレフィルタ1段及び高性能エアフィル	必要な換気能力
		できるよう、十分な捕集効率を有するフィルタユニット	視区域外の空気中の放射性物質の濃	タ1段で処理した後、排気口を通じて屋外に排出する。	「手段」
		を設けるとともに、放射線障害を防止するために必要な	度を十分に低減できる能力を有する	(2) 排気管理	排気風量
		換気を行うために十分な風量を有する排風機を設ける設	ものとし、その処理能力は、次表に示	(中略)	
		<u>計とする。</u>	すとおりである。		「性能」
		また,フィルタユニットのプレフィルタ及び高性能工	ウラン濃縮建 約 287000m³/h	② プレフィルタ及び高性能エアフィルタの前後の差圧を測定す	放射性物質濃度を濃度限度以下
		アフィルタの前後の差圧を測定することにより, フィル	排気風量	ることにより、フィルタの目詰まりを監視する。また、高性能エア	とする廃棄能力
		タの目詰まりを監視し、高性能エアフィルタについては	高性能エアフ イルタの捕集 99.9%以上 (1	フィルタは交換後に捕集効率の測定を行う。	「手段」
		交換後に捕集効率の測定を行う。プレフィルタ及び高性	カ率 段) (注)		フィルタユニットの捕集効率
		能エアフィルタは、フィルタユニットに取り付けられ、	(注) 0.3μmDOP 粒子		
		取替えが容易な構造とする。			※負圧維持は「閉じ込め」で記載
		【濃縮】		(へ) 内部飛来物に対する考慮	本文の記載(性能)だけでは、手
		【例①-2 安全機能を有する施設】	⑤ 本施設は、クレーンその他の機器	本施設は、クレーンその他の機器の損壊に伴う飛散物により、UF ₆	
		c. 機器の損壊に伴う飛散物に対する考慮として, 飛散	の損壊に伴う飛散物により、閉じ込	 を内包する機器の閉じ込めの機能を損なわないように,以下の対策	対策を講じることを追記
		物となり得るクレーンその他の機器に対する構造強度	めの機能を損なわない設計とする。	を講じる。	
		確保,配置上の考慮等の対策を講じることにより,UF6		(1) 天井走行クレーン	「性能」
		確保,配置上の考慮等の対策を講じることにより、UF ₆ を内包する機器の閉じ込めの機能を損なわない設計と		(1) <u>天井走行クレーン</u> 天井走行クレーンに対する落下防止対策を講じる。具体的には、	「性能」 クレーン等の内部飛来物によ
		<u>を内包する機器の閉じ込めの機能を損なわない設計と</u>			_
				<u>天井走行クレーンに対する落下防止対策</u> を講じる。具体的には、	クレーン等の内部飛来物によ
		<u>を内包する機器の閉じ込めの機能を損なわない設計と</u>		天井走行クレーンに対する落下防止対策を講じる。具体的には、 以下のとおりとする。	クレーン等の内部飛来物によ る閉じ込め機能を損なわない
		<u>を内包する機器の閉じ込めの機能を損なわない設計と</u>		天井走行クレーンに対する落下防止対策を講じる。具体的には、以下のとおりとする。 ウラン貯蔵・廃棄物建屋内の A~C ウラン貯蔵室の天井走行ク	クレーン等の内部飛来物による閉じ込め機能を損なわない 「手段」
		<u>を内包する機器の閉じ込めの機能を損なわない設計と</u>		天井走行クレーンに対する落下防止対策を講じる。具体的には、以下のとおりとする。 ウラン貯蔵・廃棄物建屋内の A~C ウラン貯蔵室の天井走行クレーン、1 号均質室、2 号発回均質室の天井走行クレーンは、そ	クレーン等の内部飛来物による閉じ込め機能を損なわない 「手段」 ・クレーン:耐震性
		<u>を内包する機器の閉じ込めの機能を損なわない設計と</u>		天井走行クレーンに対する落下防止対策を講じる。具体的には、以下のとおりとする。	クレーン等の内部飛来物による閉じ込め機能を損なわない 「手段」 ・クレーン:耐震性 ・遠心機:ケーシング強度
		<u>を内包する機器の閉じ込めの機能を損なわない設計と</u>		天井走行クレーンに対する落下防止対策を講じる。具体的には、以下のとおりとする。	クレーン等の内部飛来物による閉じ込め機能を損なわない 「手段」 ・クレーン:耐震性 ・遠心機:ケーシング強度
		<u>を内包する機器の閉じ込めの機能を損なわない設計と</u>		天井走行クレーンに対する落下防止対策を講じる。具体的には、以下のとおりとする。 ウラン貯蔵・廃棄物建屋内の A~C ウラン貯蔵室の天井走行クレーン、1 号均質室、2 号発回均質室の天井走行クレーンは、その落下の衝撃や飛散物によって貯蔵している UF ₆ シリンダ類及び付着ウラン回収容器が破損し、UF ₆ が漏えいするのを防止するため、第1類の地震力に対して天井走行クレーンが落下しない設計	クレーン等の内部飛来物による閉じ込め機能を損なわない 「手段」 ・クレーン:耐震性 ・遠心機:ケーシング強度
		<u>を内包する機器の閉じ込めの機能を損なわない設計と</u>		天井走行クレーンに対する落下防止対策を講じる。具体的には、以下のとおりとする。 ウラン貯蔵・廃棄物建屋内の A~C ウラン貯蔵室の天井走行クレーン、1号均質室、2号発回均質室の天井走行クレーンは、その落下の衝撃や飛散物によって貯蔵している UF ₆ シリンダ類及び付着ウラン回収容器が破損し、UF ₆ が漏えいするのを防止するため、第1類の地震力に対して天井走行クレーンが落下しない設計とする	クレーン等の内部飛来物による閉じ込め機能を損なわない 「手段」 ・クレーン:耐震性 ・遠心機:ケーシング強度
		<u>を内包する機器の閉じ込めの機能を損なわない設計と</u>		天井走行クレーンに対する落下防止対策を講じる。具体的には、以下のとおりとする。 ウラン貯蔵・廃棄物建屋内の A~C ウラン貯蔵室の天井走行クレーン、1号均質室、2号発回均質室の天井走行クレーンは、その落下の衝撃や飛散物によって貯蔵している UF ₆ シリンダ類及び付着ウラン回収容器が破損し、UF ₆ が漏えいするのを防止するため、第1類の地震力に対して天井走行クレーンが落下しない設計とする (2) 遠心分離機	クレーン等の内部飛来物による閉じ込め機能を損なわない 「手段」 ・クレーン:耐震性 ・遠心機:ケーシング強度

		記載例		-t > 1.
記載方針	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類	考え方
			(3) ポンプ (回転機器)	
			本施設内に設置している回転機器には送風機,排風機,ポンプ	
			類があり,送風機及び排風機については,UF6 を取り扱う機器の	
			<u>ある室には設置しない</u> ことにより、損壊に伴う回転体の飛散物に	
			よって他の UF6 を取り扱う機器の閉じ込めの機能を損なわない	
			設計とする。	
			また, UF6 を取り扱う機器のある室に設置しているポンプ類は	
			小型とし、ポンプ類の損壊に伴う回転体の飛散物により UF6 を	
			取り扱う機器の閉じ込め機能に波及的影響を与えない設計とす	
			る。	
	【濃縮】	ロ 加工施設の一般構造		基本設計方針の記載で形状寸法
	【例①─3 臨界】	(イ) 核燃料物質の臨界防止に関する		管理を実施すること, 減速度管理
	(1) 基本事項	構造		をすることがわかるので具体的
	(中略)	(中略)	口 臨界安全設計	な核的制限値(本文, 添付書類と
	a. 単一ユニットの臨界管理	・核燃料物質の取扱い上の一つの単	(1) 単一ユニットの臨界安全	もに記載) は基本設計方針に記載
	核燃料物質の取扱い上の一つの単位を単一ユニットと	位を単一ユニットとし, 臨界管理の	核燃料物質の取扱い上の一つの単位を単一ユニットとし、臨界管理	しない。
	し, 臨界管理の対象に選定する設備及び機器は, 濃縮度,	対象に選定する設備及び機器は, 濃	の対象に選定する設備及び機器は、濃縮度、減速度及び形状寸法の	
	減速度及び形状寸法の核的制限値を定め、濃縮度と減速	縮度,減速度及び形状寸法の核的制	核的制限値を定め、濃縮度と減速度及び濃縮度と形状寸法管理を組	「性能」
	度及び濃縮度と形状寸法管理を組み合わせて管理する。	限値を定め、濃縮度と減速度及び濃	み合わせて管理する。	臨界防止
		縮度と形状寸法管理を組み合わせ		「手段」
	(2) 臨界管理の基準	て管理する。		濃縮度管理,形状寸法管理,減
	(中略)			速度管理
	a. 濃縮度管理			
	(中略)			
	b. 形状寸法管理			
	<u>ウランを収納する設備及び機器のうち、その形状寸法を</u>		② ウランを収納する設備及び機器のうち、その形状寸法を制限し	
	制限し得るケミカルトラップ (NaF) は、形状寸法を核的		得るケミカルトラップ (NaF) は、形状寸法を核的制限値以下に制限	
	制限値以下に制限する		<u>する。</u>	
	c. 減速度管理			
	UF ₆ を取り扱う設備及び機器において、収納するウラン		③ UF6を取り扱う設備及び機器において、収納するウランの質量、	
	の質量、容積及び形状のいずれをも制限することが困難		容積及び形状のいずれをも制限することが困難なもの(コールドト	
	なもの(コールドトラップ,製品シリンダ,中間製品容器,		ラップ、製品シリンダ、中間製品容器、付着ウラン回収容器及び減	
	付着ウラン回収容器及び減圧槽)は、UF ₆ を密封系統内で		圧槽)は、UF6を密封系統内で取り扱うことにより、大気中の水分	
	取り扱うことにより、大気中の水分との接触を防止する。		との接触を防止し、原料 UF6 を系統内に供給する際には、必要に応	

-1 -1-4-1-1 10 -1-44- r=	記載例			+r. >	
記載方針	基本設計方針	事業変更許可申請書 本	文	事業変更許可申請書 添付書類	考え方
	原料 UF6 を系統内に供給する際には,必要に応じて脱気を			じて脱気を行い,不純物(HF等)を除去することで減速条件を核的	
	行い, 不純物 (HF 等) を除去することで減速条件を核的			制限値以下に制限する。	
	制限値以下に制限する。また、この場合には、誤操作等を			また,この場合には、誤操作等を考慮する。	
	考慮する。原料 UF6 供給時の脱気の実施については加工施	ホ 濃縮施設の構造及び設備		単一ユニットの核的制限値及び臨界安全値は、次表によるものとす	
	設保安規定に定めて管理する。	(二) 主要な核的及び熱的制]限値	る。	
		(1) 核的制限值		验備及び機器 臨界因子 取扱物質 机砂 臨界安全値 新極 制架値	
		① 単一ユニット		カスケード投機	
		(中略)		(UF ₆ 返煙設備) 製造コールドトラップ 一般パーンポニールドトラップ	
				[均質・ブレンデュング設備] 均質パーシポコールドトラップ [付着ウラン回収投稿] 回収水売舎ガスコールドトラップ	
		登録及び報節 (株 佐 日 年 年 7 年 年 7 年 年 7 年 年 7 年 年 7 年 年 7 年 年 7	(6) 編 界 限 値 安 全 値 5% -	国政がFF;コールドトラップ パーショ形はコールドトラップ 製品シリンダ 中間製品管器 減圧費 付着ウラン国収管器	
		- 一歌・一ジ系 - 一小ドトラップ 「恋賞・ブレンディンテ放射」 「恋賞・ブレンディンテ放射」 「歌歌・一ジ系 - ルドトラップ 対点とランダ 中間風光等 - 「「「「「」」」 「「「」」 「「「」」 「「」 「」」 「」 「	-235 R/U-225 . 7 10	ケミカルトラップ(NoF)	
		〒田田本田	66 -	TUFAU理控集 推薦排気系ケミカルトラップ (NaF) 一般パーシ系ケミカルトラップ	
		(NaF) (NaF) - 機パージ系ケミカルトラップ (NaF) (以下のウ (以下の (以下の (以下の (以下の (以下の (以下の (以下の (以下の	55cm 58.8cm	(NAF) (均質、ブレンディング設備) 均質パージ系ケミカルトラッフ (NAF) 形状寸法	
		(8) 注1:カスケード設備の資格域の一板で推破を対めた視える場合がある。 注2: 繊維度管理をカスケード設備で行い、カスケード設備の製品側出口の農物度として	して 顔を設定する。	[付着ウラン回収設備]	
また、技術基準規則の本文・解釈	【濃縮】	_		③防護設計の基本方針	○自然現象への防護設計を示す
への適合性の観点で、事業変更許	【例①-4 外部衝擊(外部火災)】			(中略)	うえで、関連する運用(ダンパ閉
可本文に対応した事項以外に必要	c. 防護設計の基本方針			c. 敷地内に消防自動車等の消火設備を配備するとともに, 通報連	止, 生産運転停止等) も示す必要
となる運用を付加する場合も同様	(中略)			絡者及び初期消火活動のため自衛消防隊を本施設内に常駐させ	があるため, 添付書類記載事項を
の記載を行う。	(c) 森林火災評価に用いる植生に関する定期的な現場確			る。また、火災発生時の対応については、火災防護計画を定める	基本設計方針に示す。
	認,植生に大きな変化があった場合の再解析,外部火災の			方針とする。火災防護計画の具体的な内容としては、散水により	「手段」として、どのような運用
	評価の条件等に変更があった場合の影響評価,外部火災			防火帯外側,建屋外壁等へ熱影響を緩和する等の措置を講じる方	を行うかわかるように記載する。
	に対する事前散水を含む消火活動,カスケード設備の生			針とする。さらに、航空機燃料からの有毒ガス、輻射熱を考慮し、	
	産運転停止等の措置, ばい煙等が予想される場合の送排			防火服等の装備品を整備する。	
	風機の停止・送排気系ダンパ閉止に関すること等の外部				
	火災防護に関する運用を加工施設保安規定に定めて管理			⑩ 手順等	
	<u>する。</u>			外部火災に対しては、火災発生時の対応、防火帯の維持及び管	
				理を適切に実施するための対策を火災防護計画等に定める。ま	
				た、保安規定にて、火災防護計画を定めることを明確にする。	
				a. 防火帯の維持及び管理においては,手順を整備する。	
				b. 防護対象施設及び屋外危険物貯蔵施設の設計変更に当たって	
				は,外部火災によって,防護対象安全機能を損なうことがない	

記載方針			記載例		+v. > -1-
		基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類	考え方
				よう影響評価を行い確認する手順を整備する。	
				c. 敷地外の外部火災に対する事前散水を含む消火活動及び敷地	
				内の外部火災に対する消火活動については、消防自動車(化学	
				消防自動車)等の消防資機材を用いて実施する手順を整備す	
				る。また、航空機墜落火災による有毒ガスや輻射熱等を考慮し、	
				消火活動に必要な資機材を整備する。なお, 敷地内外の外部火	
				災発生時に実施する消火活動には、建屋外壁への散水活動を含	
				<u>t.</u>	
				d. 外部火災発生時の連絡体制, 防護対応の内容及び手順に関す	
				る教育並びに総合的な訓練を定期的に実施する手順を整備す	
				<u>3.</u>	
				e. 本施設敷地周辺及び敷地内の植生に関する定期的な現場確認	
				を実施する手順を整備する。また、FARSITE の入力条件である	
				植生に大きな変化があった場合は、再解析等を実施する手順を	
				<u>定める。</u>	
				f.上記b.及びe.に記載する事項以外に外部火災の評価の条	
				件等に変更があった場合においても, 防護対象安全機能への影	
				響評価を実施する手順を定める。	
				g. 外部火災が発生した場合は、火災の状況に応じて、本施設の	
				リスク低減を目的に運転を停止し, 必要に応じて消火活動等の	
				支援を行うように手順等を整備する。	
	なお, 手段となる「仕様」が仕様表	上記の例①-1, ①-3のとおり。	上記の例①-1, ①-3のとおり。	上記の例①-1, ①-3のとおり。	例①-1フィルタの捕集効率,例
	で明確な場合は記載しない。				①-3ケミカルトラップの外径は
					仕様表で示す。
基②	事業変更許可本文記載事項のうち	【濃縮】	また、UF6を内包する設備及び機器		○運用は必ず順守する条件がわ
(運用の	「運用」は、「基本設計方針」とし	【例②-1 外部衝撃(火山)】	のうち 2 号カスケード棟の <u>カスケー</u>		かる程度の記載とする
担保先の	て,運用の継続的改善を阻害しな	また、火山事象が予想される場合のカスケード設備内	ド設備は、火山事象が予想される場合	また、UF6を内包する設備及び機器のうち2号カスケード棟のカ	○運用の担保先として保安規定
明確化)	い範囲で必ず遵守しなければなら	部のUF ₆ の排気回収の措置,送排風機の停止・送排気系ダ	に, <u>内部のUF₆の排気回収</u> を行い,建	スケード設備は、火山事象が予想される場合に、内部の UF ₆ の排気	を記載する。
	ない条件がわかる程度の記載を行	ンパ閉止、降下火砕物の堆積が確認された場合の除去作	屋により防護を行う 2 号発回均質棟	回収を行い、建屋により防護を行う2号発回均質棟のケミカルトラ	
	うとともに, 運用を定める箇所 (Q	業及び防護対象施設への影響を確認するための点検に関	のケミカルトラップに回収するとと	ップに回収するとともに、送排風機の停止及び送排気系ダンパを閉	
	MS文書で定める場合は「保安規	することを加工施設保安規定に定める。	もに、送排風機の停止及び送排気系ダ	止する。	
	定」を記載)の呼び込みを記載し、		<u>ンパ</u> を <u>閉止</u> する。	降下火砕物の堆積が確認された場合は除去作業を行うとともに、防	
	必要に応じ,添付書類の中でその		降下火砕物の堆積が確認された場合	護対象施設への影響を確認するため点検を実施するものとし、その	
	運用の詳細を記載する。		は除去作業を行うとともに、防護対象	手順書を整備する。	
			施設への影響を確認するため点検を		

	=¬ +\		記載例		+x > -L
	記載方針	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類	考え方
			実施するものとし、その手順書を整備する。		
	また、技術基準規則の本文・解釈への適合性の観点で、事業変更許	上記の例①-4 のとおり。	上記の例②-2 のとおり。	上記の例②-2 のとおり。	本文以外の運用を記載する際に おいても、遵守する条件、運用の
	可本文に対応した事項以外に必要 となる運用を付加する場合も同様 の記載を行う。				担保先(保安規定)がわかるように記載する。
基③	事業変更許可本文で評価を伴う記	【廃棄物】	ロ. 廃棄物管理施設の一般構造	1.6.7 外部火災防護に関する設計	既に事業変更許可申請書で解析
(評価に	載がある場合は、設工認にて担保	c. 外部火災	(口) 外部火災	1.6.7.1 外部火災防護に関する設計方針	コードを用いた影響評価が実施
対する対	する条件を以下のいずれかの方法	廃棄物管理施設は,想定される外部火災(「原子力	安全機能を有する施設は、想定	1.6.7.3 森林火災	されて評価結果が示されている
応)	を使い分けることにより記載す	発電所の外部火災影響評価ガイド」を参考として,森	される外部火災において, 最も厳	(1) 概 要	場合
	る。	林火災, 近隣の工場, 石油コンビナート等特別防災区	しい火災が発生した場合におい	想定される森林火災については,外部火災ガイドを参考とし	
	(a) 評価結果が示されている場	域,危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以下「近隣	ても, その安全機能を損なわない	て,初期条件(可燃物量(植生),気象条件及び発火点)を,廃	(評価結果)
	合,評価結果を受けて必要とな	の産業施設」という。) の火災及び爆発並びに航空機	設計とする。	棄物管理施設への影響が厳しい評価となるように設定し、森林	外部火災ガイド(FARSIT
	った措置のみを設工認の対象と	墜落による火災) において, 火災源を再処理事業所敷	外部火災としては,「原子力発	火災シミュレーション解析コード(以下「FARSITE」と	E)による影響評価により算出さ
	する。	地内及び敷地外に設定し外部火災防護対象施設に係	電所の外部火災影響評価ガイド」	いう。)を用いて影響評価を実施する。	れる最大火線強度(9,128 k W/
		る温度や距離を算出し、それらによる影響評価を行	を参考として、森林火災、近隣の	この影響評価の結果に基づき、必要な防火帯及び離隔距離を	m (発火点2)) に対し, 風上に樹
		い、最も厳しい火災が発生した場合においても安全	工場,石油コンビナート等特別防	確保することにより、設計対処施設の温度を許容温度以下と	木がある場合の火線強度と最小
		機能を損なうことのない設計とする。	災区域,危険物貯蔵所及び高圧ガ	し、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわない設計とす	防火帯の関係から,必要とされる
		廃棄物管理施設は、防火帯の設置、離隔距離の確	ス貯蔵施設(以下「近隣の産業施	る。	最小防火帯幅 24.9m
		保, 建屋による防護等により, 外部火災に対して安全	設」という。)の火災及び爆発並び	(2) 森林火災の想定	
		機能を損なわない設計とする。	に航空機墜落による火災を対象	(略)	(必要な措置)
		(略)	とする。		最小防火帯幅を上回る(幅 25m以
		(a) 防火帯幅の設定に対する設計方針	自然現象として想定される森	(7) 防火帯幅の設定	上)を敷地内に設置
		<u>自然現象として想定される森林火災については、森林火</u>	林火災については、敷地への延焼	FARSITEによる影響評価により算出される最大火線	
		災シミュレーション解析コード(以下,「FARSITE」	防止を目的として, 廃棄物管理施	強度 (9,128 k W/m (発火点 2)) に対し,外部火災ガイド	
		<u>という。)を用いて求めた最大火線強度(9,128kW/m)</u>	設の敷地周辺の植生を確認し、作	を参考として、風上に樹木がある場合の火線強度と最小防火	
		から算出した防火帯(幅 25m以上)を敷地内に設け,設	成した植生データ及び敷地の気	帯の関係から,必要とされる最小防火帯幅24.9mを上回る幅	
		計対処施設への延焼を防止し、外部火災防護対象施設の	象条件等を基に解析によって求	25m以上の防火帯を確保することにより、設計対処施設への	
		安全機能を損なわない設計とする。	めた最大火線強度(9,128 k W/	延焼を防止し、外部火災防護対象施設の安全機能を損なわな	
			m)から算出される防火帯(幅25	い設計とする。_	
			m以上)を敷地内に設ける。		

		記載例		±× ≥ +-
記載方針	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類	考え方
(b) 今後評価することが示されて	【廃棄物】	ロ. 廃棄物管理施設の一般構造	1.6.6 竜巻防護に関する設計	(評価の段階)
いる場合, 評価する段階(設計	a. 竜巻	(イ) 竜 巻	1.6.6.1 竜巻防護に関する設計方針	竜巻防護に係る強度計算を設工
又は工事) を明確にし、評価の	廃棄物管理施設は,「原子力発電所の竜巻影響評価ガ	安全機能を有する施設は、想定	原子力規制委員会の定める「事業許可基準規則」第八条では、	認で評価する。
方法及び条件、その評価結果に	イド」(平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 13061911 号	される竜巻が発生した場合におい	外部からの衝撃による損傷防止として、廃棄物管理施設は、想定	
応じて取る措置の両者を設工認	原子力規制委員会決定)(以下「竜巻ガイド」という。)	ても,作用する設計荷重に対してそ	される自然現象(地震及び津波を除く。)が発生した場合において	
の対象とする。	を参照し、竜巻及び随伴事象等に係る影響評価を設工	の安全機能を損なわない設計とす	も安全性を損なわないものでなければならないとしており、敷地	
	認段階で行い,必要に応じて構造強度計算及び竜巻防	<u>3.</u>	の自然環境を基に想定される自然現象の一つとして、竜巻を挙げ	
	護対策を行うことで安全機能を損なわない設計とす		ている。	
	<u>3.</u>		廃棄物管理施設の供用期間中に極めてまれに発生する突風、強	
			風を引き起こす自然現象としての竜巻及びその随伴事象等によ	
	(評価条件)		って安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計である	(評価条件)
	<u> 竜巻に対する防護設計を行うための設計竜巻の最大風</u>	<u>竜巻に対する防護設計を行うた</u>	ことを評価するため、「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(平	<u>(1)</u> 設計竜巻による風圧力による
	速は100m/sとし、設計荷重は、設計竜巻による風圧力	めの設計竜巻の最大風速は 100 m	成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 13061911 号 原子力規制委員会	荷重,気圧差による荷重
	による荷重、気圧差による荷重及び飛来物の衝撃荷重を	/s とし、設計荷重は、設計竜巻に	決定)(以下「竜巻ガイド」という。)を参照し,以下の竜巻影響	設計竜巻:100m/s
	組み合わせた設計竜巻荷重並びに安全機能を有する施設	よる風圧力による荷重, 気圧差によ	評価について実施する。	(2)飛来物の衝撃荷重として考慮
	に常時作用する荷重, 運転時荷重及びその他竜巻以外の	<u>る荷重及び飛来物の衝撃荷重を組</u>	(1) 設計竜巻及び設計荷重(設計竜巻荷重及びその他の組	する設計飛来物
	自然現象による荷重等を適切に組み合わせたものとして	<u>み合わせた設計竜巻荷重並びに安</u>	合せ荷重)の設定	種類:鋼製材
	<u>設定する。</u>	全機能を有する施設に常時作用す	(2) 廃棄物管理施設における飛来物に係る調査	長さ:4.2m
	また, 飛来物の発生防止対策として, 飛来物となる可能性	る荷重,運転時荷重及びその他竜巻	(3) 飛来物発生防止対策	幅:0.3m
	<u>のあるもののうち、運動エネルギ及び貫通力の大きさを</u>	以外の自然現象による荷重等を適	(4) 考慮すべき設計荷重に対する設計対処施設の構造健	奥行き: 0.2m,
	踏まえ、設計上考慮すべき飛来物(以下「設計飛来物」と	切に組み合わせたものとして設定	全性等の評価を行い、必要に応じ対策を行うことで安全	重量:135 k g
	いう。)を設定する。	<u>する。</u>	機能が維持されることの確認	最大水平速度:51m/s
	(1)設計竜巻による風圧力による荷重, 気圧差による荷重	安全機能を有する施設の安全機	安全機能を有する施設は、廃棄物管理施設が竜巻の影響を受け	最大鉛直速度:34m/s
	<u>設計竜巻:100m/s</u>	能を損なわないようにするため,安	る場合においてもその安全機能を確保するために, 竜巻に対して	(2)設計竜巻荷重の組合せ
	(2) 飛来物の衝撃荷重として考慮する設計飛来物	全機能を有する施設に影響を及ぼ	安全機能を損なわない設計とする。	設計対処施設の設計に用いる設
	種類:鋼製材	す飛来物の発生防止対策として,飛	(中略)	計竜巻荷重は、竜巻ガイドを参考
	<u>長さ:4.2m</u>	<u>来物となる可能性のあるもののう</u>	なお, ガラス固化体を収納した輸送容器は廃棄物管理施設内に	に風圧力による荷重(WW), 気圧
	<u>幅:0.3m</u>	ち,運動エネルギ及び貫通力の大き	一時的に保管されることを踏まえ、竜巻によりガラス固化体を収	差による荷重(WP)及び設計飛
	<u>奥行き:0.2m,</u>	さを踏まえ、設計上考慮すべき飛来	納した輸送容器に波及的破損を与えない設計とする。	来物による衝撃荷重(WM)を組
	<u>重量:135kg</u>	物(以下「設計飛来物」という。)を		み合わせた複合荷重とし,複合荷
	最大水平速度:51m/s	設定する。飛来物となり得る資機材	1.6.6.3.2 設計飛来物の設定	重WT1及びWT2は米国原子
	最大鉛直速度:34m/s	及び車両のうち,衝突時に与える運	(中略)	力規制委員会の基準類を参考と
	(3)設計竜巻荷重の組合せ	動エネルギ又は貫通力が設計飛来	第1.6-9表に廃棄物管理施設における設計飛来物を示す。	して、以下のとおり設定する。
	設計対処施設の設計に用いる設計竜巻荷重は, 竜巻ガイ	物によるものより大きくなるもの		$W_{T1} = W_P$
	ドを参考に風圧力による荷重($W_{ m w}$), 気圧差による荷重	については, 固定, 固縛, 建屋収納,		$W_{T2} = W_W + (1/2) \cdot W_P + W_M$

ニュ セレー・ハ	記載例			+7 > -1-
記載方針	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類	考え方
	(W_P) 及び設計飛来物による衝撃荷重 (W_M) を組み合	退避又は撤去を実施する。	第1.6-9表 廃棄物管理施設における設計飛来物	設計対処施設にはWT1及びW _T
	わせた複合荷重とし,複合荷重W _{T1} 及びW _{T2} は米国原子	また、再処理事業所外から飛来	飛来物の種類 可法 長さ×幅×奥行き	2の両荷重をそれぞれ作用させ
	力規制委員会の基準類を参考として,以下のとおり設定	するおそれがあり、かつ、再処理事	(m) 4.2×0.3×0.2	る。
	<u>する。</u>	業所内からの飛来物による衝撃荷	質量 (kg) 135	(3)設計竜巻荷重と組み合わせ
	$\underline{\mathbf{W}_{\mathrm{T}1}} = \mathbf{W}_{\mathrm{P}}$	重を上回ると想定されるものがあ	最大水平速度	る荷重の設定
	$\underline{\mathbf{W}_{\text{T}2}} = \mathbf{W}_{\underline{\mathbf{W}}} + (1/2) \cdot \mathbf{W}_{\underline{\mathbf{P}}} + \mathbf{W}_{\underline{\mathbf{M}}}$	る場合は、設計飛来物として考慮の	(m/s) 最大鉛直速度 24	設計竜巻荷重と組み合わせる荷
	設計対処施設には W_{T1} 及び W_{T2} の両荷重をそれぞれ作	要否を検討する。	(m/s) 34	重は、以下のとおりとする。
	<u>用させる。</u>			a. 設計対処施設に常時作用する
	(4)設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定		1.6.6.3.3 荷重の組合せと許容限界	荷重及び運転時荷重
	a. 設計対処施設に常時作用する荷重及び運転時荷重		(1)設計対処施設に作用する設計竜巻荷重	b. 竜巻以外の自然現象による荷
	<u>b. 竜巻以外の自然現象による荷重</u>		(中略)	重
	風:設計竜巻荷重に包絡		(2)設計竜巻荷重の組合せ	風:設計竜巻荷重に包絡
	落雷:荷重は発生しない。		設計対処施設の設計に用いる設計竜巻荷重は, 竜巻ガイドを	落雷:荷重は発生しない。
	<u>積雪:190cm</u>		参考に風圧力による荷重($W_{\underline{W}}$),気圧差による荷重($W_{\underline{P}}$)及	積雪:190cm
	降雹:設計竜巻荷重に包絡		び設計飛来物による衝撃荷重(W_{M})を組み合わせた複合荷重	降電:設計竜巻荷重に包絡
	降水:設計竜巻荷重に包絡		<u>とし,複合荷重W_{T1}及びW_{T2}</u> は米国原子力規制委員会の基準	降水:設計竜巻荷重に包絡
			類を参考として,以下のとおり設定する。	
	(竜巻に対する影響評価方法と防護設計)		$\underline{\mathbf{W}}_{\mathrm{T} 1} = \underline{\mathbf{W}}_{\mathrm{P}}$	(評価方法及び措置)
	竜巻防護対象施設を収納する建屋は,設計荷重(竜		$\underline{\mathbf{W}}_{\underline{\mathbf{T}}\underline{2}} = \underline{\mathbf{W}}_{\underline{\mathbf{W}}} + (1/2) \cdot \underline{\mathbf{W}}_{\underline{\mathbf{P}}} + \underline{\mathbf{W}}_{\underline{\mathbf{M}}}$	・竜巻防護対象施設を収納する建
	巻) に対して、主架構の構造健全性を維持するととも		設計対処施設には W_{T1} 及び W_{T2} の両荷重をそれぞれ作用さ	屋は設計荷重 (竜巻) 及び設計飛
	に、個々の部材の破損により施設内の竜巻防護対象施		<u>せる。</u>	来物に対する構造強度計算
	設が安全機能を損なわない設計とする。		(3)設計竜巻荷重と組み合わせる荷重の設定	
	また,設計飛来物の衝突に対しては,貫通及び裏面		設計竜巻荷重と組み合わせる荷重は,以下のとおりとする。	・建屋内の施設で外気と繋がって
	剥離の発生により竜巻防護対象施設が安全機能を損な		a. 設計対処施設に常時作用する荷重及び運転時荷重	いる竜巻防護対象施設は気圧差
	わない設計とする。		b. 竜巻以外の自然現象による荷重	荷重に対する構造強度計算
	建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施		竜巻は積乱雲や積雲に伴って発生する現象であり, 積乱雲の	
	設は、気圧差荷重に対して強度計算を実施し、竜巻防		発達時に竜巻と同時に発生する可能性がある自然現象は、落	・竜巻防護対象施設に波及的影響
	護対象施設が安全機能を損なわない設計とする。		雷,積雪,降雹及び降水である。これらの自然現象により発生	を及ぼし得る施設は設計荷重(竜
	竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設		する荷重の組合せの考慮は,以下のとおりとする。	巻) 及び設計飛来物に対する構造
	は,設計荷重(竜巻)を考慮しても倒壊等に至らないよ		なお,風(台風)に対しては,「1.6.1 (4) a. 竜巻,森	強度計算及び必要に応じて補強
	<u>う必要に応じて補強すること等により,周辺の竜巻防</u>		林火災及び火山の影響以外の自然現象に対する設計方針」にて	する設計
	護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。		考慮することとしている「建築基準法」に基づく風荷重が設計	
	なお、ガラス固化体を収納した輸送容器は廃棄物管		竜巻を大きく下回ることから、設計竜巻荷重に包絡される。	
	理施設内に一時的に保管されることを踏まえ, 竜巻に		ただし、竜巻と同時に発生する自然現象については、今後も	・竜巻随伴事象に対する設計
	よりガラス固化体を収納した輸送容器に波及的破損を		継続的に新たな知見の収集に取り組み、必要な事項については	(1) 火災

⇒7 +1\		記載化	例		+* >
記載方針	基本設計方針	事業変更許可申請書	本文	事業変更許可申請書 添付書類	考え方
	与えない設計とする。			適切に反映を行う。	火災源と竜巻防護対象施設の位
	<u>竜巻随伴事象に対する設計は、竜巻ガイドを参考に、</u>			<u>(a)落雷</u>	置関係を踏まえた熱影響評価
	過去の他地域における竜巻被害状況及び再処理施設の			<u>竜巻及び落雷が同時に発生する場合においても、落雷に</u>	(2) 溢水
	配置から、竜巻随伴事象として火災、溢水を想定し、こ			よる影響は雷撃であり、荷重は発生しない。	溢水源と竜巻防護対象施設を収
	れらの事象が発生した場合においても,以下の設計と			<u>(b)積雪</u>	納する建屋の位置関係を踏まえ
	することで竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない			廃棄物管理施設の立地地域は,冬季においては積雪があ	た影響評価, 溢水が竜巻防護対象
	<u>設計とする。</u>			るため,冬季における竜巻の発生を想定し,「建築基準法」	施設を収納する建屋の開口部ま
	(1) 火災			に基づいて積雪の荷重を適切に考慮する。	で到達しないような施設配置及
	火災源と竜巻防護対象施設の位置関係を踏まえて熱影響			<u>(c)降雹</u>	び建屋貫通部への止水処理
	を評価した上で、竜巻防護対象施設の安全機能に影響を			降雹は積乱雲から降る直径5mm以上の氷の粒であり,	・竜巻防護に係る運用管理を保安
	与えない設計とすることを「1.6.7 外部火災防護に関す			仮に直径 10 c m程度の大型の降雹を仮定した場合でも,そ	規定で定めて管理
	<u>る設計」にて考慮する。</u>			<u>の質量は約0.5kgである。</u>	
	(2) 溢水			<u>竜巻及び降雹が同時に発生する場合においても,直径 10</u>	
	溢水源と竜巻防護対象施設を収納する建屋の位置関係を			c m程度の降雹の終端速度は 59m/s, 運動エネルギは約	
	踏まえた影響評価を行った上で、溢水が竜巻防護対象施			0.9kJであり,設計飛来物の運動エネルギと比べて十分小	
	設を収納する建屋の開口部まで到達しないよう施設を配			さく、降雹の衝突による荷重は設計竜巻荷重に包絡される。	
	<u>置する。</u>			<u>(d)降水</u>	
	また、建屋貫通部への止水処理をすることにより、屋外夕			<u> 竜巻及び降水が同時に発生する場合においても、降水に</u>	
	<u>ンク等の破損による溢水が建屋内に浸入することを防止</u>			より屋外施設に荷重の影響を与えることはなく,また降水に	
	<u>する。</u>			よる荷重は十分小さいため、設計竜巻荷重に包絡される。	
		竜巻に対する防護設計にお	おいては,機	(4)許容限界	
	飛来時の運動エネルギ及び貫通力が設計飛来物である鋼	械的強度を有する建物に	より保護す	(中略)	
	製材よりも大きなものについての設置場所に応じた固	ること等により, 安全機能	<u> きを有する施</u>		
	定, 固縛, 建屋収納又は敷地からの撤去, 車両の飛来対策	設の安全機能を損なわな	い設計とす	1.6.6.4.1 竜巻防護対象施設を収納する建屋	
	区域外の退避, 車両と離隔対象施設との距離などの竜巻	ること若しくは竜巻によ	る損傷を考	竜巻防護対象施設を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対	
	防護に係る運用管理, 竜巻による損傷を考慮した代替設	慮して,代替設備により必	必要な機能を	して,主架構の構造健全性を維持するとともに,個々の部材の	
	備による機能を確保及び保守,修理並びに教育,訓練を保	確保すること, 安全上支障	が生じない	破損により施設内の竜巻防護対象施設が安全機能を損なわな	
	安規定に定めて管理する。	期間での修理を行うこと	又はそれら	い設計とする。	
		を適切に組み合わせること	とにより, そ	また,設計飛来物の衝突に対しては,貫通及び裏面剥離の発	
		の安全機能を損なわない認	役計とする。	生により竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とす	
				る。具体的には以下のとおりである。	
				(中略)	
				1.6.6.4.2 建屋内の施設で外気と繋がっている竜巻防護対象施	
				設	

		記載例		-t+ > 1.
記載方針	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類	考え方
			外気と繋がっている竜巻防護対象施設は, 気圧差荷重に対し	
			て構造健全性が維持できるものとする。 具体的には以下のとお	
			りである。	
			(中略)	
			1.6.6.4.3 竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設	
			竜巻防護対象施設に波及的影響を及ぼし得る施設について	
			は、設計荷重(竜巻)を考慮しても倒壊等に至らないよう必要	
			に応じて補強すること等により、周辺の竜巻防護対象施設の安	
			全機能を損なわない設計とする。	
			(中略)	
			1.6.6.5 竜巻随伴事象に対する設計	
			<u>竜巻ガイドを参考に、過去の他地域における竜巻被害状況及</u>	
			び再処理施設の配置を図面等により確認した結果, 竜巻随伴事	
			象として以下の事象を想定し、これらの事象が発生した場合に	
			おいても、竜巻防護対象施設が安全機能を損なわない設計とす	
			<u> 3.</u>	
			(1) 火災	
			<u>竜巻により屋外にある危険物貯蔵施設等(ボイラ用燃料</u>	
			受入れ・貯蔵所、ディーゼル発電機用燃料油受入れ・貯蔵所	
			及びボイラ用燃料貯蔵所)が損傷し、漏えい及び防油堤内で	
			の火災が発生したとしても,火災源と竜巻防護対象施設の位	
			置関係を踏まえて熱影響を評価した上で, 竜巻防護対象施設	
			の安全機能に影響を与えない設計とすることを「1.6.7 外	
			部火災防護に関する設計」にて考慮する。	
			建屋内に設置される竜巻防護対象施設には、開口部を有	
			する室に設置されるものはないため,設計飛来物の侵入によ	
			り建屋内に火災が発生し、竜巻防護対象施設に影響を及ぼす	
			ことは考えられない。	
			(2) 溢水	
			再処理事業所内の屋外タンク等の破損による溢水を想定	
			し, 溢水源と竜巻防護対象施設を収納する建屋の位置関係を	
			踏まえた影響評価を行った上で, 溢水が竜巻防護対象施設を	
			収納する建屋の開口部まで到達しないよう施設を配置する。	

37 HV J 4 VI		記載例		+v > _L
記載方針	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類	考え方
			<u>竜巻防護対象施設を収納する建屋のうち開口部を有する</u>	
			室については、設計飛来物の侵入による建屋内の溢水が発生	
			したとしても, 竜巻防護対象施設の安全機能に影響を与える	
			<u>ことはない。</u>	
			また,建屋貫通部への止水処理をすることにより,屋外夕	
			ンク等の破損による溢水が建屋内に浸入することを防止す	
			<u> 3.</u>	
			(3) 外部電源喪失	
			(中略)	
			1.6.6.6 手順等	
			設計竜巻による飛来物の発生防止を図るため,以下の事項を	
			考慮した手順を定める。	
			・資機材で飛来物となる可能性のあるものは、浮き上がり又は	
			横滑りの有無を考慮した上で, 飛来時の運動エネルギ及び貫	
			通力が設計飛来物である鋼製材よりも大きなものについて,	
			設置場所に応じて固定,固縛,建屋収納又は敷地からの撤去	
			<u>を行う。</u>	
			・車両については、周辺防護区域内への入構を管理するととも	
			に,飛来対策区域を設定し,竜巻の襲来が予想される場合に	
			車両が飛来物とならないよう固縛又は飛来対策区域外の退	
			避場所へ退避する。	
			・飛来対策区域は、車両から距離を取るべき離隔対象施設と車	
			両との間に取るべき離隔距離を考慮して設定する。	
			離隔距離の検討に当たっては、先ず解析により車両の最大	
			飛来距離を求める。解析においては, フジタモデルの方がラ	
			<u>ンキン渦モデルよりも地表面における竜巻の風速場をよく</u>	
			<u>再現していること及び車両は地表面にあることから,フジ</u>	
			タモデルを適用する。フジタモデルを適用した車両の最大	
			飛来距離の算出結果を第 1.6-11 表に示す。車両の最大飛	
			来距離の算出結果は 170mであるが, フジタモデルを適用し	
			た解析における不確実性を補うため、算出結果に安全余裕	
			を考慮して,離隔距離を 200mとする。	
			飛来対策区域を第 1.6-10 図のとおりとする。 	
			・車両の退避場所は,周辺防護区域内及び周辺防護区域外に設	

記載方針			記載例		* ; +
	記載 力 針	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類	考え方
				ける。また、フジタモデルを適用した解析における不確実性を補うため、周辺防護区域内の退避場所に退避する車両については固縛の対象とする。 ・ 竜巻に対する運用管理を確実に実施するために必要な技術的能力を維持・向上させることを目的とし、教育及び訓練を定期的に実施する。	
基④ (該当し ない条 文)	(a) 要求事項が該当しない条文に ついては、該当しない旨の理由 を記載する。 (b) 条項号のうち、適用する設備 がない要求事項は、「適合する ものであることを確認する」と いう審査の観点を踏まえ、当該 要求事項の対象となる設備を設 置しない旨を記載する。	【MOX】 【例②-1 閉じ込め】 4. 閉じ込めの機能 4. 1 放射性物質を限定された区域に閉じ込める機能を保持するための基本事項 技術基準規則第10条第1項第2号にある「六ふっ化ウランを取り扱う設備」は、MOX燃料加工施設に設置しない。			技術基準への適合性について、該当しない場合は理由を記載する。適用する設備ない場合は、その設備を設置しない旨を記載する。 ○適用する設備がない場合の例「六ふっ化ウランを取り扱う設備」は、MOX燃料加工施設に設置しない。
基⑤ (指針等 の引用)	技術基準規則への適合性を示す上で、法令、規格・基準等が判断基準、遵守することを要求される場合は、基本設計方針に記載する。 なお、記載に当たっては以下のとおり記載する。 (a)原子力規制委員会の審査ガイドは今後の改訂による最新基準への適合を踏まえ、基本設計方針に、審査ガイド名、制定日、発行番号を記載する。	【MOX】 【例⑤-1 外部衝撃(竜巻)】 a. 竜巻 加工施設は、想定される竜巻(最大風速100m/s)が発生した場合において、作用する設計荷重(竜巻)を設定し、設計荷重(竜巻)に対して竜巻防護対象施設が安全機能を損なわないよう「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(平成25年6月19日 原規技発第13061911号 原子力規制委員会決定)を参照し、影響評価を行い、必要に応じ対策を行うことで安全機能が維持される設計とする。	る竜巻が発生した場合においても,作 用する設計荷重に対してその安全機	る。 MOX燃料加工施設の供用期間中に極めてまれに発生する突風、強風を引き起こす自然現象としての竜巻及びその随伴事象等によって立る燃化された。	○適合性判断の基準となるガイド原子力規制委員会の審査ガイドは制定日,発行番号を記載する。 「原子力発電所の竜巻影響評価ガイド」(平成25年6月19日 原規技発第13061911号 原子力規制委員会決定)

⇒1±4±41		* ÷ +·		
記載方針	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類	- 考え方 -
	【例③-2 外部衝撃(風(台風))】 (1) 自然現象 d. 風(台風) 外部事象防護対象施設等は、建築基準法に基づき算出 する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすること で安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計と する。	機能を確保すること若しくは風(台風)による損傷を考慮して,代替設備により必要な機能を確保すること,安全上支障のない期間で修理の対応を	方針 ① 風 (台風) 敷地付近の気象観測所で観測された日最大瞬間風速は、八戸特別地域気象観測所での観測記録 (1951 年~2018 年 3 月) で 41.7m/s (2017 年 9 月 18 日) である。外部事象防護対象施設及びそれらを内包する建屋 (以下「外部事象防護対象施設等」という。) 衝の設計に当たっては、この観測値を基準とし、建築基準法に基づき算出する風荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を有する施設の安全機能を損なわない設計とする。建築基準法に基	する法令、規格・基準について記載する。
(b)特定の版を使用する場合は, 引用する文書名及び版を識別 するための情報 (施行日等) を記載する。	(現状該当なし)	(現状該当なし)	(現状該当なし)	
(c)上記以外の法令,規格及び基準や計算で使用する許容値等の引用規格は,必要に応じて準拠法令表や添付説明書に記載することとし,基本設計方針に記載しない。	【MOX】 【例⑤-4 外部衝撃(積雪)】 h. 積雪 外部事象防護対象施設等は、六ヶ所村統計書における 最深積雪である 190 c mを考慮し、積雪による荷重及び閉塞に対して、外部事象防護対象施設を収納する建屋が機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。また、換気設備の給気系においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに、給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞を防止し、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	(e)積雪 安全機能を有する施設は、積雪による荷重及び閉塞に対し、安全機能を有する施設の安全機能を確保すること若しくは積雪による損傷を考慮して、代替設備により必要な機能を確保すること、安全上支障のない期間で修理の対応を行うこと又はそれらを適切に組み合わせることで、その安全機能を損なわない設計とする。	⑤ 積雪 建築基準法施行令第 86 条に基づく六ヶ所村の垂直積雪量は 150cm となっているが、敷地付近の気象観測所で観測された最深積 雪は、むつ特別地域気象観測所での観測記録(1935 年~2018 年 3 月)によれば170cm(1977 年 2 月 15 日)であり、六ヶ所村統計書における記録(1973 年~2002 年)による最深積雪量は190cm(1977 年 2 月)である。したがって、外部事象防護対象施設等の設計に当たっては、六ヶ所村統計書における最深積雪深である190cm を考慮し、積雪荷重に対して機械的強度を有する設計とすることで安全機能を損なわない設計とする。また、換気設備の給気系においては防雪フードを設置し、降雪時に雪を取り込み難い設計とするとともに、給気を加熱することにより、雪の取り込みによる給気系の閉塞を防止し、外部事象防護対象施設の安全機能を損なわない設計とする。	ため基本設計方針に記載しない。

記載方針		記載例		考え方
記載 <i>刀</i> 亚门	基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類	与ん刀
	【例⑤-3 外部衝撃(竜巻)】 (b) 竜巻に対する影響評価 竜巻に対する防護設計においては、設計荷重(竜巻)に 対して、安全機能を損なわないよう、機械的強度を有する 建物により防護する設計を基本とする。竜巻防護対象施 設を収納する建屋は、設計荷重(竜巻)に対して、強度評 価を実施し、建屋内の竜巻防護対象施設が安全機能を損 なわない設計とする	竜巻に対する防護設計においては、 機械的強度を有する建物により保護 すること等により、安全機能を有する 施設が安全機能を損なわない設計と すること	d. 許容限界 建屋・構築物の設計において、設計飛来物の衝突による貫通及び 裏面剥離発生の有無の評価については、貫通及び裏面剥離が発生す る限界厚さ及び部材の最小厚さを比較することにより行う。さら に、設計荷重(竜巻)により発生する変形又は応力が安全上適切と 認められる以下の規格及び規準等による許容応力度等の許容限界 に対して安全余裕を有する設計とする。 ・建築基準法 ・日本産業規格 ・日本建築学会等の基準、指針類 ・原子力発電所耐震設計技術指針 JEAG4601-1987 (日本電気協会) ・原子力エネルギー協会(NEI)の基準・指針類	各施設の評価に用いる許容限界 の引用規格は計算書で明示する ため、基本設計方針に記載しな い。

- 1.7.4 基本設計方針(設計要求事項)の具体的な作成方法
 - (1) 基本設計方針を技術基準規則の記載順となるように構成し、技術基準規則の各条 およびその解釈と、関係する事業変更許可申請書本文および添付書類六※に記載され ている内容を、図 1.7-1 のとおり技術基準規則の条番号ごとに記載する。

※:再処理施設の場合であり、廃棄物管理施設の場合、「添付書類五」となる。

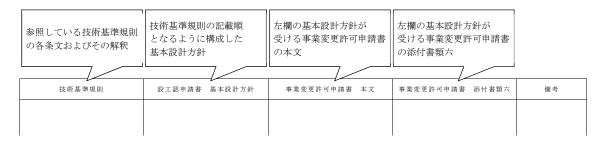


図 1.7-1 様式-7 の各欄への記載内容

(2) 表 1.6-1~3 の (2) 欄に関する各説明のとおり、様式-6で整理した「技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方」、「事業変更許可申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方」、「事業変更許可申請書の添六のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方」に関する記載箇所に、それぞれ○□◇の囲い文字(数字)を付記して紐付ける。

1.8 様式-8 (基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表)

設計または工事を主管する箇所の長および検査を担当する箇所の長は、「技術基準規則への適合に必要な設計」、「本設工認を実現するための具体的な設計」および「技術基準規則への適合性確認検査」が網羅的に実施または計画されていることを明確にするため、基本設計方針に基づく詳細設計の結果、詳細設計結果を受けた工事での設計計画および適合性確認のための検査の計画を、以下に従って、それぞれ施設区分ごとかつ技術基準規則の条番号ごとに取りまとめる。

(1) 様式-5で整理した関連条文の条番号ごとに様式-8のワークシートを作成する。 また、様式-5で整理した縦軸方向の情報(「施設区分」、「設備区分」、「機器区分」、「機器区分」、「機器名」および「関連条文」)を、図1.8-1のとおり、施設ごとに様式-8の縦軸方向に転記する。

様式-5

施設区分	設備区分	機器区分	機器名	数量容量	既設	常設	関連条文	工事有無	他施設との	兼用する場合の	施設•設備区分
池設区力	故渊色力	(反 储区力	1灰布产口	容量	新設		関連未入	(要求条文)	共用	主登録	兼用登録
1	2	3	4				5				



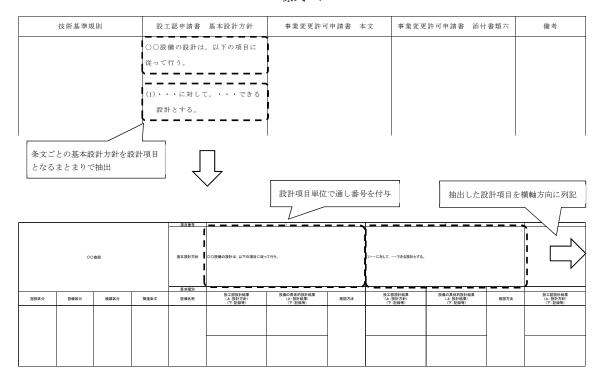
				項目番号			
	○○施設						
				要求種別			
施設区分	設備区分	機器区分	関連条文	設備名称	設工認設計結果 (上:設計方針) (下:記錄等)	設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記錄等)	確認方法
1	2	3	5	4			

様式-8

図1.8-1 様式-5から様式-8への流れ

(2) 様式-7で整理した基本設計方針を、設計項目となるまとまり単位(段落単位、箇条書き単位等で設計方針が分かる単位(例えば、文末を「~する設計とする。」として結んでいるもの)、以下「設計項目」という。)に再整理したのち、図1.8-2のとおり、技術基準規則の条番号ごとに様式-8の横軸方向に転記する。

また、このあとの「設工認設計結果(設計方針)」欄の記載の際、紐付け記載の インデックスに用いるため、通し番号を付与する。



様式-7

様式-8

注:安全機能を有する施設も重大事故等対処施設も手順は同様である。

図1.8-2 様式-7から様式-8への流れ

(3) 「設工認設計結果」欄、「設備の具体的設計結果」欄および「確認方法」欄の記載等、(1)、(2)以降の作成要領については、別途定める。

基準適合性を確保するための設計結果と 適合性確認状況一覧(様式-8)の作成要領について (設計 2)

1. 目的

本別添は、再処理施設または廃棄物管理施設の設工認添付資料「設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書」(以下「品管説明書」という。)に定める様式-8「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表*の作成手順を定めるものである。

※:様式-8は、設工認の「技術基準規則への適合に必要な設計」、「本設工認を実現するための具体的な設計」および「技術基準規則への適合性確認検査(使用前事業者検査)」が網羅的に実施または計画されていることを明確にする記録である。

なお、設工認ごとに、様式-8 は作成するものとし、当該設工認に基づき変更管理するものとする。

2. 様式-8 の記載要領

- 2.1 適合性確認対象設備の反映 (別添-1「1.8」の補足含む)
- 2.1.1 適合性確認対象設備の記載

設計を主管する箇所の長は、「品管説明書」の「3.3.3 a. (a)」に基づき適合性確認対象設備を整理した様式-5に示されている再処理施設または廃棄物管理施設の「施設区分、設備区分、機器区分、機器名称」を様式-8に転記することにより、様式-8で管理が必要な適合性確認対象設備を漏れなく明確にする。

【記載例】

				項目番号			
	廃棄物管理施設			基本設計方針			
				要求種別			
施設区分	設備区分	機器区分	関連条文	機器名称	設工認設計結果 (上:設計方針) (下:記録等)	設備の具体的 設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法
○○施設	○○設備	00	〇条	00		れている「施設区分」、「 条文」、「機器名称」を核	

2.1.2 記載に関しての注意事項

1) 様式-8が示す対象施設を明確にするため、以下に記載する表題とすることにより、対象施設を明記する。

【表題】

「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表 (再処理施設)」 「基準適合性を確保するための設計結果と適合性確認状況一覧表 (廃棄物管理施 設)」

(2) 他施設との共用設備**に対する情報は、それぞれの施設の様式-8に記載する。 ※:他施設との共用設備は様式-5の「他施設との共用」欄で明確にされる。 2.2 基本設計方針の記載(設計1での設計結果の反映)(別添-2「1.8」の補足含む) 設計を主管する箇所の長は、適合性を確保するための条件となる基本設計方針(様式-7)を品管説明書の「3.3.3 b. (a)」)に基づき整理し、表 2.2-1に示す要求種別単位で、様式-8の「基本設計方針」欄に記載する。

表 2.2-1 要求種別

要求種別	内容					
定義	基本設計方針で使用されている用語の説明					
冒頭宣言	設計項目となるまとまりごとの概要を示し、冒頭宣言以降の基本設計方針で具体的な設計項目が示されているもの**					
設置要求	技術基準規則の要求事項を満たすために、必要な設備を設置することが記載されているもの					
機能要求	技術基準規則の要求事項を満たすために、目的とする機能・性能を実際に発揮するために必要な具体的な系統構成・設備構成を明確にすることが記載されているもの					
	技術基準規則の要求事項を満たすために、目的とする機能・性能を実際に発揮するために必要な具体的な仕様を明確にすることが記載されているもの					
評価要求	技術基準規則の要求事項を満たすために、対象設備が目的とする能力をもつことを示すため の方法とそれに基づく評価を行うことが記載されているもの					
運用要求	技術基準規則の要求事項を満たすために、保安規定または核物質防護規定に定めることにより運用の手順を明確にすることが記載されているもの					

※:個別条文の第1項については、後段の機能をもった設備を設置することを記載している場合があるが、これらの要求種別は「冒頭宣言」とせず「設置要求」として整理すること。

【記載例】

基本設計方針 (様式-7) を品管説明書の「3.3.3 b. (a)」に基づき整理し記載する。

I HO THE T				· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·				
				項目番号	X			
	廃棄物物	管理施設		基本設計方針	主要な設備及び機器は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を 使用する設計とする。			
				要求種別	機能要求			
施設区分	設備区分	機器区分	関連条文	機器名称	設工認設計結果 (上:設計方針) (下:記録等) (下:記録等) (下:記録等) (下:記録等) (下:記録等) (下:記録等)			
○○施設	〇〇設備	00	O条	00	表 2.2-1 に示す要求種別単位			

2.2.1 基本設計方針の番号付け

要求種別単位で記載した基本設計方針は、設工認設計結果等の記載において、リンクさせる際の関連が明確となるよう、図 2.2.1-1 に示すとおり、様式-8 の「基本設計方針」欄の上の「項目番号」欄に番号を記載する。

【記載例】						「項目番号」欄	に番号を記載する。 	
				項目番号	1			
	廃棄物物	管理施設		基本設計方針	主要な設備及び機器は、可能な限り不然性又は難然性材料を 使用する設計とする。			
					機能要求			
施設区分	設備区分	機器区分	関連条文	機器名称	設工認設計結果 (上:設計方針) (下:記録等)	設備の具体的 設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法	
〇〇施設	〇〇設備	00	O条	00				

図 2.2.1-1 様式-8の項目番号の記載

2.2.2 注意事項

(1) 要求種別で「定義」、「冒頭宣言」に分類されたもの、要求事項に変更がないもの、または要求事項の変更はあるが当該設備に対してその要求事項が該当しない場合については、表 2. 2. 2-1 の記載例のとおり記載する。

表 2.2.2-1 基本設計方針の要求事項に該当しない設備についての記載例

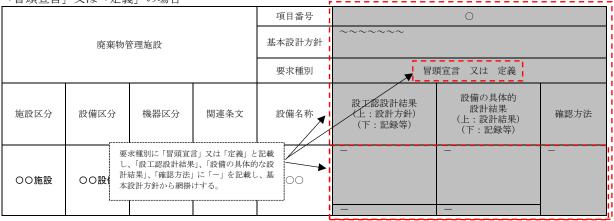
×	区分	記載内容				
定義*1		要求種別に「定義」と記載し、「設工認設計結果」、「設備の具体的設計結 R」、「確認方法」に「-」を記載し、基本設計方針から網掛けする。				
冒頭宣言※1		要求種別に「冒頭宣言」と記載し、「設工認設計結果」、「設備の具体的な設計結果」、「確認方法」に「一」を記載し、基本設計方針から網掛けする。				
上記以外で該当しない	要求事項 変更なし ^{※2}	「設工認設計結果」に「設工認設計対象外」を記載し、「設備の具体的設計結果」、「確認方法」に「一」を記載し、網掛けする。				
もの	要求事項に 該当なし ^{※3}	「設工認設計結果」に「設工認設計対象外」を記載し、「設備の具体的な設計 結果」、「確認方法」に「-」を記載し、網掛けする。				

※1:設工認設計結果に繋がらない事項

※2:要求事項に変更のない既設設備等、設工認設計結果に繋がらない事項。 ※3:要求事項に該当しない設備で、設工認設計結果に繋がらない事項

【記載例】

「冒頭宣言」又は「定義」の場合



「要求事項変更なし」又は「要求事項該当なし」の場合

- 女小手快	「安水争項変更なし」人は「安水争項談目なし						
				項目番号		0	
	廃棄	E 物管理施設	物管理施設		~~~~~		
				要求種別	機能要求 等		
施設区分	設備区分	分 機器区分	関連条文	設備名称	設工認設計結果 (上:設計方針) (下:記録等)	設備の具体的 設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法
〇〇施設	〇〇設備	を記載し、「設備の		「確認	設工認設計対象外	-	-

- (2) 基本設計方針から他の条文に展開されるものはリンク付けを行う。記載方法は、「〇〇条△△項で確認する」や「溢水防護設備で確認する」等と記載する。
- 【記載例】

				項目番号		0		
	廃棄物管	管理施設		基本設計方針	~~~~~			
					機能要求 等			
施設区分	設備区分	機器区分 関連条文		設備名称	設工認設計結果 (上:設計方針) (下:記録等) 設備の具体的 設計結果 (上:設計結果) (下:記録等) 確認方法			
〇〇施設	〇〇設備	00	O条	00	溢水防護設備で確認 する。	_	- I	

- 2.3 設工認設計結果(設計2での設計結果の反映)
- 2.3.1 様式-8 設工認設計結果の記載

設計を主管する箇所の長は、適合性確認対象設備について、基本設計方針の要求 に対する設計結果を踏まえ、以下の内容を記載する。

なお、「設工認設計結果」欄の記載は、仕様表情報および説明書情報の有無により、表 2.3.1-1 に示す 4 パターンとなる。

- (1) 設計を主管する箇所の長は、仕様表情報がある場合、その内容を「設工認設計結果」欄に記載する。
- (2) 説明書情報がある場合は、説明書情報に含まれる設計条件に関する情報を記載する。
- (3) 設工認設計結果が基本設計方針のみとなる場合は、基本設計方針の該当部を分節 単位でそのまま記載する。
- (4) 仕様表情報、説明書情報となる添付図面について、様式-8の各基本設計方針の 「設工認設計結果」欄に記録等として記載する。

仕様表情報の有無 説明書情報の有無 様式-8「設工認設計結果」欄への記載項目 No. 仕様表情報 **無**^{※1} 1 有 基本設計方針 添付図面※3 仕様表情報 基本設計方針※2 2 有 有 説明書情報 添付図面※3 基本設計方針※2 3 無 有 説明書情報 添付図面※3 基本設計方針 **#***1 4 添付図面※3

表 2.3.1-1 整理表

※1:設定根拠説明書作成に必要な設計情報については対象外とする。

※2:説明書情報だけでは基本設計方針の要求を全て満足しない場合に、不足している基本設計方針を記載する

※3:「設工認設計結果」欄に合わせて記載する仕様表情報、説明書情報、基本設計方針それぞれの情報源 となる場合に記載する。

【記載例】

				項目番号		82	
	廃棄物管理施設			基本設計方針	砕物を含む空気の流路 装,屋上防水及び腐食 ミニウム溶射)を施し	降下火砕物を収納する建屋及 となる降下火砕物防護対象施 と難い金属の使用又は防食処 た炭素鋼を用いることにより 食が発生しない設計とする。	設は, 塗 理 (アル
				要求種別		機能要求	
施設区分	設備区分	機器区分	関連条文	設備名称	設工認設計結果 (上:設計方針) (下:記録等)	設備の具体的 設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)	確認方法
		00	【仕様表】 ①主要材料:SM400A (アルミニウム溶 射) (変更なし)	仕様表情報がある場 設計結果」欄に記載	合、その内容を「設工認ける。		
○○施設	○施設 ○○設備 ○○ ○条		【説明書】 ②また、直接外気を取り込むガラス固化体貯蔵設備の収納管及び通風管には防食処理(アルミニウム溶射)を施す設計とする。		合は、説明書情報に含 する情報を記載する。		
					【記録等】 ・仕録表 ・IV-1-1-1-1 廃棄物管理施設の 自然現象に対する 損傷の防止に関す る説明書	ついて、様式-8の名	情報となる添付図面に 各基本設計方針の「設工 録等として記載する。

				•	
				項目番号	263
	廃棄物管理施設				安全機能を有する施設は、当該施設の安全機能を確保するための検査又は試験及び当該安全機能を健全に維持するための保守又は修理ができる設計とする。
				要求種別	機能要求
施設区分	設備区分	機器区分	関連条文	設備名称	設工認設計結果 (上:設計方針) (下:記録等) 設計結果 (上:設計結果) (下:記録等) 確認方法
○○施設	○○設備	00	○ 条	00	【基本設計方針】 ①安全機能を有する 施設は、当該施設の 安全機能を確保する ための検査又は試験 及び当該安全機能を健全に維持するため の保守又は修理ができる設計とする。 【記録等】

2.3.2 記載に関しての注意事項

- (1) 記載方法は箇条書きとする。
- (2) 原則、情報元の資料を呼び込んで記載することは禁止とするが、記載内容が多い場合は、必要に応じて別紙を作成し、別紙を呼び込むことで対応する。この際、別紙は様式-8の一部として扱うものとする。
- (3) 仕様表情報は、基本設計方針の要求事項に該当する箇所へ記載する。
- (4) 仕様表情報の記載に際しては、設工認の変更後に記載される事項に変更がない場合は「変更なし」と記載する。ただし、仕様表情報に変更がない場合でも既設設備の改造工事等を実施する場合は関連する条文の基本設計方針から検査に紐付ける。
- (5) 説明書情報から記載すべきものがない場合は、それぞれの設備に対する部分の基本設計方針を文節単位でそのまま記載し、各設備に対する要求事項および設工認設計結果を漏れなく検査につなげるよう留意する。
- (6) 基本設計方針の「要求種別」欄に運用要求が含まれている場合は、当該基本設計 方針に要求される設備が、運用要求の適合性確認検査(使用前事業者検査)に確実 に繋がるよう、当該設備の「設工認設計結果」欄に設計結果を記載する。
- (7) 「添付図面」は、設工認設計結果欄にあわせて記載する仕様表、説明書、基本設計方針それぞれの情報源となる場合に、該当する添付図面を記載する。
- (8) 「記録等」欄に設工認の図面を記載する場合は、設工認の添付図面目次から正式 名称を記載する。また、既設工認の図面を記載する場合は、名称の後に「(既設工 認)」と記載し、既設工認の番号や日付等は記載しない。

2.3.3 説明書記載内容の整理と分析

設計を主管する箇所の長は、品管説明書の「3.3.3 b. (b)」に基づき実施した「設計 2」の設計結果のうち、説明書情報に含まれる設計条件については、「設計要求(設置要求、機能要求、評価要求)、運用要求」に整理する。

(1) 説明書情報については、設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)に繋がる情報(設計条件)を適切に抽出する。説明書の基本的な構成を図 2.3.3-1 に示す。

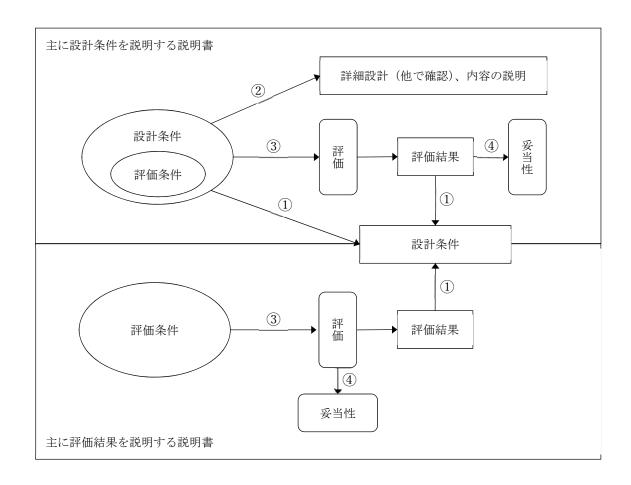


図 2.3.3-1 説明書の構成と設計抽出のイメージ

(2) 設工認に基づく具体的な設備の設計の実施(設計3)に繋がる情報(設計条件)となり得るかの判断は、原則として表 2.3.3-1 に記載されているキーワードで判断することとし、記載内容に応じて原則から外れる場合は、その理由を明確にし、様式-8に記載する情報を抽出する。

表 2.3.3-1 説明書情報から設計条件を抽出する際のキーワード

説明書情報における 主なキーワード	【説明書の構成】 の該当箇所	理由
~設計とする。 ~を設ける。	①	主に設計条件となる情報を示している。
~に示す。 ~のとおりとする。	2	冒頭宣言、内容の説明、要求事項に変更のない内容、他と重複した設計条件および参照情報との繋がりを示している情報であり、設計条件とならないもの。 ただし、設計結果となる系統構成や設計条件となるものへの繋がりを示している場合は設計条件として整理する。
~を想定する。	3	前提条件および評価の方法を示している情報であり、設計条件 とならないもの。
~を考慮する。~を確認した。~評価する。	4	設計結果の妥当性を示す情報や説明を記載したものであり、設計条件とならないもの。

ただし、説明書情報からの整理結果が「~評価する。」となるような場合でも、前 段に設計条件となる事項が記載されている場合は、設計条件として整理する。

【整理例】

- ○○設備については、□□装置及び \triangle △装置としての \diamondsuit ◇装置を設けること、並びに \bullet ●により \bullet ■に起因する機器の損傷を防止している。
 - ⇒ ○○設備については、「□□装置及び△△装置としての◇◇装置を設ける」 についても設計条件として整理する。
- (3) 説明書情報における評価結果または確認結果が、そのインプットとなる前提条件も含めて、設計段階で確認済みとなる場合は、妥当性確認結果として抽出し、設計条件として扱わない。また、その場合は設計結果の最後に(妥当性確認済)を記載する。

【記載例】

JSME または告示 501 号のいずれか安全側の規格による評価により、十分な強度を有することを確認した(妥当性確認済)。

(4) 設計条件となり得る情報のうち、表 2.3.3-2 に該当する内容は、理由を明確にしたうえで設計条件として扱わない。

表 2.3.3-2 説明書情報に含まれる設計条件となり得る情報を設計条件として扱わない場合の考え方

設計条件としない情報	理由
評価の前提条件となる情報	評価を行うために必要な情報を整理しているものであり、評価条件とならないもの。
他の内容と重複する情報	重複した設計条件であり、他の内容で設計条件が示されており、他で 設計条件とする場合。 この場合、どこの内容と重複しているのかの情報を評価結果として明 確にする。

2.3.4 設工認設計結果を示す記録の明確化

設計を主管する箇所の長は、2.3.1 に記載のとおり、「設工認設計結果」欄で明確にした詳細設計の情報源となる図面等について、「設工認設計結果」欄に設工認添付書類や添付図面の正式名称を記入する。

また、設工認審査において検査に繋げるために必要な事項として補足説明資料を 作成または反映した場合は、補足説明資料名を記入する。

2.3.5 様式-8の設工認設計結果のレビュー

設計を主管する箇所の長は、様式-8に主管する対象設備について基本設計方針を 満たす設工認設計結果が記載されていることをレビューする。

基準適合性を確保するための設計結果と 適合性確認状況一覧(様式-8)の作成要領について (設計3以降)

参考掲載

(以降の記載は、設工認後に実施する設計3における手順)

- 2.4 設備の具体的設計結果(設計3での設計結果の反映)
- 2.4.1 設備の具体的設計結果の記載

工事を主管する箇所の長は、「設工認設計結果」欄で明確にした設工認設計結果を 踏まえて、設備を製作するための設計結果を「設備の具体的設計結果」欄で明確にし、 適合性確認検査(使用前事業者検査)として確認が必要な項目を明確にする。工事を 主管する箇所の長が複数にまたがる場合は、それぞれの長が担当する項目を明確に する。

「設備の具体的設計結果」欄は、設工認設計結果から検査に繋がる情報として、調達管理した内容を記載する(表 2.4.1-1 参照)。

「設工認設計結果」欄に示された設計結果との関連を明確にするために、「設工認 設計結果」に示された情報に付番し、その番号を用いて関連を明確にする。

表 2.4.1-1 「設備の具体的設計結果」記載例

設工認設計結果 (上:設計方針) (下:記録等)	設備の具体的設計結果 (上:設計結果) (下:記録等)
【仕様表】 ① 名称 ② 個数 (変更なし) ③ 容量 (変更なし) ④ 材料 ⑤ 最高使用温度 ⑥ 最高使用圧力 ⑦ 取付箇所(保管場所) 【基本設計方針】 ⑧ ~複数セット保有する。 【添付図面】 ⑨ 配置図	【設備変更対象(工事あり)】 ① [具体的な仕様書等の情報] ④ [具体的な仕様書等の情報] ⑦ [具体的な仕様書等の情報] ⑧ [具体的な仕様書等の情報] ⑨ [具体的な仕様書等の情報] 【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】 ②③⑤⑥
【記録等】 (設工認添付図面の正式名称)	【記録等】 (仕様書の工事件名) (業務管理文書の件名)

2.4.2 「設備の具体的設計結果」欄の記載に関しての注意事項

(1) 既設設備で設備変更を実施していないまたはする予定のないものについては、「設工認設計結果」の記載を踏まえた「具体的設計結果」にはつながらないと判断しているという考え方に基づき、設備変更対象外のため、【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】の段に、「設工認設計結果」欄の該当する番号を全て記載する。

- (2) 改造工事等を行った機器については、調達時の具体的な設計結果を【設備変更対象 (工事あり)】の段に記載することとし、設工認設計結果の記載と同じであっても、 仕様書の情報を記載する。ただし、既に工事が終わっている場合は、仕様書での具体 的設計結果が繋がっていることを確認したうえで、図面や検査記録の名称を記載す ることができる。
- (3) 配管等で、過去の使用前検査時から変更がない既設設備と新設または変更ありの 設備が混在している場合は、【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】の段に、「設 工認設計結果」欄の該当する変更のない部分の番号を記載するとともに、【設備変更 対象(工事あり)】の段に新設または変更があった部分の仕様書の情報等についても 記載する。
- (4) 仕様表においてSA時の圧力を追加している場合で、設備変更を伴わない場合は、 既設設備を設工認設計で評価しているため、設工認設計結果から具体的な設計に繋 がるものではないという考え方に基づき、設備変更対象外のため、【設備変更対象外 (工事なし、変更なし)】の段に、「設工認設計結果」欄の該当する番号を全て記載す る。
- (5) 関連条文として条文設計を検査に繋げる場合は、仕様表情報から検査に繋げるのではなく、基本設計方針から検査に紐付ける。
- (6) その他、具体的な設計結果に繋がらない場合は、【設備変更対象外(工事なし、変更なし)】の段に、「設工認設計結果」欄の該当する番号を記載することで明確にする。

2.4.3 設備の具体的設計結果を示す記録の明確化

工事を主管する箇所の長は、「設備の具体的設計結果」欄で明確にした設計結果を示す設計図書等について、「再処理事業部 文書管理要領」に基づき管理されている文書または記録の名称を記載する。

記載に当たって、複数の文書または記録がまとめられているものについては、特定 可能な情報まで記載する。

なお、適合性確認対象設備のうち、要求種別で「運用要求」に整理された設備について(整理の方法は追而)、具体的設計結果である内部文書は、「運用要求整理表」(提示は追而)で整理するため、様式-8 には、「保安規定、核物質防護規定または内部文書」と記載し、文書名称は記載しない。

また、調達管理を実施せず、自社で設置等を行った場合は、その設置等の手順に係る業務管理文書の件名を記載する。

2.4.4 様式-8の設備の具体的設計結果のレビュー

工事を主管する箇所の長は、様式-8の主管する対象設備の具体的な設計結果について、次の観点でレビューする。

- ・「設工認設計結果」欄を踏まえた、設備を製作するための「設備の具体的設計結果」欄が記載されているか。
- ・適合性確認検査として確認が必要な項目(検査に繋がる情報)は明確にされているか。

なお、レビューに当たっては、「設工認設計結果」欄の記載内容も含めて確認し、 必要に応じて適切な表現へ見直したうえ、レビューできるものとする。

2.5 確認方法

2.5.1 確認方法の記載

検査を主管する箇所の長は、様式-8の「設工認設計結果」を踏まえた、設備を製作するための「設備の具体的設計結果」を基に、基本設計方針への適合性を確認するための適合性確認検査(使用前事業者検査)として実施する「検査項目」および「検査方法」を、品管説明書の「3.4.3 a.」に基づき、次の要領で記載し、様式-8を承認する。

- (1) 検査を担当する箇所の長は、適合性確認対象設備の設計結果に対し、具体的な「検査項目」および「検査方法」を以下の手順で明確にする。
 - a. 様式-8の「設工認設計結果(設計方針)」および「設備の具体的設計結果」欄に記載された内容と該当する要求種別を基に、表 2.5.1-1 を用いて検査項目を決定する。また、運用要求に係る適合性確認検査の実施方法については、別紙-〇「運用要求に係る適合性確認検査の実施方法」(追而提示)に示す。
 - b. 決定された検査項目ごとに、表 2.5.1-2 に例示している検査を参考に、検査方法を決定する。また、検査にて確認するパラメータが他の検査方法の組み合わせで補える場合であっても、省略せずに必要な検査方法を決定する。

なお、検査として適切な方法の例示がない場合、過去の事例等を参考に検査方 法を決定する。

- c. 決定した各設備に対する「検査項目」および「検査方法」を、様式-8の「確認方法」欄に取りまとめる。
- d. 「検査方法」を記載する際は、確認対象となる設計の要求事項との関連付けを

明確にするため「設工認設計結果」に対応する検査方法名の末尾に番号を付ける。 記載例を別紙一〇「様式-8 適合性確認状況一覧表(記載例)」(追而提示)に示す。

e. 仕様表から展開される設計情報の検査方法については、別紙一〇「仕様表要求 に対する適合性確認検査の考え方」(追而提示)を考慮して決定する。

表 2.5.1-1 要求事項に対する確認項目および確認の視点

要	要求種別		確認項目	確認視点	主な検査項目
設備		設置要求	名称、取付箇所、個数、設 置状態、保管状態	設計要求どおりの名称、取付箇所、個数で設置されていることを確認する。	外観検査 据付・外観検査 状態確認検査
		Lolo	材料、寸法、耐圧・漏えい 等の構造、強度に係る仕 様(仕様表)	仕様表の記載どおりである ことを確認する。	材料検査 構造検査 強度検査 外観検査 寸法検査 耐圧・漏えい検査 据付・外観検査
	設計要求	機能要求	系統構成、系統隔離、可搬 設備の接続性	実際に使用できる系統構成 になっていることを確認す る。	
			上記以外の所要の機能要 求事項	目的とする機能・性能が発 揮できることを確認する。	機能・性能検査 状態確認検査
		評価要求	解析書のインプット条件 等の要求事項	評価条件を満足しているこ とを確認する。	内容に応じて、基盤検査、設置 要求の検査、機能要求の検査 を適用
運用	運用要求		手順確認	(保安規定) 手順化されていることを確 認する。	状態確認検査

表2.5.1-2 検査項目、検査概要および判定基準の考え方について (代表例)

検査項目	検査概要	判定基準の考え方	
基盤検査	・地盤の地質状況が、再処理施設の基盤として十分な強度を有することを確認する。	・設工認のとおりであること。	
材料検査	・使用されている材料の化学成分、機械的強度等が設工認のとおりであることを確認する。	・設工認のとおりであること、技術基準規則に適合するものであること。	
構造検査	・主要寸法が設工認のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。	・設工認に記載されている主要寸法の計測値が、許容寸法を満足すること。	
強度検査	・コンクリートの強度が設工認のとおりであることを確認する。	・設工認のとおり強度があること。	
外観検査	・有害な欠陥がないことを確認する。	・健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。	
寸法検査	・主要寸法が設工認のとおりであり、許容寸法内であることを確認する。	・設工認に記載されている主要寸法の計測値が、許容寸法を満足すること。	
耐圧・漏えい検査	 技術基準規則の規定に基づく検査圧力で所定時間保持し、検査圧力に耐え、異常のないことを確認する。耐圧検査が構造上困難な部位については、技術基準規則の規定に基づく非破壊検査等により確認する。 耐圧検査終了後、技術基準規則の規定に基づく検査圧力により漏えいの有無を確認する。漏えい検査が構造上困難な部位については、技術基準規則の規定に基づく非破壊検査等により確認する。 	・検査圧力に耐え、かつ、異常のないこと。・著しい漏えいのないこと。	
据付・外観検査	・組立て状態ならびに据付け位置および状態が設工認のとおりであることを確認する。・有害な欠陥がないことを確認する。	・設工認のとおりに組立て、据付けされていること。 ・健全性に影響を及ぼす有害な欠陥がないこと。	
	・設置要求における機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置および員数が設工認に記載のとおりであることを確認する。	・機器保管状態、設置状態、接近性、分散配置および員数が適切であること。	
状態確認検査	・評価要求に対するインプット条件(耐震サポート等)との整合性を確認する。	・評価条件を満足していること。	
	・運用要求における手順が整備され、利用できることを確認する。	・運用された手順が整備され、利用できること。	
	・系統構成確認検査 可搬型設備の実際に使用する系統構成および可搬型設備等の接続が可能であることを確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。 ・可搬型設備等の接続が可能なこと。	
	・運転性能検査、通水検査、系統運転検査、容量確認検査 設計で要求される機能・性能について、実際に使用する系統状態または模擬環境により試運転等を行い、機器単体または系統 の機能・性能を確認する。	・実際に使用する系統構成になっていること。・目的とする機能・性能が発揮できること。	
機能・性能検査	・絶縁耐力検査 電気設備と大地の間に、試験電圧を連続して規定時間加えたとき、絶縁性能を有することを確認する。	・目的とする絶縁性能を有すること。	
	・ロジック回路動作検査、警報検査、インターロック検査 電気設備、計測制御設備等について、ロジック確認、インターロック確認および警報確認等を行い、設備の機能・性能または 特性を確認する。	・ロジック、インターロックおよび警報が正常に動作すること。	
	・計測範囲確認検査、設定値確認検査 計測制御設備等の計測範囲または設定値を確認する。	・計測範囲または設定値が許容範囲内であること。	
基本設計方針に係る検査**	・機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していることを確認する。	・機器等が設工認に記載された基本設計方針に従って据付けられ、機能・性能を有していること。	
QA 検査	・工事が設工認の「工事の方法」および「設計および工事に係る品質マネジメントシステム」に示すプロセスのとおり実施していることを確認する。この確認には、検査における記録の信頼性確認として、もととなる記録採取の管理方法の確認やその管理方法の遵守状況の確認を含む。		

※:基本設計方針のうち、各検査項目で確認できない事項を対象とする。

- (2) 検査を担当する箇所の長は、「検査項目」および「検査方法」の記載に際して、設計 1、2、3の要求事項の適合性を全て確認できるように考慮する。また、様式―8の記載に不明な点がある場合は、設計または工事を主管する箇所の長と協議する。
- (3) 様式-8 記載の変更(「設工認設計結果」欄については、設工認本文および添付書類に影響しない変更に限る。)が必要となった場合、検査を担当する箇所の長が変更内容について確認のうえ承認する。
- 2.5.2 「確認方法」欄の記載に関しての注意事項
 - (1) 検査項目は、表 2.5.1-1の検査項目を記載し、検査方法は、表 2.5.1-2の検査概要 を踏まえ、展開して記載する。

例:検査項目「機能・性能検査」、検査方法「通水検査」

- (2) 設置要求の検査項目である「据付・外観検査」および「状態確認検査」は、以下の考え方で書き分ける。
 - ・常設機器 ⇒ 据付・外観検査
 - ·可搬型機器 ⇒ 状態確認検査
- (3) 仕様表情報はあるが説明書情報がない場合の様式-8「確認方法」欄は、仕様表記載事項の有無に関わらず、基本設計方針の要求箇所を全て記載する。
- (4) 運用要求の検査項目である「状態確認検査」の検査方法は、「状態確認検査(運用)」 と記載する。
- (5) 仕様表の記載項目を具体的な検査に結びつけるための考え方は、表 2.5.2-1 のと おりとする。

7

表 2.5.2-1 仕様表の記載項目に対する具体的な検査の考え方

仕様表の観点	検査項目	考え方
最高使用温度最高使用圧力	- (材質の確認に含む)	最高使用温度及び最高使用圧力は、材料を決める上でのインプット情報であることから、設計結果となる材質を確認することで最高使用温度および最高使用圧力を確認する。なお、最高使用温度及び最高使用圧力の変更については、設工認の設計段階で設計条件として選定された材料により評価し妥当性確認済である場合、「設工認設計結果」欄には以下のように記載されている必要があり、最高使用温度及び最高使用圧力の番号の「設備の具体的設計結果」欄には「一」を記載する。 【仕様表】 ① 材料(変更なし) ② 最高使用温度 ③ 最高使用圧力
熱交換器の伝熱面 積(施栓状況)等	据付・外観検査	状態が変わるものであるため、据付・外観検査により確認する。(実際の状況を示す記録等で確認する。)
外観	外観検査	仕様表に記載されるものでないため、仕様表展開表では記載していないが、据付・外観検査とあわせて確認するものとして整理し、据付・ 外観検査が紐づく箇所全てに外観検査を追加する。
材料、寸法、耐圧・漏えい	材料検査 寸法検査 耐圧・漏えい検査	左記の仕様表情報について、機種区分により以下のように記載条文を 区別することとする。 【機種区分を有する機器】 寸法検査/材料検査:材料要求の共通条文である「材料及び構造」 耐圧・漏えい検査:耐圧要求の共通条文である「材料及び構造」 【機種区分外機器】 「材料及び構造」の共通条文要求に該当しないことから、個別条文 の基本設計方針の要求種別として、「機能要求」に該当する箇所に対 して左記の検査項目に該当する仕様表情報を一律記載する。
設置要求で確認する情報	外観検査 据付・外観検査 状態確認検査	個別条文の第1項については、後段の機能をもった設備を設置することを記載している場合があるが、これらの要求種別は「冒頭宣言」ではなく、「設置要求」として整理されていること。
可搬型設備の取付 箇所	状態確認検査	仕様表記載の「取付箇所」は、使用時の場所であることから使用時の場所を確認する検査とし、「保管場所」については、保管場所を確認する検査として実施する。 仕様表情報の保管場所を取付箇所と区別する必要がある場合は、「設工認設計結果」欄に「取付箇所(保管場所)」と記載し、保管場所だけが対象であることを明確にする。
取付箇所のうち、 溢水防護上の取付 高さ	据付·外観検査 状態確認検査	仕様表記載の溢水防護上の取付高さは、再処理施設の技術基準規則第 12条「再処理施設内における溢水による損傷の防止」の要求事項に係 る据付・外観検査または状態確認検査で確認する。再処理施設の技術 基準規則第12条以外で確認する取付箇所では、それ以外を確認する。

3. 設工認認可後の設計変更時の対応

設工認認可後に工事の進捗等に伴い、様式-8の「設工認設計結果」欄について、設工認本文および添付書類に影響する変更が必要となった場合、設計変更の対象となる項目の明確化を行ったうえで、「2.3.1 様式-8 設工認設計結果の記載」に戻って設計変更を反映する。

また、設計を主管する箇所の長は、工事を主管する箇所の長および検査を担当する箇所の長へ設計変更内容を周知する。ただし、設計を主管する箇所の長、工事を主管する箇所の長、検査を主管する箇所の長が同じ場合、周知は不要とする。

なお、設計変更に伴い、設工認変更申請または軽微な変更が必要な場合は、「再処理 事業部 設工認対応業務細則」に定める手続きを行う。

4. 記録の管理

検査を担当する箇所の長は、様式の作成後、品質保証部品質保証課長に提出し、品質保 証課長はこれらを記録として管理する。

9

設計を主管する箇所	工事を主管する箇所	検査を担当する箇所	備考
基本設計方針、対象設備の記載			設計を主管する箇所の長は、 適合性を確保するための条件となる基本設計方針を整理し、要求種別単位で「基本 設計方針」欄に記載する。
設工認設計結果の 記載			設計を主管する箇所の長は、 設工認に整理される内容を 設工認設計結果に記載する。
	設備の具体的設計結果の記載		工事を主管する箇所の長は、 設備を製作するための設計 結果を設備の具体的設計結 果に記載する。
設工認設計結果、設備 の具体的設計結果の 内容に係る協議		設工認設計結果、設備の具体的設計結果の確認 確認 確認方法の記載	検査を担当する箇所の長は、 設工認設計結果、設備の具体 的設計結果を確認し、必要に 応じて設計を主管する箇所 の長と協議する。 検査を担当する箇所の長は、 設計結果を確認する検査方 法、検査項目等を検討し、記 載する。
		適合性確認検査 [※] (使用前事業者検査)	※適合性確認検査(使用前事 業者検査)の具体的な手順 については別途定める文 書に基づき実施するもの とする。

様式-8 作成フロー

様式一2 設備リスト(設計基準対処施設)

	1	2	3	4	(5)	6	7	8	9	A	(B)	а	b	10	(1)	
廃	事業許可基準規則 / 技術基準規則	事業許可基準規則及び解釈	技術基準規則及び解釈	必要な 機能等	設備等(設工認 名称)	設備	既設/	常設/ 可搬	条文要求に対する適合性を 説明する設備 (〇, △, 該当なし)	既設工認 で認可済の設備か (〇, ×)	仕様表作成対象となる設備か (〇, ×)	事業変更許可申請書 での仕様情報 の記載有無 (〇, ×)	既設工認(仕様表) 記載有無 (〇, ×)	必要な対策が区分A~Dのうちにどこに対応するか A:仕様表(新規) +基本設計方針+添付書類 B:仕様表(追加/変更) +基本設計方針+添付書類 C:基本設計方針+添付書類 D:設工認の記載されない(事業者が自主的に要求事項 にないことについて対応するもの等)	廃棄物規則 及び 事業変更許可申請書 に関連する 施設・設備区分	備考
	第8条 外部からの 衝撃による損傷の防 止	(外部からの衝撃による損傷の防止) 第八条 廃棄物管理施設は、想定される自然現象(地震及 び津波を除く。)が発生した場合においても安全性	止) k t t 第八条	竜巻防護機能	設計竜巻による風圧力による荷重, 気圧差による荷重 設計竜巻: 100m/s	入力/評価 条件	_	-	0	×	×	×	-	-	-	
		を模なわないものでなければならない。 2 廃棄物管理施設は、事業所又はその周辺において想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人 あによるもの(故意によるものを除く。)に対して 安全性を損なわないものでなければならない。 (解釈) 第8条 (外部からの衝撃による損傷の防止) 1 第11年(規定する「規定される自然現象」と は、廃棄物管理施設の敷地及びその周辺の自然環 規を基に、最新の科学的知見に基づき、洪水、風	然現象(地震及び津波を除く。)によりその安全性を損なうおそれがある場合において、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置が講じられたものでなければならない。 2 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、周辺監視区		飛来物の衝撃荷重として考慮する設計飛来物 種類:銅製材 長さ:4.2m 幅:0.3m 奥行き:0.2m, 重量:135 k g 最大水平速度:51m/s 最大鉛直速度:34m/s	入力/評価 条件	_	_	0	×	×	×	-	-	-	
		(台風)、竜巻、落誌、勝外、積雪、落盛、地滑 リ、火山の影響、生物学的事象、森林火災等から 適用なれるものをいう。なお、必要のある場合に は、異種の自然現象の重是を考慮すること。 2 第1項に規定する「想定される自然現象(地震 及び非波を除く。)が発生した場合においても安 全性を損なわないもの」とは、設計上の考慮を要 する自然現象又はその組合せに遭遇した場合にお いて、自然現象となるのがかたたちず環境条件及び いて、自然現象そのものがもたちす環境条件及び いて、自然現象そのものがもたちす環境条件及び いて、自然現象そのものがもたちす環境条件及び	域に隣接する地域に事業所、鉄道、 道路その他の外部からの衝撃が発生 するおそれがある要因がある場合に おいて、事業所における火災又は爆 発事故、危険物を搭載した車両、船 舶又は航空機の事故その他の敷地及 び敷地周辺の状況から想定される事		設計竜巻荷重の組合せ 風圧力による荷重(WW) 気圧差による荷重(WP) 設計飛来物による衝撃荷重 (WM) ※上記の複合荷重WT1 及びWT2	入力/評価 条件	-	_	0	×	×	×	-	-	-	
	; !	件において、その設備が有する安全機能が達成されることをいう。 3 第2 別に見定する「想定される当該廃棄物管理施設の安全性を損なわせる原因となるおそれがある事象であって人為によるもの(故意によるものを除く、)」とは、敷地及反勢地周辺の状況を基に選択されるものであり、飛来物(航空機落下等)、ダムの崩壊、爆発、近路工場等の火災、有毒ガス、船舶の確実又は電磁的等等をいう。なお、「航空機落下」については、「実用発電用原子原設への航空機落下降率の評価基準について」(「平成14 で7、2 回航院第4号 (平成14 年7月 3 日日原子力安全・保安原制定))等を参考に	その他の適切な措置が講じられたも		設計竜巻荷重と組み合わせる荷 重の設定 a. 設計対処施設に常時作用す る荷重及び運転時荷重 b. 竜巻以外の自然現象による 荷重 風:設計竜巻荷重に包絡 落雷:荷重は発生しない。 積雪:190cm 降電:設計竜巻荷重に包絡 隆水:設計竜巻荷重に包絡	入力/評価 条件	_	-	0	×	×	×	-	_	_	
廢		し、防護設計の要素について確認すること。近隣 工場における事故については、事故の種類と施設 までの距離との関連においてその影響を評価した 上で、必要な場合、廃棄物管理施設の安全性を確 保する上で必要な施設が適切に保護されているこ とを確認すること。			ガラス固化体貯蔵建屋収納管および通風管 (気圧差)	設備	既設	常設	0	0	0	0	0	В	廃棄物管理設備本体 管理施設 ガラス固化体貯蔵設備	建屋内の施設で外気 と繋がっている竜巻 防護施設
					ガラス固化体貯蔵建屋B棟収納管 および通風管 (気圧差)	設備	既設	常設	0	0	0	0	0	В	廃棄物管理設備本体 管理施設 ガラス固化体貯蔵設備	建屋内の施設で外気 と繋がっている竜巻 防護施設
					ガラス固化体受入れ建屋 (風)	設備	既設	常設	0	0	×	0	0	С	放射性廃棄物の受入施設	竜巻防護対象施設等 に波及的影響を及ぼ して安全機能を損な わせる可能性がある 施設
					竜巻防護対象施設等に波及的影響を及ぼして安全機能を損なわせる可能性がある施設・北換気筒 (ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒:支持構造物) (風、気圧差、飛来物)	設備	既設	常設	0	0	0	0	0	С	その他廃棄物管理設備の附 属施設 気体廃棄物の廃棄施設 (ガラス固化体受入れ・貯 蔵建屋換気筒)	に波及的影響を及ぼ して安全機能を損な
					ガラス固化体貯蔵建屋 (風、気圧差、飛来物)	設備	既設	常設	0	0	×	0	0	I R	廃棄物管理設備本体 管理施設	竜巻防護対象設備を 収納する建屋
					ガラス固化体貯蔵建屋B棟 (風、気圧差、飛来物)	設備	既設	常設	0	0	×	0	0	В	廃棄物管理設備本体 管理施設	竜巻防護対象設備を 収納する建屋
					資機材の固定・固縛対策	運用	_	_	0	×	×	×	-	С	施設共通 基本設計方針(竜巻)	

技術基準規則の各条文と各施設における適用要否の考え方

技術基準規則				条文の分類	
第8条(外部か	らの衝撃による損傷の防止)			施設共通	
特定第一種廃棄	物埋設施設又は特定廃棄物質	管理施設の打	技 特定第	另一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄 ⁴	物管理施設の技
術基準に関する	規則		術基準	に関する規則の解釈	
(外部からの衝	撃による損傷の防止)				
第八条 特定第	一種廃棄物埋設施設又は特別	定廃棄物管理	理		
施設は、想定さ	れる自然現象(地震及び津波を	と除く。)に、	よ		
りその安全性を	損なうおそれがある場合にお	いて、防護	昔		
置、基礎地盤の	改良その他の適切な措置が講	じられたもの	か		
でなければなら	ない。				
2 特定第一種	廃棄物埋設施設又は特定廃	棄物管理施 詞	設		
は、周辺監視区	域に隣接する地域に事業所、	鉄道、道路	そ	_	
の他の外部から	の衝撃が発生するおそれがる	ある要因がる	あ		
る場合において	、事業所における火災又は爆	発事故、危险	険		
物を搭載した車	両、船舶又は航空機の事故そ	の他の敷地	及		
び敷地周辺の状	況から想定される事象であっ	って人為に。	よ		
るもの(故意によ	こるものを除く。)により当該	施設の安全性	性		
が損なわれない	よう、防護措置その他の適切	な措置が講	r l		
られたものでな	ければならない。				
	対象施設	適用:	要否	理由	備考
	対象施設	適用:		理由	備考
	対象施設		断	理由	備考
	対象施設	判	断	理由	備考
	対象施設 処理施設	判(〇△	断	理由 廃棄物管理施設に処理施設は設	備考
		判(〇△	断		備考
廃		判(〇△	断	廃棄物管理施設に処理施設は設	備考
廃棄物笠	処理施設	判(〇△	断	廃棄物管理施設に処理施設は設 置しない。	備考
廃棄物管理設	処理施設	判(〇△	断	廃棄物管理施設に処理施設は設 置しない。 特定廃棄物管理施設は、想定さ	備考
廃棄物管理設備本	処理施設	判(〇△	断	廃棄物管理施設に処理施設は設置しない。 特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象及び人為事象によ	備考
廃棄物管理設備本体	処理施設	1 -	2 -	廃棄物管理施設に処理施設は設置しない。 特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象及び人為事象によりその安全性を損なわないよう	備考
廃棄物管理設備本体	処理施設	1 -	2 -	廃棄物管理施設に処理施設は設置しない。 特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象及び人為事象によりその安全性を損なわないように防護措置等を行う必要があ	備考
廃棄物管理設備本体	処理施設	1 -	2 -	廃棄物管理施設に処理施設は設置しない。 特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象及び人為事象によりその安全性を損なわないように防護措置等を行う必要がある。本設備は特定廃棄物管理施	備考
廃棄物管理設備本体 放射性廃棄物の	処理施設 管理施設	1 -	2 -	廃棄物管理施設に処理施設は設置しない。 特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象及び人為事象によりその安全性を損なわないように防護措置等を行う必要がある。本設備は特定廃棄物管理施設に該当するため本条文を適用	備考
	处理施設 管理施設 受入施設	判 (〇 <i>△</i>	2	廃棄物管理施設に処理施設は設置しない。 特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象及び人為事象によりその安全性を損なわないように防護措置等を行う必要がある。本設備は特定廃棄物管理施設に該当するため本条文を適用する。	備考
放射性廃棄物の	处理施設 管理施設 受入施設 設	判 (〇 <i>△</i>	2 -	廃棄物管理施設に処理施設は設置しない。 特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象及び人為事象によりその安全性を損なわないように防護措置等を行う必要がある。本設備は特定廃棄物管理施設に該当するため本条文を適用する。	備考
放射性廃棄物の計測制御系統施	处理施設 管理施設 受入施設 設	判 (OZ 1 —	2 - 0	廃棄物管理施設に処理施設は設置しない。 特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象及び人為事象によりその安全性を損なわないように防護措置等を行う必要がある。本設備は特定廃棄物管理施設に該当するため本条文を適用する。	備考
放射性廃棄物の 計測制御系統施 放射線管理施設	处理施設 管理施設 受入施設 設	判 (OZ 1 —	2 - 0	廃棄物管理施設に処理施設は設置しない。 特定廃棄物管理施設は、想定される自然現象及び人為事象によりその安全性を損なわないように防護措置等を行う必要がある。本設備は特定廃棄物管理施設に該当するため本条文を適用する。	備考

様式-3 (2/2)

2-	液体廃棄物の廃棄施設	0	0	同上	
で の 他	固体廃棄物の廃棄施設	0	0	同上	
その他廃棄物管理設備	火災防護設備	0	0	同上	
物管理	電気設備	0	0	同上	
設備	通信連絡設備	0	0	同上	
	圧縮空気設備	0	0	同上	
の附属施設	給水処理設備	0	0	同上	
臤	蒸気供給設備	0	0	同上	
洞道		0	0	同上	
施設共通(基本	設計方針)	0	0	同上	

施設と条文の対比一覧表 (廃棄物管理施設)

								特	定第一程	重埋設加	施設又に	は特定廃	棄物管	理施設	の技術	基準に関	関する規	見則						
	施設/設備区分		11章 糸						(I) 6							する施設						44.		
		定義	第2条 特殊施設			地盤	地震	津波	外部衝撃	侵入防止	閉じ込め	火災防止	安全機能	材料構造	搬送設備	計測制御	放管施設	第17条 受入·管理	処理・廃棄	汚染防止	遮蔽	換気	第22条	通信連絡等
	物管理施設の種類	_	_	_	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	共通	個別	個別	個別	個別	共通	共通	個別	個別	共通 個別
備本体廃棄物管理設	処理施設				_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_
华管 体理 設	管理施設				_	0	0	_	0	0	_	0	0	_	Δ	_	_	0	_	\triangle	Δ	_	_	0
放射性廃	棄物の受入施設				_	0	0	_	0	0	Δ	0	0	_	Δ	_	_	_	_	Δ	Δ	_	_	0
計測制御	系統施設				_	0	Δ	_	0	0	Δ	0	0	_	_	Δ	_	_	_	_	_	_	_	0
放射線管	理施設				_	0	Δ	_	0	0	_	0	0	_	_	_	Δ	_	_	_	_	_	_	0
	気体廃棄物の廃棄施設				_	0	0	_	0	0	Δ	0	0	_	_	_	_	_	Δ	-	_	Δ	_	0
そ	液体廃棄物の廃棄施設				_	0	Δ	_	0	0	Δ	0	0	_	_	_	_	_	_		_	_	_	0
\mathcal{O}	固体廃棄物の廃棄施設				_	0	Δ	_	0	0	_	0	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0
他廃棄物	火災防護設備				_	0	Δ	_	0	0	_	0	0	_	_	_	_	_	_	-	_	_	_	0
管 理 設	電気設備				_	0	Δ	_	0	0	_	0	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0	0
備 の	通信連絡設備				_	0	Δ	_	0	0	_	0	0	_	_	_	_	_	_		_	_	_	0
附属施設	圧縮空気設備				_	0	Δ	_	0	0	_	0	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0
設	給水処理設備				_	0	Δ	_	0	0	_	0	0	_	-	_	_	_	_	_	_	_	_	0
	蒸気供給設備				_	0	Δ	_	0	0	_	0	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0
洞道					_	0	Δ	_	0	0	_	0	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0
施設共通	(基本設計方針)				_	0	Δ	_	0	0	Δ	0	0	_	_	_	_	_	_	_	_	_	_	0

【記号説明】○:条文要求に追加・変更がある、又は追加設備がある。 △:条文要求に追加・変更がなく、追加設備もない。 一:条文要求を受ける設備がない。(様式-3の該当無し)

D-6

第17条

														基本設計方針				仕様表				設 ○: 有 ●or ▲ : 主	工認 添作 【記号の気 「△:既設 登録側で 一:無	と工認読を 整理され、		
										【安全重要度分 【耐震重要度分 【機種区分】※	分類】※ :	略語の定義参照	RZ 1		【耐震重要度分類】 【1.2Ss機能維持】》 【品質重要度】※ ※「乳工物液仕書料		1 591 4					(3)技行			に関する説明書 その他の説明書	
			廃	棄物管	理施	記				【申請区分割。 D-1: DB新数数基準 D-3: 耐多数。 D-3: 耐多数。 D-3: 耐多数。 D-3(w): 共5, D-3(w): 0. D-3(dwm). D-3(dwm). D-4(横10). D-4(上). D-4(上). D-4(上). D-4(上). D-4(上). D-4(他). D-4(他). D-4(他). D-4(他). D-4(他). D-4(m). D-4(m). D-4(m). D-4(m).	既計・変のののは、 はいます。 はいます。 はいまり、 はいまり、 はいまり、 はいまり、 はいまり、 はいまり、 はいます。 はいまする。 はいまます。 はいまます。 はいまます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいます。 はいまます。 はいます。 はいまます。 はいまます。 はいまままます。 はいまます。 はいまます。 はいまままままます。 はいままままままます。 はいまままままままままままままままままままままままままままままままままままま	登録含む) 更(耐震Sクラス)のDB.Cクラス)のDB.Cクラスの関ララスを関ララスのある可震のの高いのでは、文条をでは、表彰には、表彰によるの防止は、表彰による。表述によの防止は、最高のいによる度)に耐圧更・は、大いでは、、ディウンダリ(安定のでは、ディウンダリ(安定のでは、ディウンダリ(安定のでは、ディックング・アストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラストラス	の波及的影響 とげ クラスへの格下 (Se) 耐震とが多い 防止(火山) 防防止(火却) の防止 の防止 な設計又は評	下げ 後) 価の内容を簡潔に記載す	【申請区分】 S-1:SA新設(既設 S-2:基本設計方金 S-3:DBのSA使用 S-4:SA既設使用 (DBのみの場合は	の新規登録含む) - (条件変更なし) - でップ 目的変更		「◎」:申請対象(新規) 「○」:申請対象(既設工認仕 棟表追加/変更) 「×」:無	理施設の事業変更許可申請書との整合性に関	受け及び工事に系る品質マネジメントンステムに関す添り 放射線による被ばくの防止に関する説明書	要な廃棄物管理施設の耐震性に関す	主要な容器及び管の耐圧強度に関する説明書・廃棄物管理施設の自然現象等による損傷の防止に関す	1 廃棄物管理施設の火災防護に関する説明書	Ⅳ 「	説 □ 照明設備に関する説明書 ・ □ 安全機能を有する施設が使用される条件の下における ・ □ 安全機能を有する施設が使用される条件の下における	IV-2 -1-7 IV-1-8
施設区分	設備区分	機器区分	機器名	数量容量	/	/	他施設との 共用	兼用する場合の)施設•設備区分	}		安全機能を有す	「る施設(DB)			大事故等対処施設(SA)			する。	兑 归		る説明書	E	説 明 書	健全性に関	
廃棄物管理	! ガラス固化体貯	収納管			新設	3 100		主登録	兼用登録	安全重要度	耐震重要度	機種区分	品質重要度	申請区分	耐震重要度機	1.2Ss 能維持 品質重要度	申請区分								まする	
設備本体管理施設	蔵設備		収納管(第3貯蔵ピット)	80 本	既設	第6条 第8条 常11条 第12条 第17条	_	-	-	安重	s	機種区分外	クラス2	D-3(S) D-4(竜巻): 気圧差 D-4(火仏): 腐食 D-4(火災): 発生防止 D-6 D-4(他): 検査・試験・保守・修理				0	0	-	0	0	0 -	_ _	- 0 -	- - -
		通風管	通風管(第3貯蔵ピット)	80 本	既設	第6条 第8条 常11条 第12条 第17条	_	-	-	安重	S	機種区分外	クラス2	D-3(S) D-4(火山):腐食 D-4(火災):発生防止 D-6 D-4(他): 検査・試験・保守・修理				0	0	_	0	0	0 -		- 0 -	
		収納管	収納管(第4貯蔵ピット)	80 本	既設	第6条 第8条 常11条 第12条 第17条	-	-	-	安重	S	機種区分外	クラス2	D-3(S) D-4(竜巻): 気圧差 D-4(火山): 腐食 D-4(火災): 第全防止 D-6 D-4(他): 検査・試験・保守・修理				0	0	_	0	0	0 -		- 0 -	
		通風管	通風管(第4貯蔵ピット)	80 本	既設	第6条 第8条 常11条 第12条 第17条	-	-	-	安重	S	機種区分外	クラス2	D-3(S) D-4(火山):腐食 D-4(火災):発生防止 D-6 D-4(他): 検査・試験・保守・修理 D-6				0	0	-	0	0	0 -		- 0 -	

													基本設計方針					仕様表					【記· ○:有 △ :主登録	図 添付書類 号の定義】 :既設工認証 ・側で整理され 一:無				
									【安全重要度 【耐震重要度	分類】※				【耐震重要度 【1.2Ss機能約	隹持】※							(3)	技術基	準への適合	生に関す	る説明書		
									【機種区分】注 ※「設工認添	※ 付書類星取表	略語の定義参	参照 」		【品質重要度 ※「設工認添		表 略語の定義	参照」		(1)	(2)				添付I	7 その他	也の説明書		
									【申請区分】	(既設の新規登	·44.4.\			【申請区分】 S-1:SA新設(∕RE≣N∕O≐C+E	3 & &3 & + \\				添	付 添付			IV –	1 説明	書	IV-	2
									D-1:DB新設 D-2:基本設 D-3:耐震基:	計方針	() ()			S-2:基本設計 S-3:DBのSA	+方針				rde	=n	. .	IV.	7-1-1 IV-	1-2 IV-1-3 IV-				
		廃棄	物管	营理施設					D-3(S):基:S D-3(波):S D-3(波):B D-3(up):E D-3(down) D-3(他途・현 D-4(特/攻) D-4(外火災) D-4(外火災) D-4(※水) D-4(※水) D-4(離の): で る D-5:設配載 D-6:記載更 C	準力・ 準力・ 大ので、 は、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので、 ので	B.C. A	情の波像 法上げ Cクラスへの格 (Ss) D防止(参 D防止(火山) D防止(火山) D防止(火小部 の防止(外部 場	下げ 災) 平価の内容を簡潔に記載す	S-4:SA既設 S-5:SA既設 (DBのみの場	条件アップ 使用目的変	更		「⑥」:申請対象(新規) 「〇」:申請対象(既設工認仕 様表追加/変更) 「×」:無	.物管理施設の事業変更許可申請書との整合性に関	計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関す	- 泉こよる皮ばくり方上こ引ける - な廃棄物管理施設の耐震性に関	な容器及び管の耐圧強度に関する説明書	廃棄物管理施設の自然現象等による損傷の防止に関すり勇物管理施設の自然現象等による損傷の防止に関する語の書	法な侵入等の防止に関する	京主選生 重各 こ 号 と 5 兑 月	明書と機能を有する施設が使用される条件の下における気設備に関する説明書	通信連絡設備に関する説明書廃棄物管理施設に関する図面	
#=0.57 \ =0.#15 \	#* BB CT /\	W 00 7	数量	既設 常設	工事有無	他施設との	兼用する場合の	の施設・設備区分			安全機能を有	する施設(DB)			重大事故	等対処施設(SA)		。 説	る説明書			お説明書	説明書		健生に		
施設区分設備区分	機器区分	機器名	容量	・ /	工事有無 (要求条文)	共用	主登録	兼用登録	安全重要度	耐震重要度	機種区分	品質重要度	申請区分	耐震重要度	1.2Ss 機能維持	品質重要度	車請区分		書							関する		
物管理設備	排気筒			第6条									D-3(波)	/														
の附属施設		支持構造物	1 2	第8条 第11条 第12条 第18条 第21条		再処理	_	-	非安重	C(Ss)	機種区分外	クラス4	D-4(竜巻): 波及 D-4(火災): 発生防止 D-6 D-4(他): 共用、 検査・試験・保守・修理 D-6 D-6					0	0		- 0		0 0)	- -	0 -		
		北換気筒(ガラス固化体受入 れ・貯蔵建屋換気筒)	1 2	第6条 第8条 第11条 第12条 第18条	◎ (第6条)	-	_	-	非安重	C(Ss)	機種区分外	クラス4	D-3(波) D-4(竜巻):波及 D-4(火災):発生防止 D-6 D-4(他):共用 D-6 D-6					0	0		- 0		0 0) – -		0 -		

1. 技術基準の条文、解釈への適合に関する考え方 No. 基本設計方針に記載する事項 設工認資料作成の考え方(理由) 項・見	釈	添付書類 a a a
基本設計方針に記載する事項設工認資料作成の考え方(理由)項・見①-1消火設備の設置技術基準への要求を受けている内容1項①-2警報設備の設置技術基準への要求を受けている内容1項②消火設備及び警報設備の誤動作等による悪影響防止技術基準への要求を受けている内容2項③-1不燃性又は難燃性の材料の使用技術基準への要求を受けている内容3項③-2防火壁の設置技術基準への要求を受けている内容3項②-3その他の適切な防護措置(上記以外)技術基準への要求を受けている内容3項水素の発生のおそれがある放射水素の発生のおそれがある放射性廃棄物	デ 釈	a a a
①-2 警報設備の設置 技術基準への要求を受けている内容 1項 ② 消火設備及び警報設備の誤動作等による悪影響防止 技術基準への要求を受けている内容 2項 ③-1 不燃性又は難燃性の材料の使用 技術基準への要求を受けている内容 3項 ③-2 防火壁の設置 技術基準への要求を受けている内容 3項 ③-3 その他の適切な防護措置(上記以外) 技術基準への要求を受けている内容 3項 水素の発生のおそれがある放射 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物		a
②消火設備及び警報設備の誤動作 等による悪影響防止技術基準への要求を受けている内容2項③-1不燃性又は難燃性の材料の使用技術基準への要求を受けている内容3項③-2防火壁の設置技術基準への要求を受けている内容3項3-3その他の適切な防護措置 (上記以外)技術基準への要求を受けている内容3項水素の発生のおそれがある放射水素の発生のおそれがある放射性廃棄物		a
②技術基準への要求を受けている内容2項③-1不燃性又は難燃性の材料の使用技術基準への要求を受けている内容3項③-2防火壁の設置技術基準への要求を受けている内容3項③-3その他の適切な防護措置 (上記以外)技術基準への要求を受けている内容3項水素の発生のおそれがある放射水素の発生のおそれがある放射性廃棄物	<u> </u>	
③-2 防火壁の設置 技術基準への要求を受けている内容 3項 ③-3 その他の適切な防護措置 (上記以外) 技術基準への要求を受けている内容 3項 水素の発生のおそれがある放射 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物	<u> </u>	a
③-3 その他の適切な防護措置 (上記以外) 技術基準への要求を受けている内容 3 項 水素の発生のおそれがある放射 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物		
③-3 (上記以外) 技術基準への要求を受けている内容 3項 水素の発生のおそれがある放射 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物	<u> </u>	a
		a
④ 性廃棄物の取り扱い及び管理設 を取り扱い又は管理する設備は廃棄物管 4項 備から発生する水素滞留防止 理施設に設置していない。	<u> </u>	a
水素の発生のおそれがある放射 性廃棄物の取り扱い及び管理設 備からセル等へ漏えいした場合 の滞留防止その他の爆発防止措 置 理施設に設置していない。	_	a
2. 事業指定申請書の本文のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方		
No. 項目 考え方		添付書類
□ 重複記載 重複した記載があるため記載しない。		_
②	採用す	
安全機能を有する施設の基本設計方針であるた しない。	め記載	b
3. 事業指定申請書の添五のうち、基本設計方針に記載しないことの考え方		
No. 項目 考え方		添付書類
前書き(冒頭宣言)重複記載前書き(冒頭宣言)であるため記載しない。本文に重複した記載があるため記載しない。		a
火災源選定方法自然現象からの火災源選定方法、感知器選定方感知器選定方法付書類に記載するため記載しない。	法は湯	a
② 安全機能を有する施設 安全機能を有する施設に係る基本設計方針であ 記載しない。	るため	b
(株器仕様) (仕様表、図面等に示す情報であることから記載い。	しな	a, c
参 その他(使用済燃料貯蔵設備等) 該当する設備は廃棄物管理施設に設置しない、ない。	記載し	_
	計方針	_

第11条(火災等による損傷の防止) 様式-6 設工認申請書 各条文の設計の考え方

⟨ ↑⟩	閉じ込めの機能に係る基本設計	第 10 条(閉じ込めの機能)に係る基本設計方針である	_
	方針	ことから記載しない。	※ 1
⟨ 8 ⟩	処理施設及び廃棄施設に係る基	第17条(処理施設及び廃棄施設)に係る基本設計方針	_
8	本設計方針	であることから記載しない。	※ 1
4. 添	付書類等		
No.		書類名	
a	廃棄物管理施設の火災防護に関する	5.説明書	
b	安全機能を有する施設が使用される	る条件化における健全性に関する説明書	
С	廃棄物管理施設の系統図、配置図、	構造図等	
※ 1	既認可		

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (1 / 25)

	~n ~n _L ~L ~L ~h			7.11a -1.4
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
技術是準規則 第十一条 特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設は、火災又は爆発の影響を受けることにより当該施設の安全性に著しい支障が生じるおそれがある場合において、必要に応じて消火設備及び警報設備(自動火災報知設備、漏電火災警報器その他の火災及び爆発の発生を自動的に検知し、警報を発する設備に限る。)が設置されたものでなければならない。①-1,2 2 前項の消火設備及び警報設備は、その故障、損壊又は異常な作動により特定第一種廃棄物埋設施設又は特定廃棄物管理施設の安全性に著しい支障を及ぼすおそれがないものでなければならない。② 3 安全機能を有する施設であって、火災又は爆発により損傷を受けるおそれがあるものは、可能な限り不燃性又は難燃性の材料を使用するとともに、必要に応じて防火壁の設置その他の適切な防護措置が講じられたものでなければならない。③-1,2,3 4 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備は、発生した水素が滞留しない構造でなければならない。④ 5 水素の発生のおそれがある放射性廃棄物を取り扱い、又は管理する設備(爆発の危険性がないものを除く。)をその内部に設置するとル及び室は、当該設備から水素が漏えいした場合においてもこれが滞留しない構造とすることその他の爆発を防止するための適切な措置が講じられたものでなければならない。⑤	5. 火災等による損傷の防止の基本設計方針 廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護対策を講ずる設計とする。①2③ 廃棄物管理施設は、以下の方針に基づき火災及び爆発の防止のための設計を行う。①②③ 序棄物管理施設は、以下の方針に基づき火災及び爆発の防止のための設計を行う。①②③ ・主要な設備及び機器は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。③-1 ・火災及び爆発の発生を防止するために、着火源の排除及び可燃性物質の漏えい防止対策を講ずる設計とする。③-1 ・火災及び爆発の発生を防止するために、着火源の排除及び可燃性物質の漏えい防止対策を講ずる設計とする。③-1 ・火災及び爆発の拡大を防止するために、適切な検知、警報系統及び消火設備を設けることで、火災及び爆発の発生による影響を軽減する設計とする。①-1、2、2、3。2 また、廃棄物管理施設における火災防護対策を具体化するに当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(以下「火災防護審査基準」という。)を参考として廃棄物管理施設の特徴及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。①2③		1.4 火災及び爆発の防止に関する設計 1.4.1 火災防護審査基準の要求 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災及び爆発の発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護対策を講ずる設計とする。◆ 廃棄物管理施設は、以下の方針に基づき火災及び爆発の防止のための設計を行う。◆ ・主要な設備及び機器は、可能な限り不燃性又は難燃性材料を使用する設計とする。◆ ・火災及び爆発の発生を防止するために、着火源の排除及び可燃性物質の漏えい防止対策を講ずる設計とする。◆ ・火災及び爆発の強大を防止するために、適切な検知、 警報系統及び消火設備を設けることで、火災及び爆発の発生による影響を軽減する設計とする。◆ また、廃棄物管理施設における、火災防護対策を具体化するに当たっては、「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」(平成25年6月19日 原規技発第1306195号 原子力規制委員会決定)(以下「火災防護審査基準」という。)を参考として廃棄物管理施設の特徴及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。◆	備考
	(a) 基本事項 (イ) 火災防護対象設備 廃棄物管理施設は、冷却及び遮蔽に係る安全機能が火災又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策を講ずる設計とする。①②③ 安全機能を有する施設のうち、放射性物質の放出及び放射線被ばくを防止する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器(以下「安重機能を有する機器等」という。)を抽出し火災区域及び火災区画を設定する。①②③安全上重要な施設は、以下に挙げるものが該当する。 (a) 収納管、通風管 (b) 貯蔵区域しゃへい、ガラス固化体検査室しゃへい(c) 貯蔵建屋床面走行クレーンのしゃへい容器上記方針に基づき、ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋B棟に火災区域及び火災区画を設定する。①②③	(a) 基本事項 (イ) 火災防護対象設備 廃棄物管理施設は、冷却及び遮蔽に係る安全機能が火災 又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策 を講ずる設計とする。①②③ 具体的には、安全機能を有する施設のうち、放射性物質 の放出及び放射線被ばくを防止する観点から、安全上重要 な施設の機能を有する構築物、系統及び機器(以下「安重 機能を有する機器等」という。)を抽出する。①②③	1.4.1.1 基本事項 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により廃棄物管理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生を防止し、早期に火災及び爆発の発生を感知し消火を行い、かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護対策を講ずる設計とする。 火災又は爆発によってその安全機能が損なわないことを確認する施設を、全ての安全機能を有する構築物、系統及び機器とする。 火災防護対策を講ずる対象としては、放射性物質の放出及び放射線被ばくを防止する観点から、安全上重要な構築物、系統及び機器を抽出し 小災区域及び火災区画を設定する。10②3	

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (2 / 25)

구구 구년하다 바다 FFF 이 마그보고 2 1 1 HB 12 12 14 HB 42 2 7 7 10 구 2 2			備考
また、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として抽出し火災区域及び火災区画を設定する。①②③ 上記方針に基づき、ガラス固化体受入れ建屋及び北換気筒(ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒)に火災区域及び火災区画を設定する。①②③ なお、ガラス固化体受入れ建屋は、搬送機器の移動経路の確保が必要であること等から火災区域の分離が困難であるため、ガラス固化体受入れ建屋、ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋内がであるため、ガラス固化体貯蔵建屋内でいて同一の火災区域とし、ガラス固化体受入れ建屋についても安重機能を有する機器等を設置する建屋に対する火災防護対策を実施する。	また、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器のうち、安重機能を有する機器等を除いたものを「放射性物質貯蔵等の機器等」として抽出する。①②③	また、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物、系統及び機器を抽出し ○ 火災区域及び火災区画を設定する。 ①②③	
①②③	これらを合わせて、「火災防護対象設備」として選定し、 火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並 びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防 護対策を講ずる設計とする。①②③	これらを合わせて火災防護対象設備として選定し、火災 及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに 火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対 策を講ずることにより、安全機能を損なわない設計とす る。	
(ロ) その他の安全機能を有する施設 火災防護対象設備以外の安全機能を有する施設を含め廃 棄物管理施設は、「消防法」、「建築基準法」、「都市計 画法」及び「日本電気協会電気技術規程・指針」に基づき 設備等に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。①②③	(ロ) その他の安全機能を有する施設 火災防護対象設備以外の安全機能を有する施設を含め廃 棄物管理施設は,「消防法」,「建築基準法」,「都市計 画法」及び「日本電気協会電気技術規程・指針」に基づき 設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。①②③	その他の安全機能を有する施設を含め廃棄物管理施設は、「消防法」、「建築基準法」、「都市計画法」及び 「日本電気協会電気技術規程・指針」に基づき設備等に応 じた火災防護対策を講ずる設計とする。 (1) よいに共業が保証は	
		(1) 火災防護対象設備 a. 安全上重要な施設 廃棄物管理施設は、冷却及び遮蔽に係る安全機能が火災 又は爆発によって損なわれないよう、適切な火災防護対策 を講ずる設計とする。 具体的には、放射性物質の放出及び放射線被ばくを防止 する観点から、安全上重要な施設の安全機能を有する構築 物、系統及び機器(以下「安重機能を有する機器等」とい	
		 う。)を抽出し火災区域及び火災区画を設定する。 安全上重要な施設は、以下に挙げるものが該当する。① ②③ (a) 収納管、通風管①②③ (b) 貯蔵区域しゃへい、ガラス固化体検査室しゃへい① ②③ (c) 貯蔵建屋床面走行クレーンのしゃへい容器①②③ 上記方針に基づき、以下の建物に設置する設備に火災区 	
		上記が到に基づき、以下の建物に設置する設備に火灰区 域及び火災区画を設定する。①②③ (a). 建物 i. ガラス固化体貯蔵建屋①②③ ii. ガラス固化体貯蔵建屋B棟①②③ b. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、	
		系統及び機器 安全機能を有する施設のうち,「(1) 安全上重要な施設」に記す安全上重要な施設を除いた,放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するための構築物,系統及び機器 下放射性物質貯蔵等の機器等」として抽出する。 放射性物質貯蔵等の機器等を収納する建屋(安全上重要な施設を除く)を以下に示す。	
		(a) ガラス固化体受入れ建屋※①②③ (b) 北換気筒(ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒) ①②③ ※搬送機器の移動経路の確保が必要であること等から火災区域の分離が困難であるため、ガラス固化体受入れ建屋、ガラス固化体貯蔵建屋及びガラス固化体貯蔵建屋B棟	

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (3 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本		事業変更許可申請書 添付書類五	備考
				< 災防護対策を実施する。①②③: 、 火災防護対象設備	
			施	廃棄物管理施設として,下記の「a. 安全上重要な 面設」及び「b. 放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有 一る構築物,系統及び機器」において選定する機器等を	
			<u>「</u> 防	「火災防護対象設備」として選定し、火災及び爆発の発生 5止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の	
				響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる設計する。	
				2) その他の安全機能を有する施設 火災防護対象設備以外の安全機能を有する施設を含	
			市	b廃棄物管理施設は,「消防法」,「建築基準法」,「都 5計画法」及び「日本電気協会電気技術規程・指針」に基	
			2	びき設備に応じた火災防護対策を講ずる設計とする。 <u></u> ◆	

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (4 / 25)

ALTONOMY AND THE PROPERTY OF T	技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
### 17		火災防護対象設備を収納する建屋に、耐火壁によって 囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、火災防	火災防護対象設備を収納する建屋に、耐火壁によって囲 われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、火災防護	火災防護対象設備を収納する建屋に、耐火壁(耐火隔壁、耐火シール、防火戸、防火ダンパ等)、天井及び床(以下「耐火壁」という。)によって囲われた火災区域を設定する。建屋の火災区域は、火災防護対象設備の配置も	
(本) 大田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁,耐火シール,防火戸,防火ダンパ等), 天井及び床(以下「耐火壁」という。)により隣接する他	を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁(耐火隔壁,耐火シール,防火戸,防火ダンパ等), 天井及び床(以下「耐火壁」という。) ③-2 により隣接す	火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護対象設備を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁 ◆として、3時間耐火に設計上必要な150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁や火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁により隣接	
(主) 大大の物質を含めていまった。		離隔距離に応じて分割して設定する。3-2			
「企業高学性」、「最初計画性、及び「日本電気機会性を 通行を多く、推行したことを企業を設定してたた人の主な。 であった。「企会」 「企会」 「企会」 「企会」 「企会」 「企会」 「企会」 「企会」		廃棄物管理施設の火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対策を講じるため、必要な運用管理を含む火災防護計画を保安規定に定めて、管理する。①②③	廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練、火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、火災防護対象設備を火災及び爆発から防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念	廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施するため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計画を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体制の運営管理、必要な要員の確保、教育訓練及び火災防護対策を実施するために必要な手順等について定めるとともに、火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護対象設備を火災及び爆発のら防護するため、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づく火災防護対	
正上る火災なび発産(以下「外部火災」という。」については、安全機能を有する協議を分野火災から影響するための連用等について定める。①②② - 「大きな機能を有する協議を分野火災から影響するための連用等について定める。①②③ - 「大きな機能を有する動態を分野火災から影響するための連用等について定める。①②③ - 「大きな機能を有する動態を分野火災から影響するための連用等について定める。②(大きな機能を有する動態を分野火災がある影響を必要な機能を使わる影響を必要な機能を使わる影響を通知に実施するために、火災防護対策を使の影響を開催した。大き、財産が選出を設定して設定して実施する火助防護対策を使の影響を開催した。大き、財産が関連を関係した。大き、財産が関連を関係した。大き、財産が選出を支援してある。 - 「大きな機能を有する施設は必要ない。」、大きな機能を有いるというに、大き、財産が選出を支援している。「大きな機能を有いるというに、大き、財産が関連を関係した。」とない、財産が関連を関係した。大き、財産が関連を関係した。大き、財産が関連を関係した。大き、財産が関連を関係した。「大き、財産が関連を関係した。」という、大き、大きな関連を対象を関係した。大き、大きな関連を対象を関係した。大きな関連を対象を関係した。大きな関連するため、大きな機能を有いる。◆○ - 「大きな機能を有いる」をいる。◆○ - 「大きな機能を有いる」◆○ - 「大きな機能を有いる」◆○ - 「大きな関係を必要な関係と関係した。」」とついては、大きな関連を表現している。◆○ - 「大きな関係を必要な関係と関係した。」」というな関係と関係した。 - 「大きな関係を必要な関係と関係した。」」というな関係と関係した。 - 「大きな関係を必要な関係と関係した。」」というな関係と関係した。 - 「大きな関係を必要な関係と関係した。」」というな関係と関係した。 - 「大きな関係を必要を関係した。」」というな関係と関係した。 - 「大きな関係を必要を関係した。」」というな関係と関係した。 - 「大きな関係を必要を関係した。」」というな関係と関係した。 - 「大きな関係を必要を関係した。」」というな関係と関係した。 - 「大きな関係を必要を関係した。」」というな関係というな関係と関係した。 - 「大きな関係と、対象を関係とした。」 - 「大きな関係と、対象を関係とした。」、大きな関係を必要を関係を表した。 - 「大きな関係を必要を関係を表した。」」というな関係というな関係というな関係を必要を認定した。 - 「大きな関係を必要を表した。」」というな関係というな関係を表した。 - 「大きな関係といる」というな関係を表し、 - 「大きな関係というなどのでは、というな関係というなどのでは、というなどの		「建築基準法」,「都市計画法」及び「日本電気協会電気 技術規程・指針」に基づき設備に応じた火災防護対策を講 じることを保安規定に定めて,管理する。行うことについ	築基準法」,「都市計画法」及び「日本電気協会電気技術 規程・指針」に基づき設備に応じた火災防護対策を行うこ	築基準法」,「都市計画法」及び「日本電気協会電気技術 規程・指針」に基づき設備に応じた火災防護対策を行うこ	
する規則」(平成 25 年 12 月 6 日原子力規制委員会規則第		による火災及び爆発(以下「外部火災」という。) については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するため	よる火災及び爆発(以下「外部火災」という。) については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための	による火災及び爆発(以下「外部火災」という。)については、安全機能を有する施設を外部火災から防護するための運用等について定める。 ◆ 火災防護計画の策定に当たっては、「火災防護審査基準」の要求事項を踏まえ、以下の考えに基づき策定する。 a.火災防護対象設備の防護を目的として実施する火災防護対策を適切に実施するために、火災防護対策全般を網羅した火災防護計画を策定する。 ф.火災防護計画を策定する。 b.火災防護計画を策定する。 ф.火災防護計画を策定するために必要な手順、機器及び火災防護計画を実施するために必要な手順、機器及び組織体制を定める。具体的には、火災防護対策の内容、その対策を実施するための組織の明確化(各責任者と権限)、火災防護計画を遂行するための組織の明確化(各責任者と権限)、その運営管理及び必要な要員の確保と教育・訓練の実施について定める。 c.火災防護対象設備を火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の早期感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減の深層防護の概念に基づいた、火災及び爆発の影響軽減の深層防護の概念に基づいた、火災及び爆発の影響軽減の深層防護の概念に基づいた、火災及び爆発の影響軽減の深層防護の概念に基づいた、火災及び爆発の影響軽減対策を定める。 ◆ 、火災及び爆発の発生防止対策、火災及び爆発の感知及び消火対策、火災及び爆発の影響軽減対策を定める。 ◆ は、火災防護計画は、廃棄物管理施設全体を対象範囲とし、具体的には、以下の項目を記載する。◆ (a) 「廃棄物管理施設の位置、構造及び設備の基準に関	

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (5 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
3.X 四 至 午 次 以	(ホ) 火災防護設備(消防用設備) a. 系統構成及び主要設備 火災防護設備は,火災発生防止設備,火災感知設備(自動 火災財護設備は,火災発生防止設備,火災感知設備で構成す る。①②③	ト. その他廃棄物管理設備の附属施設の構造及び設備 (6) その他の主要な事項 (i) 火災防護設備(消防用設備) 火災防護設備は、火災発生防止設備、火災感知設備、消 火設備及び火災影響軽減設備で構成する。①②③	(b) 森林火災、近隣の工場、石油コンビナート等特別防災区域、危険物貯蔵所及び高圧ガス貯蔵施設(以下「近隣の産業施設」という。)の爆発、敷地内に存在する危険物貯蔵施設の火災及び爆発から安全機能を有する施設を防護する対策を定める。 なお、上記に示す以外の構築物、系統及び機器は、「消防法」、「建築基準法」に基づく火災防護対策を実施する。◆ (c) 火災防護計画は、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮し、火災防護関係法令・規程類等、火災発生時における対応手順、可燃性物質及び火気作業に係る運営管理に関する教育・訓練を定期的に実施することを定める。◆ (d) 火災防護計画は、その計画において定める火災防護計画全般に係る定期的な評価及びそれに基づく改善を行うことによって、継続的な改善を図っていくことを定める。◆ (e) 火災防護計画は、再処理事業所廃棄物管理施設の「原子炉等規制法」第五十一条の十八第1項の規定に基づく「再処理事業所廃棄物管理施設保安規定」(以下「保安規定」という。)に基づく文書として制定する。◆ (f) 火災防護計画の具体的な遂行のルール、具体的な判断基準等を記載した文書、業務処理手順、方法等を記載した文書の文書体系を定めるとともに、持ち込み可燃性物質管理や火気作業管理、火災防護に必要な設備の保守管理、教育訓練等に必要な要領については、各関連文書に必要事項を定めることで、火災防護対策を適切に実施する。◆ 7.5 その他設備 7.5.2 火災防護設備(消防用設備) 7.5.2.1 概 要 座棄物管理施設内の火災区域及び火災区画に設置する安全機能を有する施設を火災及び爆発のら防護することを目的として、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災及び爆発の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講ずる。◆	VI⊞ ² ·□
	火災発生防止設備である水素漏えい検知器は、火災区域 又は火災区画に設置する蓄電池の上部に設置し、水素の燃 焼限界濃度である4vol%の1/4以下で制御室に警報を 発する設計とする。③-3 火災感知設備は、固有の信号を発するアナログ式の煙感 知器及びアナログ式の熱感知器を組み合わせて設置することを基本とするが、各火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や火災及び爆発の性質を考慮し、上記の設置が適切でない場合においては、非アナログ式の炎感知器、非アナログ式の熱感知器等の火災感知器も含めた中から2つの異なる種類の感知器を設け、制御室で常時監視可能な火災報知盤にて監視できる設計とする。①-2 消火設備は、消火栓設備として屋内消火栓、屋外消火栓、防火水槽を設ける設計とするとともに電動機駆動消火ボンプに加え、同等の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプ、圧力調整用ポンプ並びに消火用水貯槽からなる消火水供給設備を設設ける設計とする。①-1 廃棄物管理施設の安重機能を有する機器等は、コンクリート又は金属により構成し、放射性物質貯蔵等の機器等は、金属により構成し、放射性物質貯蔵等の機器等は、金属により構成し、放射性物質貯蔵等の機器等は、金属により構成するため消火設備の破損、誤動作又は誤操	火災感知設備は、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を組み合わせて設置することを基本とするが、各火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や火災及び爆発の性質を考慮し、上記の設置が適切でない場合においては、非アナログ式の炎感知器、非アナログ式の熱感知器等の火災感知器も含めた中から2つの異なる種類の感知器を設置する。①-2 また、制御室で常時監視可能な火災報知盤を設置する。①-2 また、制御室で常時監視可能な火災報知盤を設置する。①-2 消火設備は、破損、誤動作又は誤操作により、安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計②とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難である火災区域又は火災区画であるかを考慮し、固定式消火設備等を設置する。①-1 消火設備は、消火栓設備、ガス消火設備及び消火器で構成する。①-1 消火投設備は、屋内消火栓、屋外消火栓、防火水槽及び消火水供給設備で構成し、①-1 屋外消火栓の一部、防火水槽の一部は再処理施設と共用し、消火水供給設備は再処理		

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (6 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針 作により、消火剤を放出しても安全機能を損なわない。② 火災影響軽減股備は、火災及び爆発の影響軽減対策が必要な火災防護対象設備を設置する火災区域を、3時間以上の地下もを有する可火を力り一ト壁や火災網人旅験で確認した3時間以上の地下もを有する耐火壁(耐火陽壁、耐火シール、防火戸、防火ダンパ等)、天井及び床(投下「耐火壁」という。)により隣接する他の火災区域と分離する設計とする。③→2 なお、火災防護設備(消防用設備)を用いた火災防護対策の詳細は、「(b)、火災及び爆発の感知、消火」、「(d)、火災の影響軽減」、「(e)、火災影響評価」及び「(f) その他」に示す。①②③	事業変更許可申請書 本文 施設及びMO X燃料加工施設と共用する。共用する設備 は、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。 この大災及び爆発の影響軽減の機能を有するものとして、火災影響軽減設備を設置する火災区域又は火災区画及び隣接する大災区域又は火災区画の火災及び爆発による影響を軽減するため、火災耐人、対策で確認した3時間以上の耐火能力を有する耐火壁を設置する。3-2	事業変更許可申請書 添付書類五 全機能を有する施設を火災及び爆発から防護することを目的として、火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発の発生潜する。◆ (1) 火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発を講する。◆ (1) 火災及び爆発の発生防止、火災及び爆発を講する。◆ (1) 火災及で爆発の発生防止、火災及び爆発を講するほか、火性物質を内包する設備及びこれらの設備を設置する火災の医域と大災区画に対する火災の医生防止対策。議判とする。◆ (2) 火災感知設備及び満大設備は、安全機能を有する施設に対して、早期の火災感知及び満大を行うよう設置する、設計とする。◆ (2) 火災感知設備及び満大設備は、安全機能を有する施設に対して、早期の火災感知及び消火を行うよう設置する。 設計とする。◆ 火災感知設備は、火災防護対象設備を設置する、災底対して、早期の火災感知及び消火を行うよう設置する。 設計とする。◆ 火災感知を備と、水災防護対象設備を設置する、火災感知を関する。 ・ 大災感知を備は、水災防護対象設備を設置する、投速がした。 ・ 大災感知を備は、水災防護対象設備を設置する、火災感知を開じた。 ・ (3) 本設備の主の、再処理施設を必然の又燃料加工施設と共用する消火水供給設備においては、放降その他の異常が発生した場合においても廃棄物管理施設で必要な容量を確保することで、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。◆ また、消火水供給設備においては、放降その他の異常が発生した場合においちの廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。 ・ また、消火水供給設備においては、放降をの他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止しては、放降をの他の異常が発生した施設からの波及的影響を防止することで、共用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とする。◆ 7.5.2.3 主要設備の仕様を第7.5ー1表に示す。◆ 7.5.2.4 主要設備 水災発生防止設備が成立る。◆ (1) 火災発生防止設備である水素漏えい検知器は、火災医域欠火災を減極、消費、大災底域、大災底域、大災底域、大災底域、大災底域、大災底域、大災底域、大災底域	備考

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (7 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書	本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
				火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計	**** -
				<u>とする。</u>	
				の有無を連続監視し、火災現象(急激な温度変化)を把握	
				できることから、アナログ式と同等の機能を有する。◆ また、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設	
				置することにより、誤作動防止を図る設計とする。	
				b. 蓄電池室 蓄電池室は, 常時換気状態にあり, 安定した室内環境を	
				維持しているため,屋内に設置する火災区域又は火災区画 と同様にアナログ式の熱感知器及びアナログ式の煙感知器	
				を設置する設計とする。 🗘	
				(3) 消火設備 消火設備は,消火栓設備,ガス消火設備及び消火器で構	
				成する。消火設備の消火栓設備は,廃棄物管理施設の火災 防護対象設備を設置する火災区域又は火災区画の火災を早	
				期に消火するために、消火が必要となるすべての火災区域	
				又は火災区画の消火活動に対処できるように設置する設計とする。	
				上記以外の火災区域又は火災区画については,「消防	
				法」又は「建築基準法」に基づく消火設備で消火する設計 とする。 ◆	
				消火栓設備は、屋内消火栓、屋外消火栓、防火水槽及び 消火水供給設備で構成し、屋外消火栓の一部、防火水槽の	
				一部は再処理施設と共用する。また,消火水供給設備は再	
				処理施設及びMOX燃料加工施設と共用する。消火水供給設備の系統概要図を第7.5-2図に示す。	
				(4) 火災影響軽減設備	
				火災影響軽減設備は、火災区域及び火災区画を構成する 耐火壁により構成する。火災及び爆発の影響軽減のための	
				対策設備は,安全機能を有する構築物,系統及び機器の重 要度に応じ,それらを設置する火災区域又は火災区画内の	
				火災及び爆発並びに隣接する火災区域又は火災区画におけ	
				る火災及び爆発による影響に対し、火災及び爆発の影響軽 減のための対策を講ずるために、以下のとおり設置する。	
				◆ a. 火災区域の分離を実施する設備	
				隣接する他の火災区域又は火災区画と分離するために,	
				以下のいずれかの耐火能力を有する耐火壁を設置する。 (a) 3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として,3時	
				間耐火に設計上必要なコンクリート壁厚である 150mm以上 の壁厚を有するコンクリート壁↓	
				(b) 火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有する	
				ことを確認した耐火壁	
				7.5.2.5 試験検査 本設備は,定期的な作動試験を行い,その性能を確認す	
				◆ 放傭は、足期的な作 期	
				第 7.5- 1 表 火災防護設備(消防用設備)の主要設備の仕	
				<u>樣</u> �	
	<u> </u>	<u> </u>			

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (8 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
			(1) 火災発生防止設備 1 式◆	
			(3) 消火設備	
			a. 消火栓設備 1 式◆ b. ガス消火設備 1 式◆	
			c. 消火器 1 式◆	

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (9 / 25)

++**注:**** + 1 日	凯丁到由韩聿 甘未凯乳十分	東 光亦東新司中建事 七十	東光亦東弥司中建書 泛母書叛工	
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文 (b) 火災及び爆発の発生防止	事業変更許可申請書 添付書類五 1.4.1.1.1 火災及び爆発の発生防止	備考
	(b) 火災及び爆発の発生防止 (イ) 火災及び爆発の発生防止対策	(イ) 廃棄物管理施設内の火災及び爆発の発生防止	1.4.1.1.1	
	廃棄物管理施設の火災及び爆発の発生を防止するため,	廃棄物管理施設の火災及び爆発の発生を防止するため,	廃棄物管理施設の火災及び爆発の発生防止については,	
	廃棄物管理施設で取り扱う化学薬品等のうち,可燃性物質 を使用する系統及び機器に対する着火源の排除及び漏えい	廃棄物管理施設で取り扱う化学薬品等のうち,可燃性物質 を使用する系統及び機器に対する着火源の排除及び漏えい	廃棄物管理施設で取り扱う化学薬品等のうち,可燃性物質 を使用する系統及び機器に対する着火源の排除及び漏えい	
	防止対策を講ずる設計とする。③-3	防止対策を講ずる設計とする。3-3	を使用する示机及い機器に対する有人派の排除及い備えい	
	また、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれら	また、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれら	また、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれら	
	の設備を設置する火災区域及び火災区画に対する火災及び	の設備を設置する火災区域及び火災区画に対する火災及び	の設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び	
	爆発の発生防止対策を講ずるとともに,可燃性の蒸気又は 可燃性の微粉に対する対策,発火源に対する対策,水素に	爆発の発生防止対策を講ずるとともに,可燃性の蒸気又は 可燃性の微粉に対する対策,発火源に対する対策,水素に	爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は 可燃性の激烈に対する対策 発水源に対する対策 水東に	
	対する換気及び漏えい検出対策,接地対策,電気系統の過	対する換気及び漏えい検出対策,接地対策,電気系統の過	可燃性の微粉に対する対策,発火源に対する対策,水素に 対する換気及び漏えい検出対策,接地対策,電気系統の過	
	電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。3-3	電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とする。③-3	電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とす	
	<u>ა. ৩-ა</u>	<u>ა. ৩-5</u>	<u>3.</u> ◆	
	(1) 78 LM T)+3 LM+44nFF		(1) 発火性又は引火性物質	
	(1) 発火性又は引火性物質 発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備		発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれらの設備	
	を設置する火災区域又は火災区画には,以下の火災の発生		を設置する火災区域又は火災区画には、以下の火災及び爆発の発生防止対策を講ずる設計とする。発火性又は引火性	
	防止対策を講ずる設計とする。発火性又は引火性物質としては、深度はなっては、深度はなっては、		物質としては、「消防法」で定められる危険物又は少量危	
	ては、消防法で定められる危険物又は少量危険物として取り扱うもののうち潤滑油又は燃料油及び高圧ガス保安法で		険物として取り扱うもののうち潤滑油又は燃料油及び「高	
	高圧ガスとして定められる水素又は二酸化炭素のうち、可		圧ガス保安法」で高圧ガスとして定められる水素又は二酸 ル 岩素の こま、	
	燃性ガスである水素を対象とする。③-3		化炭素のうち、可燃性ガスである水素を対象とする。③-3	
			a.漏えいの防止、拡大防止	
	i.漏えいの防止,拡大防止		火災区域に対する漏えいの防止対策及び拡大防止対策の 設計について以下を考慮した設計とする。③-3	
	火災区域に対する漏えいの防止対策及び拡大防止対策の 設計について以下を考慮した設計とする。③-3		(a) 発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内	
	(i) 発火性又は引火性物質である潤滑油又は燃料油を内		包する設備	
	<u>包する設備</u>		発火性又は引火性物質を内包する設備を設置する火災区 域又は火災区画の潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下	
	発火性又は引火性物質を内包する設備を設置する火災区 域又は火災区画の潤滑油又は燃料油を内包する設備(以下		「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造の	
	「油内包設備」という。)は、溶接構造又はシール構造の		採用により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、	
	採用により漏えい防止対策を講ずる設計とするとともに、		漏えい液受皿又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料 油が拡大することを防止する設計とする。③-3	
	漏えい液受皿又は堰を設置し、漏えいした潤滑油又は燃料 油が拡大することを防止する設計とする。③-3			
			b. 配置上の考慮 油内包設備の火災により、火災の影響を受けるおそれの	
	<u>ii. 配置上の考慮</u> 油内包設備の火災により、火災の影響を受けるおそれのあ		ある安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器	
	る安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等		等は不燃性材料で構成し、火災時においても安全機能が維	
	は不燃性材料で構成し、火災時においても安全機能が維持		持できる設計とするため配置上の考慮は必要ない。③-3	
	できる設計とするため配置上の考慮は必要ない。③-3		<u>c. 換気</u>	
	<u>iii. 換気</u>		火災区域に対する換気について、以下の設計とする。3-	
	火災区域に対する換気について、以下の設計とする。3-		<u>3</u> (a) 油内包設備	
	3 (i) 油内包設備		油内包設備を設置する火災区域は、漏えいした場合に気	
	油内包設備を設置する火災区域は、漏えいした場合に気		体状の発火性又は引火性物質が滞留しないよう,機械換気 フォウの機能をある。これでは、1000円である。	
	体状の発火性又は引火性物質が滞留しないよう,機械換気 スパウ発療をある。 2013 トナス 2013		又は自然換気を行う設計とする。③-3 (b) 発火性又は引火性物質である可燃性ガスを内包する	
	<u>又は自然換気を行う設計とする。③-3</u> (ⅱ) 発火性又は引火性物質である可燃性ガスを内包す		設備	
	る設備		可燃性ガスを内包する設備を設置する火災区域又は火災区域の可燃性ガスのみました。	
	可燃性ガスを内包する設備を設置する火災区域又は火災区域の可燃性ガスのです。		区画の可燃性ガスのうち、水素を内包する設備である蓄電 池を設置又は使用する火災区画は、火災及び爆発の発生を	
	区画の可燃性ガスのうち,水素を内包する設備である蓄電 池を設置又は使用する火災区画は、火災の発生を防止する		防止するために、以下に示す換気設備による機械換気によ	
	ために、以下に示す換気設備による機械換気により換気を		り換気を行う設計とする。③-3 : 英雲油	
	行う設計とする。 <u>③-3</u> (::_1)		i. 蓄電池 蓄電池を設置する火災区画は機械換気を行うことによ	
	(ii-1) 蓄電池 蓄電池を設置する火災区画は機械換気を行うことによ		り、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。	
	り、水素濃度を燃焼限界濃度以下とするよう設計する。		<u>3-3</u>	
	<u>③-3</u>			

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (10 / 25)

可燃物を持ち込まないこととする。③-3 (iv) 放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策 廃棄物管理施設において、放射線分解等により発生する 水素は存在しない。③-3 水素は存在しない。③-3 (6) 過電流による過熱防止対策 廃棄物管理施設内の電気系統に対する過電流による過熱 及び焼損の防止対策として、電気系統は、機器の損壊、故 障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故 障適所を隔離することにより、故障の影響を局所化できる とともに、他の安全機能への影響を同定できる設計とす (5) 放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策 廃棄物管理施設内の電気系統に対けを発生する水素はは、大力を発生する水素は存在しない。③-3 (6) 過電流による過熱 及び焼損の防止対策として、電気系統は、機器の損壊、故 障及びその他の異常を検知した場合には、遮断器により故 障値所を隔離することにより、故障の影響を同所化できる とともに、他の安全機能への影響を限定できる設計とす る。③-3

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (11 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	
汉阳圣宁观别	以上的中明百 坐坐以刊刀到	丁木久 又叫「丁明百 一个人	手来多叉 一月 中間 一部 1.4.1.1.1.2 不燃性材料又は難燃性材料の使用	VH ² フ
	(ロ). 不燃性材料又は難燃性材料の使用	(ロ) 不燃性材料又は難燃性材料の使用	火災防護対象設備は、可能な限り不燃性材料又は難燃性	
	火災防護対象設備のうち,主要な構造材,換気設備のフィルタ及び建屋内装材は,可能な限り不燃性材料又は難燃	火災防護対象設備のうち,主要な構造材,換気設備のフィルタ及び建屋内装材は,可能な限り不燃性材料又は難燃	材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同	
	性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の	性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の	等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という。)	
	使用が技術上困難な場合は,不燃性材料又は難燃性材料と	使用が技術上困難な場合は,不燃性材料又は難燃性材料と	を使用する設計とする。 ◆	
	同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」とい	同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」とい	また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器	
	う。) を使用する設計とする。③-3 また,代替材料の使用が技術上困難な場合は,当該機	う。)を使用する設計とする。③-3 また、代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該機器	等における火災に起因して、他の火災防護対象設備におい	
	器等における火災に起因して、他の機器等において火災が	等における火災に起因して、他の機器等において火災が発	て火災及び爆発が発生することを防止するための措置を講	
	発生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	生することを防止するための措置を講ずる設計とする。	<u>ずる設計とする。</u> ◆	
	<u>③-3</u>	<u>3-3</u>	火災防護対象設備に対する不燃性材料又は難燃性材料の	
			使用について,以下(1)~(6)に示す。	
	i. 主要な構造材に対する不燃性材料の使用		(1) 主要な構造材に対する不燃性材料の使用	
	火災防護対象設備のうち、機器及びダクト並びにこれら		火災防護対象設備のうち、機器及びダクト並びにこれら の支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止	
	の支持構造物の主要な構造材は、火災及び爆発の発生防止 を考慮し、金属及びコンクリートを使用する設計とする。		を考慮し、金属及びコンクリートを使用する設計とする。	
	ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するため		ただし、配管等のパッキン類は、その機能を確保するため	
	に必要な代替材料の使用が技術上困難であるが, 金属で覆		に必要な代替材料の使用が技術上困難であるが、金属で覆	
	われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることなく、火災による完全機能のの影響は限実的できること。また、他の		われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることなく,火災 による安全機能への影響は限定的であること,また,他の	
	による安全機能への影響は限定的であること,また,他の 火災防護対象設備に延焼するおそれがないことから,不燃		大災防護対象設備に延焼するおそれがないことから,不燃	
	性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とす		性材料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とす	
	<u>Z. 3−1</u>		<u>3. 3-1</u>	
	なお、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油及び全属に覆われた機器中部のた。ブルは、発水した場合で		なお、金属に覆われたポンプ及び弁の駆動部の潤滑油及 び金属に覆われた機器内部のケーブルは、発火した場合で	
	び金属に覆われた機器内部のケーブルは,発火した場合で も他の火災防護対象設備に延焼しないことから,不燃性材		しいが、 しんでは、 しんでは、	
	料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。③		料又は難燃性材料ではない材料を使用する設計とする。③	
	1			
	:: 亦「明五が座临明」となる。		(2) 変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包 廃棄物管理施設における火災防護対象設備は、金属及び	
	<u>ii. 変圧器及び遮断器に対する絶縁油の内包</u> 廃棄物管理施設における火災防護対象設備は,金属及び		コンクリートの不燃性材料で構成するため、火災影響によ	
	コンクリートの不燃性材料で構成するため、火災影響によ		り安全機能を損なうおそれはなく、火災防護対象設備に該	
	り安全機能を損なうおそれはなく、火災防護対象設備に該		当する変圧器及び遮断器はない。③-1	
	当する変圧器及び遮断器はない。3-1		(3) 難燃ケーブルの使用について	
	iii. 難燃ケーブルの使用について		廃棄物管理施設における火災防護対象設備は,金属及び	
	廃棄物管理施設における火災防護対象設備は、金属及び		コンクリートの不燃性材料で構成するため,火災影響によ	
	コンクリートの不燃性材料で構成するため、火災影響によ		り安全機能を損なうおそれはなく、火災防護対象設備に該	
	り安全機能を損なうおそれはなく、火災防護対象設備に該 当するケーブルはない。③-1		<u>当するケーブルはない。③-1</u>	
	<u> </u>		(4) 換気設備のフィルタに対する不燃性材料及び難燃性	
	iv. 換気設備のフィルタに対する不燃性材料及び難燃性材		材料の使用	
	料の使用		廃棄物管理施設における火災防護対象設備のうち,換気 設備のフィルタは,不燃性材料又は難燃性材料を使用する	
	廃棄物管理施設における火災防護対象設備のうち,換気 設備のフィルタは,不燃性材料又は難燃性材料を使用する		<u> 設舗のフイルタは、 </u>	
	設計とする。③-1		<u> </u>	
	77 (D.1844) - 41 2 - 7 (M.1) (1.1) (1.1) (1.1)		(5) 保温材に対する不燃性材料の使用	
	V. 保温材に対する不燃性材料の使用 廃棄物管理施設における火災防護対象設備は,金属及び		廃棄物管理施設における火災防護対象設備は、金属及び コンクリートの不燃性材料で構成するため、火災影響によ	
	<u> </u>		り安全機能を損なうおそれはなく、火災防護対象設備に該	
	り安全機能を損なうおそれはなく、火災防護対象設備に該		当する保温材はない。3-1	
	<u>当する保温材はない。③-1</u>		(6) 建屋内装材に対する不燃性材料の使用	
	vi 建屋内装材に対する不燃性材料の使用		建物内装材は、「建築基準法」に基づく不燃性材料又は	
	建物内装材は、「建築基準法」に基づく不燃性材料又は		これと同等の性能を有することを試験により確認した材料	
	これと同等の性能を有することを試験により確認した材料		若しくは「消防法」に基づく防炎物品若しくはこれと同等	
	<u>若しくは「消防法」に基づく防炎物品若しくはこれと同等</u> の性能を有することを試験により確認した材料を使用する		<u>の性能を有することを試験により確認した材料を使用する</u> 設計とする。③-1	
	<u>の性能を有することを試験により催認した材料を使用する</u> 設計とする。③-1		ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したも	
	ただし、塗装は当該場所における環境条件を考慮したも		のとする。管理区域の床は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性	
	のとする。管理区域の床は、耐汚染性、除染性、耐摩耗性		等を考慮して、原則として腰高さまでエポキシ樹脂系塗料	
	等を考慮して,原則として腰高さまでエポキシ樹脂系塗料等のコーティング剤により塗装する設計とする。③-1		等のコーティング剤により塗装する設計とする。③-1 塗料は、難燃性能を確認したコーティング剤を不燃性材	
	等のコーティング剤により塗装する設計とする。 ③─1 塗料は、難燃性能を確認したコーティング剤を不燃性材料		型がは、無然性能を確認したユーティング用を小然性的 料であるコンクリート表面に塗布すること、また、建屋内	

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (12 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
	であるコンクリート表面に塗布すること、また、建屋内に設置する火災防護対象設備には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺には可燃物がないことから、塗装が発火した場合においても他の火災防護対象設備において火災を生じさせるおそれは小さい。③-1		に設置する火災防護対象設備には不燃性材料又は難燃性材料を使用し、周辺には可燃物がないことから、塗装が発火した場合においても他の火災防護対象設備において火災を生じさせるおそれは小さい。③-1	
	(ハ) 落雷, 地震等の自然現象による火災及び爆発の発 生防止	(ハ) 落雷, 地震等の自然現象による火災及び爆発の発 生防止	1.4.1.1.1.3 落雷, 地震等の自然現象による火災及び爆発 <u>の発生防止</u> 廃棄物管理施設において, 設計上の考慮を必要とする自	
	廃棄物管理施設において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり等)(以下「火山の影響」という。)、生物学的事象、森林火災及び塩害である。 これらの自然現象のうち、廃棄物管理施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これ	廃棄物管理施設において、設計上の考慮を必要とする自然現象は、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり等)(以下「火山の影響」という。)、生物学的事象、森林火災及び塩害である。 これらの自然現象のうち、廃棄物管理施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震について、これ	然現象は、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、高温、降水、積雪、火山の影響(降下火砕物によるフィルタの目詰まり等)(以下「火山の影響」という。)、生物学的事象、森林火災及び塩害である。 風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して廃棄物管理施設の安全機能を損なうことのないように、自然現象から防護する設計とすることで、火災及び爆	
	らの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。③-3	らの現象によって火災及び爆発が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。③-3	発の発生を防止する。 生物学的事象のうちネズミ等の小動物の影響については、侵入防止対策によって影響を受けない設計とする。 津波、凍結、高温、降水、積雪、他の生物学的事象及び塩害は、発火源となり得る自然現象ではなく、火山の影響についても、火山から廃棄物管理施設に到達するまでに降	
			下火砕物が冷却されることを考慮すると、発火源となり得る自然現象ではない。 ② したがって、廃棄物管理施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある自然現象として、落雷及び地震を選定し、これらの自然現象によって火災が発生しないように、以下のとおり火災防護対策を講ずる設計とする。 ②	
	i. 落雷による火災及び爆発の発生防止 落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、避雷設備を設置する設計とする。重要な構築物は、建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設ける設計とする。③-3	落雷による火災及び爆発の発生を防止するため、避雷設備を設置する設計とする。重要な構築物は、建築基準法及び消防法の適用を受けないものであっても避雷設備を設ける設計とする。③-3	(1) 落雷による火災及び爆発の発生防止 落雷による火災の発生を防止するため、「原子力発電所 の耐雷指針」(JEAG4608)、「建築基準法」及び「消 防法」に基づき、「日本産業規格」に準拠した避雷設備を 設置する設計とする。重要な構築物は、「建築基準法」及 び「消防法」の適用を受けないものであっても避雷設備を 設ける設計とする。 ◆	
	ii. 地震による火災及び爆発の発生防止 火災防護対象設備は、耐震重要度分類に応じた地震力が 作用した場合においても支持することができる地盤に設置 し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止 する設計とするとともに、「廃棄物管理施設の位置、構造 及び設備の基準に関する規則」(以下「事業許可基準規 則」という。)第六条に示す要求を満足するよう、「事業 許可基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。 ③-3	火災防護対象設備は、耐震重要度分類に応じた地震力が 作用した場合においても支持することができる地盤に設置 し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止 する設計とするとともに、「廃棄物管理施設の位置、構造 及び設備の基準に関する規則」(以下「事業許可基準規 則」という。)第六条に示す要求を満足するよう、「事業 許可基準規則の解釈」に従い耐震設計を行う設計とする。 ③-3	(2) 地震による火災及び爆発の発生防止 火災防護対象設備は、耐震重要度分類に応じた地震力が 作用した場合においても支持することができる地盤に設置 し、自らの破壊又は倒壊による火災及び爆発の発生を防止 する。◆ 耐震については「事業許可基準規則」第六条に示す要求 を満足するよう、「事業許可基準規則の解釈」に従い耐震 設計を行う設計とする。◆	

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (13 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
			1.4.1.1.2 火災及び爆発の感知、消火 火災及び爆発の感知及び消火については、火災防護対象 設備に対して、早期の火災及び爆発の感知及び消火を行う ための火災感知設備(自動火災報知設備)及び消火設備を設置する設計とする。具体的な設計を「1.4.1.1.2.1 早期の 火災及び爆発の感知及び消火」~「1.4.1.1.2.3 消火設備 の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。 このうち、火災感知設備及び消火設備が、地震等の自然 現象に対して、火災及び爆発の感知及び消火の機能、性能 を維持し、かつ、火災防護対象設備の耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とすることを「1.4.1.1.2.2 自然現象の考慮」に示す。 ②また、消火設備は、破損、誤動作又は誤操作が起きた場合においても、安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とすることを「1.4.1.1.2.3 消火設備の破損、誤動作又は誤操作による安全機能への影響」に示す。 優発の感知については、水素を内包する設備である蓄電池を設置又は使用する火災区画に対し水素漏えい検知器を設置し、万一水素濃度が一定以上に達した場合は、制御室に警報を発する設計することで爆発前に感知する設計とする。 ⑤◆	
	(c) 火災及び爆発の感知,消火 (イ) 早期の火災及び爆発の感知及び消火 火災及び爆発の感知及び消火は,火災防護対象設備に対して,早期の火災及び爆発の感知及び消火は,火災防護対象設備に対して,早期の火災及び爆発の感知及び消火を行うための火災感知設備及び消火設備を設置する設計とする。①-1,2	(c) 火災及び爆発の感知,消火 (イ) 早期の火災及び爆発の感知及び消火 火災及び爆発の感知及び消火は,火災防護対象設備に 対して,早期の火災及び爆発の感知及び消火を行うための 火災感知設備(自動火災報知設備)及び消火設備を設置す る設計とする。①-1,2	1.4.1.1.2.1 早期の火災感知及び消火 火災感知設備及び消火設備は、火災防護対象設備に対す る火災の影響を限定し、早期の火災及び爆発の感知及び消 火を行える設計とする。◆	
	ただし、火災感知設備は、他の設備により火災発生の前後において有効に検出できる場合は設置しない。①-1 火災感知設備及び消火設備は、「(b)(ハ) 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災及び爆発の感知及び消火の機能及び性能が維持できる設計とする。③-3 火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護対象設備に地震による火災を想定する場合においては耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。③-3	ただし、火災感知設備は、他の設備により火災発生の前後において有効に検出できる場合は設置しない。①-1 火災感知設備及び消火設備は、「(b)(ハ) 落雷、地震等の自然現象による火災及び爆発の発生防止」で抽出した自然現象に対して、火災及び爆発の感知及び消火の機能及び性能が維持できる設計とする。③-3 火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火災区画に設置した火災防護対象設備に地震による火災を想定する場合においては耐震重要度分類に応じて、機能を維持できる設計とする。③-3 また、消火設備は、破損、誤動作又は誤操作が起きた場合においても、安全上重要な施設の安全機能及び放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なわない設計とする。□		※重複記載で削除可能であるが、本文記載事項及び発電炉基本方針も同様記載のため記載する。
	i. 火災感知設備(自動火災報知設備) 火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を 選定し、固有の信号を発する異なる種類を組み合わせて設 置する設計とする。火災感知設備は、外部電源喪失時にお いても火災の感知が可能なように電源の確保を行い、制御 室で常時監視できる設計とする。①-2	1) 火災感知設備 火災感知器は、環境条件や火災の性質を考慮して型式を 選定し、固有の信号を発する異なる種類を組み合わせて設 置する設計とする。火災感知設備は、外部電源喪失時にお いても火災の感知が可能なように電源の確保を行い、制御 室で常時監視できる設計とする。①-2	(1) 火災感知設備 火災感知設備は、火災防護対象設備を設置する火災区域 又は火災区画の火災を早期に感知するために設置する設計 とする。 ◆	
	a. 火災感知器の環境条件等の考慮及び多様化 安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等 を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の型式は, 放射線,取付面高さ,温度,湿度,空気流等の環境条件及 び予想される火災の性質を考慮して選定する。①-2 また,火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する 異なる種類の火災感知器は、炎感知器のようにその原理からアナログ式にできない場合を除き,誤作動を防止するため平常時の状態を監視し、急激な温度や煙の濃度の上昇を 把握することができるアナログ式を選定する。①-2 炎感知器はアナログ式ではないが、炎が発する赤外線又は 紫外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することが でき,火災の早期感知に優位性がある。①-2		a. 火災感知器の環境条件等の考慮及び多様化 火災防護対象設備を設置する火災区域又は火災区画の火 災感知器の型式は、放射線、取付面高さ、温度、湿度、空 気流等の環境条件及び予想される火災及び爆発の性質を考 慮して選定する。①-2 また、火災を早期に感知できるよう固有の信号を発する 異なる種類の火災感知器は、炎感知器のようにその原理からアナログ式にできない場合を除き、誤作動を防止するため平常時の状態を監視し、急激な温度や煙の濃度の上昇を 把握することができるアナログ式を選定する。 炎感知器はアナログ式ではないが、炎が発する赤外線又は 紫外線を感知するため、炎が生じた時点で感知することが でき、火災の早期感知に優位性がある。①-2	

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (14 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
		尹木久人川 77 円 百 一 个 人		が出べて
			火災防護対象設備に影響を及ぼすおそれのある火災を早期に感知するとともに、火災の発生場所を特定するため	
	に、消防法に基づき設置する火災感知器に加え、固有の信		に、「消防法」に基づき設置する火災感知器に加え、固有	
	号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を有す		の信号を発する異なる種類の火災感知器又は同等の機能を	
	る機器を組み合わせて設置する設計とする。①-2		有する機器を組み合わせて設置する設計とする。①-2	
	なお、火災防護対象設備を設置する火災区域又は火災区		なお、火災防護対象設備を設置する火災区域又は火災区	
	画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タン		画のうち、コンクリート製の構造物や金属製の配管、タン	
	ク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区		ク等のみで構成する機器等を設置する火災区域又は火災区	
	画は、機器等を不燃性の材料で構成し、火災の影響により		画は、機器等を不燃性材料で構成し、火災の影響により機	
	機能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発す		能を喪失するおそれがないことから、固有の信号を発する	
	る異なる種類の火災感知器の組合せは行わず, 「消防法」 は其ずいな記載したな、② ②		異なる種類の火災感知器の組合せは行わず、「消防法」に	
	<u>に基づいた設計とする。</u> ①-2 「消防法施行令」及び「消防法施行規則」において火災		基づいた設計とする。①-2 「消防法施行令」及び「消防法施行規則」において火災	
	「個的伝施11 〒		「「「「「「「」」」	
	設備が火災による影響を考慮すべき場合には設置する設計		設備が火災による影響を考慮すべき場合には設置する設計	
	とする。①-2		とする。①-2	
	ただし、以下の火災及び爆発のおそれがない区域又は他		ただし、以下の火災及び爆発のおそれがない区域又は他	
	の設備により火災発生の前後において有効に検出できる場		の設備により火災発生の前後において有効に検出できる場	
	<u>合は除く。</u> ①-2		<u>合は除く。</u> ①-2	
	i.貯蔵区域等		(a) 貯蔵区域等	
	ガラス固化体を貯蔵する区域であり、高線量により通常		ガラス固化体を貯蔵する区域であり、高線量により通常	
	時に人の立ち入りがなく、可燃性物質を設置せず、不要な可能性性原質を設置する。		時に人の立ち入りがなく、可燃性物質を設置せず、不要な可	
	燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を行うことより, 通常運転時における火災及び爆発の発生及び人による火災		燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を行うことより, 通常運転時における火災及び爆発の発生及び人による火災	
	世帯連転時におりる火灰及び爆発の発生及び人による火灰 及び爆発の発生のおそれがないことから、火災及び爆発の		世市連転時における欠次及び爆発の発生及び人による欠次 及び爆発の発生のおそれがないことから、火災及び爆発の	
	<u> 感知の必要はない。①-2</u>		成り像先り発生のおそれがないことがら、火火火の像先の 感知の必要はない。①-2	
	ii. 可燃性物質の取扱いがない室(ダクトスペース及びパイ		(b) 可燃性物質の取扱いがない室 (ダクトスペース及び	
	プスペース)		パイプスペース)	
	ダクトスペースやパイプスペースは,可燃性物質は設置		ダクトスペースやパイプスペースは, 可燃性物質は設置	
	せず,不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を		せず、不要な可燃性物質を持ち込まない可燃性物質管理を	
	行う場所であり、また、点検口は存在するが、通常時には		行う場所であり、また、点検口は存在するが、通常時には	
	人の入域はなく、人による火災及び爆発の発生のおそれが		人の入域はなく、人による火災及び爆発の発生のおそれが	
	ないことから、火災及び爆発の感知の必要はない。 ①-2		ないことから、火災及び爆発の感知の必要はない。 1-2	
	iii. 可燃性物質の取扱いはあるが、火災感知器によらない設		(c) 可燃性物質の取扱いはあるが、火災感知器によらな	
	備により早期感知が可能な区域		い設備により早期感知が可能な区域	
			火災及び爆発の発生を想定する室の火災及び爆発の感知 については、多様性を確保し、火災検知器(熱電対)及び	
	耐放射線性のITVカメラにて行う設計とする。①-2		耐放射線性のITVカメラにて行う設計とする。①-2	
	INDIAXATAR EVALLE A A A A A A A A A A A A A A A A A A			
	b. 火災感知設備の性能と設置方法		b. 火災感知設備の性能と設置方法	
	火災感知器については「消防法施行規則」(昭和 36 年自		火災感知器については「消防法施行規則」 (昭和36年自	
	治省令第6号)第二十三条第4項に従い設置する設計とす		治省令第6号)第二十三条第4項に従い設置する設計とす	
	<u>5.</u> 1)-2		<u>5.</u> <u>1</u> -2	
	また、環境条件等から「消防法」上の火災感知器の設置		また、環境条件等から「消防法」上の火災感知器の設置	
	が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用す		が困難となり、感知器と同等の機能を有する機器を使用す	
	る場合においては、同項において求める「火災区域内の感		る場合においては、同項において求める「火災区域内の感	
	知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る 世族にの担格を完める場合。(四元 56 年 自治学合業 17		知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る	
	技術上の規格を定める省令」(昭和 56 年自治省令第 17 号)第十二条~第十八条までに定める感知性能と同等以上		技術上の規格を定める省令」(昭和56年自治省令第17 号)第十二条~第十八条までに定める感知性能と同等以上	
	の方法により設置する設計とする。①-2		万) 第十二米~第十八米までに足める感和性能と同等以上 の方法により設置する設計とする。 ①-2	
	-/// IAICの / WE 7 WKH C 7 30 U 4		-// MICO / ME / WMI C 7 Wo U 4	
	(i)火災感知器の組合せ		(a) 火災感知器の組合せ	
			固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等の組合せ	
			の基本的な考え方を以下に示す。◆	
			火災感知設備の火災感知器は、環境条件及び火災防護対	
	火災感知設備の火災感知器は,環境条件及び火災防護対		象設備の特徴を踏まえ設置することとし、アナログ式の煙	
	象設備の特徴を踏まえ設置することとし、アナログ式の煙		感知器及びアナログ式の熱感知器の組合せを基本として設	
	<u>感知器及びアナログ式の熱感知器の組合せを基本として設</u>		置する設計とする。①-2	
	置する設計とする。①-2		一方、以下に示すとおり、屋内において取り付け面高さ	
	一方、以下に示すとおり、屋内において取り付け面高さ		が熱感知器又は煙感知器の上限を超える場合、アナログ式	
	が熱感知器又は煙感知器の上限を超える場合、アナログ式の感覚を表現している。		の感知器の設置が適さないことから、非アナログ式の炎感	
	の感知器の設置が適さないことから、非アナログ式の炎感 知界を設置する認計レオス (1-2)		知器を設置する設計とする。①-2	
	<u>知器を設置する設計とする。 ①-2</u> 非アナログ式の炎感知器は、炎が発する赤外線や紫外線		非アナログ式の炎感知器は、炎が発する赤外線や紫外線	
	を感知するため、煙や熱と比べて感知器に到達する時間遅		を感知するため、煙や熱と比べて感知器に到達する時間遅	
	れがなく, 火災の早期感知に優位性がある。 ①-2		れがなく、火災の早期感知に優位性がある。①-2	
	The second of th			

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (15 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	
	また、非アナログ式の炎感知器(赤外線方式)を設置する場合は、それぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とするとともに、誤作動防止対策のため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。①-2		また、非アナログ式の炎感知器(赤外線方式)を設置する場合は、それぞれの監視範囲に火災の検知に影響を及ぼす死角がないように設置する設計とするとともに、誤作動防止対策のため、屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置する設計とする。①-2 よって、非アナログ式の感知器を採用してもアナログ式の感知器と同等以上の性能を確保することが可能である。	
	なお、蓄電池室は換気設備により清浄な状態に保たれていること及び水素漏えい検知器により爆発性雰囲気とならないことを監視することから、通常のアナログ式の感知器を設置する設計とする。①-2 非アナログ式の感知器を設置する火災区域又は火災区画を以下に示す。 (i)設置高さ及び気流の影響のある火災区域及び火災区画(屋内) 屋内の火災区域又は火災区画のうち設置高さが高い場所や、気流の影響を考慮する必要のある場所には、熱や煙が		なお、蓄電池室は換気設備により清浄な状態に保たれていること及び水素漏えい検知器により爆発性雰囲気とならないことを監視することから、通常のアナログ式の感知器を設置する設計とする。①-2 非アナログ式の感知器を設置する火災区域又は火災区画を以下に示す。 i.設置高さ及び気流の影響のある火災区域及び火災区画(屋内) 屋内の火災区域又は火災区画のうち設置高さが高い場所や、気流の影響を考慮する必要のある場所には、熱や煙が拡散することから、アナログ式の感知器(煙及び熱)を組	
	拡散することから、アナログ式の感知器(煙及び熱)を組み合わせて設置することが適さないため、一方は非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。①-2 c. 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。①-2 また、火災防護対象設備を設置する火災区域又は火災区画に対して多様化する火災感知設備については、予備電源		本語することが過さないため、一方は非アナログ式の炎感知器を設置することが適さないため、一方は非アナログ式の炎感知器を設置する設計とする。①-2 c. 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、外部電源喪失時にも火災の感知が可能となるよう、蓄電池を設け、火災感知の機能を失わないよう電源を確保する設計とする。①-2 また、火災防護対象設備を設置する火災区域又は火災区画に対して多様化する火災感知設備については、予備電源から給電する設計とする。①-2	
	から給電する設計とする。①-2 d. 火災報知盤 制御室に設置する火災報知盤に火災信号を表示するとともに警報を発することで,適切に監視できる設計とする。また,火災報知盤は,火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより,火災の発生場所を特定できる設計とする。①-2		d. 火災報知盤 制御室に設置する火災報知盤に火災信号を表示するとともに警報を発することで、適切に監視できる設計とする。また、火災報知盤は、火災感知器の設置場所を1つずつ特定できることにより、火災の発生場所を特定できる設計とする。①-2 火災感知器は火災報知盤を用いて以下のとおり点検を行うことができるものを使用する設計とする。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を有する火災感知器は、	
	e. 試験・検査及び点検 火災感知設備は、その機能を確認するため定期的な試験 及び検査、点検できる設計とする。①-2		火災感知の機能に異常がないことを確認するため、定期的に自動試験又は遠隔試験を実施する。 ・自動試験機能又は遠隔試験機能を持たない火災感知器は、火災感知器の機能に異常がないことを確認するため、「消防法施行規則」に基づき、煙等の火災を模擬した試験を定期的に実施する。 ・・試験・検査 火災感知設備は、その機能を確認するため定期的な試験及び検査を行う。 ①-2	
		2) 消火設備	(2) 消火設備 消火設備は、以下に示すとおり、火災防護対象設備を設	

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (16 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
	ii. 消火設備 廃棄物管理施設の火災防護対象設備を設置する火災区域 又は火災区画で、火災及び爆発の発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置して消火を行う設計とする。①-1 また、固定式消火設備のうち固定式ガス消火設備は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報を発する設計とする。①-1 消火水供給設備は、2時間の最大放水量を確保するとともに、給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し消火水供給を優先する設計とし、水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。①-1 また、屋内及び屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに、移動式消火設備を配備する設計とする。①-1 消火設備の消火剤は、想定する火災の性質に応じた十分な容量を配備し、管理区域で放出した場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。③-3	廃棄物管理施設の火災防護対象設備を設置する火災区域 又は火災区画で、火災及び爆発の発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところには、固定式消火設備を設置して消火を行う設計とする。固定式ガス消火設備は、作動前に従事者等の退出ができるよう警報を発する設計とする。①-1 消火水供給設備は、2時間の最大放水量を確保するとともに、給水処理設備と兼用する場合は隔離弁を設置し消火水供給を優先する設計とし、水源及び消火ポンプは多重性又は多様性を有する設計とする。①-1また、屋内及び屋外の消火範囲を考慮し消火栓を配置するとともに、移動式消火設備を配備する設計とする。①-1消火設備の消火剤は、想定する火災の性質に応じた十分な容量を配備し、管理区域で放出した場合に、管理区域外への流出を防止する設計とする。③-3	置する火災区域又は火災区画の火災を早期に消火できるように設置する設計とする。	
	廃棄物管理施設の安重機能を有する機器等は、コンクリート又は金属により構成し、放射性物質貯蔵等の機器等は、金属により構成するため消火設備の破損、誤動作又は誤操作により、消火剤を放出しても安全機能を損なわない。② (i)消火設備について a.火災に対する二次的影響を考慮 消火設備は、火災の火炎等による直接的な影響及び流出流体等による二次的影響を受けず、火災防護対象設備に悪影響を及ぼさないよう設置し、外部電源喪失時の電源を確保するとともに、制御室に故障警報を発する設計とする。 ③-3 また、煙の二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼす場合は、防火ダンパを設ける設	消火設備は、火災の火炎等による直接的な影響及び流出流体等による二次的影響を受けず、火災防護対象設備に悪影響を及ぼさないよう設置し、外部電源喪失時の電源を確保するとともに、制御室に故障警報を発する設計とする。 ③-3 また、煙の二次的影響が安全機能を有する構築物、系統及び機器に悪影響を及ぼす場合は、防火ダンパを設ける設計とする。	a. 消火設備について (a) 火災に対する二次的影響を考慮 消火設備は、火災の火炎等による直接的な影響及び流出 流体等による二次的影響を受けず、火災防護対象設備に悪 影響を及ぼさないよう設置する設計とする。 また、煙の二次的影響が安全機能を有する構築物、系統 及び機器に悪影響を及ぼす場合は、防火ダンパを設ける設 計とする。	
	b. 想定する火災の性状に応じた消火剤容量 消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定する火災の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。①-1 油火災(油内包設備や燃料タンクからの火災)を想定する発電機室には、消火性能の高い不活性ガスを用いる二酸化炭素消火設備(全域)を設置し、「消防法施行規則」に基づき必要量の消火剤を配備する設計とする。①-1 火災区域又は火災区画に設置する消火器については、「消防法施行規則」に基づき必要量の消火剤を配備する設計とする。①-1		(b) 想定する火災の性状に応じた消火剤容量 消火設備は、可燃性物質の性状を踏まえ、想定する火災 の性質に応じた容量の消火剤を備える設計とする。↓ 油火災(油内包設備や燃料タンクからの火災)を想定する発電機室には、消火性能の高い不活性ガスを用いる二酸 化炭素消火設備(全域)を設置しており、「消防法施行規 則」第十九条に基づき算出する必要量の消火剤を配備する 設計とする。↓ 火災区域又は火災区画に設置する消火器については、 「消防法施行規則」第六条~第八条に基づき延床面積又は 床面積から算出する必要量の消火剤を配備する設計とする。↓ 消火剤に水を使用する消火用水の容量は、「b.(b) 消火用水の最大放水量の確保」に示す。↓	
	 c. 消火栓の配置 屋内消火栓及び屋外消火栓は、「消防法施行令」及び「都市計画法施行令」に準拠し配置することにより、消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。 		(c) 消火栓の配置 屋内消火栓及び屋外消火栓は,「消防法施行令」第十一条(屋内消火栓設備に関する基準),第十九条及び「都市計画法施行令」第二十五条(屋外消火栓設備に関する基準,開発許可の基準を適用するについて必要な技術的細目)に準拠し配置することにより,消火栓により消火を行う必要のあるすべての火災区域又は火災区画における消火活動に対処できるように配置する設計とする。	
	d. 移動式消火設備の配備 火災時の消火活動のため, 「消防法」による自衛消防の 要求にて移動式消火設備を配備する。①-1		(d) 移動式消火設備の配備 火災時の消火活動のため、「消防法」による自衛消防の 要求にて移動式消火設備を配備する。①-1 (e) 消火設備の電源確保 消火設備のうち、消火水供給設備は再処理施設と共用 し、再処理施設で電源を確保する設計とする。①-1	

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (17 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
	e. 消火設備の電源確保 消火設備のうち,消火水供給設備は再処理施設と共用 し,再処理施設で電源を確保する設計とする。①-1		(f) 消火設備の故障警報 各消火設備の故障警報は制御室に吹鳴する設計とする。 ①-1	
	f. 消火設備の故障警報 各消火設備の故障警報は制御室に吹鳴する設計とする。 ①-1		(g) 系統分離に応じた独立性の考慮 廃棄物管理施設は系統分離を設計上考慮する必要がある 安全機能を有する構築物,系統及び機器に該当する設備は	
	g. 系統分離に応じた独立性の考慮 廃棄物管理施設は系統分離を設計上考慮する必要がある 安全機能を有する構築物,系統及び機器に該当する設備は		ない。①-1 (h) 安重機能を有する機器等を設置する区域のうち消火	
	ない。①-1 h. 安重機能を有する機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備		困難となる区域の消火設備 廃棄物管理施設の安重機能を有する機器等は、金属及び コンクリートの不燃性材料で構成し、火災影響により安全 機能へ影響を及ぼすおそれはないことから考慮しない。①-	
	廃棄物管理施設の安重機能を有する機器等は、金属及び コンクリートの不燃性材料で構成し、火災影響により安全 機能へ影響を及ぼすおそれはないことから考慮しない。①-		1(i) 放射性物質貯蔵等の機器等を設置する区域のうち消火困難となる区域の消火設備	
	i. 放射性物質貯蔵等の機器等を設置する区域のうち消火 困難となる区域の消火設備 廃棄物管理施設の制御室の床下にケーブルを敷設する		廃棄物管理施設の制御室の床下にケーブルを敷設する が、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器 等の安全機能はケーブルの損傷により影響を受けず、火災 影響により安全機能へ影響を及ぼすおそれはないことから	
	が、安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等の安全機能はケーブルの損傷により影響を受けず、火災影響により安全機能へ影響を及ぼすおそれはないことから考慮しない。①-1		考慮しない。①-1 なお、制御室には排煙設備を設置し、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である。①-1	
	なお、制御室には排煙設備を設置し、煙の充満により消火活動が困難とならないため、消火器による消火が可能である設計とする。①-1		上記以外の火災区域又は火災区画については, 「消防	
			法」又は「建築基準法」に基づく消火設備で消火する設計 とする。 ◆ (j) 消火活動のための電源を内蔵した照明器具 屋内消火栓,消火設備の現場盤操作等に必要な照明器具	
	j. 消火活動のための電源を内蔵した照明器具 消火設備を設置した場所への移動及び操作を行うた め、蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。③-	消火設備を設置した場所への移動及び操作を行うため、 蓄電池を内蔵する照明器具を設置する設計とする。③-3	として,移動経路に加え,屋内消火栓設備及び消火設備の 現場盤周辺に設置するものとし,現場への移動時間(約10 ~40分程度)及び消防法の消火継続時間(20分)を考慮 し,2時間以上の容量の蓄電池を内蔵する照明器具を設置	
	3		<u>する設計とする。</u>	
	ii. 消火剤に水を使用する消火設備について a. 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮		(a) 消火用水供給系の多重性又は多様性の考慮 消火用水供給系の水源及び消火ポンプ系は,再処理施設 とウラン・プルトニウム混合酸化物燃料加工施設(以下 「MOX燃料加工施設」という。)と共用し,「火災防護	
	消火水供給設備は、再処理施設とMOX燃料加工施設と 共用し、「火災防護審査基準」をうけた消火活動2時間に 対し十分な容量を有する給水処理設備のろ過水貯槽及び消		審査基準」をうけた消火活動2時間に対し十分な容量を有するろ過水貯槽及び消火用水貯槽を設置し、双方からの消火用水の供給を可能とすることで、多重性を有する設計とする。①-1	
	火用水貯槽を設置し、双方からの消火用水の供給を可能と することで、多重性を有する設計とする。①-1		また、消火ポンプは電動機駆動消火ポンプに加え、同等 の能力を有する異なる駆動方式であるディーゼル駆動消火 ポンプを設置することで、多様性を有する設計とする。①-	
	消火ポンプは必要量を送水可能な電動機駆動消火ポンプ (定格流量 450m³/h) に加え,同等の能力を有する異な る駆動方式であるディーゼル駆動消火ポンプを1台ずつ設 置し,多様性を有する設計とする。①-1		水源の容量は、廃棄物管理施設は危険物取扱所に該当する施設であるため、消火活動に必要な水量を考慮したものとし、その根拠は「(b) 消火用水の最大放水量の確保」	
			に示す。(b) 消火用水の最大放水量の確保消火剤に水を使用する消火設備(屋内消火栓,屋外消火栓)の必要水量を考慮し、水源は「消防法施行令」及び	
	b. 消火用水の最大放水量の確保 水源は「消防法施行令」及び「危険物の規制に関する規 則」に基づくとともに、最大放水量、2時間の最大放水量		「危険物の規制に関する規則」に基づくとともに、最大放水量を確保できる設計とする。 また、消火用水供給系の消火ポンプは、必要量を送水可能な無動機関動ポンプ及びディーゼル関動ポンプ (完整法	
	<u>(426m³)</u> を確保する設計とする。 <u>①−1</u>		能な電動機駆動ポンプ及びディーゼル駆動ポンプ (定格流 量 450 m³/h) を 1 台ずつ設置する設計⊕とし、消火配管	

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (18 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
	圧力調整用消火ポンプは、消火配管内を加圧状態に保持		内を加圧状態に保持するため、機器の単一故障を想定し、 圧力調整用消火ボンプを2基設ける設計とする。①-1	
	するため、機器の単一故障を想定し、2系統設ける設計とする。①-1		(c) 消火用水の優先供給 消火用水は他の系統と兼用する場合には、他の系統から 隔離できる弁を設置し、遮断する措置により、消火用水の	
	c. 消火用水の優先供給 消火用水は他の系統と兼用する場合には, 他の系統から		供給を優先する設計とする。①-1 (d) 管理区域内からの放出消火剤の流出防止	
	隔離できる弁を設置し、遮断する措置により、消火用水の 供給を優先する設計とする。①-1		管理区域内で放出した消火用水は、放射性物質を含むお それがあることから、管理区域外への流出を防止するた め、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するととも	
	d. 管理区域内からの放出消火剤の流出防止 管理区域内で放出した消火用水は、放射性物質を含むお それがあることから、管理区域外への流出を防止するた		に、液体廃棄物の廃棄施設に回収する設計とする。③-3 また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行った場合においても、建屋の換気設備のフィルタ等により放	
	め、管理区域と管理区域外の境界に堰等を設置するとともに、液体廃棄物の廃棄施設に回収する設計とする。③-3また、管理区域においてガス系消火剤による消火を行っ		射性物質を低減したのち、北換気筒(ガラス固化体受入 れ・貯蔵建屋換気筒)から放出する設計とする。③-3	
	た場合においても、建屋の換気設備のフィルタ等により放射性物質を低減したのち、北換気筒(ガラス固化体受入れ・貯蔵建屋換気筒)から放出する設計とする。③-3			
	A A MARCHEN A SAME A SHAFE A SOLUTION OF THE SAME AS A SHAFE A		(e) 固定式ガス消火設備の従事者退避警報 全域放出方式の固定式ガス消火設備は,作動前に従事者 等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計と	
	e. 固定式ガス消火設備の従事者退避警報 全域放出方式の固定式ガス消火設備は,作動前に従事者 等の退出ができるよう警報又は音声警報を吹鳴する設計と		する。①-1 また,不活性ガスを用いる二酸化炭素消火設備(全域)の 作動に当たっては,20 秒以上の時間遅れをもって消火ガス	
	する。①-1 また,不活性ガスを用いる二酸化炭素消火設備(全域)の 作動に当たっては,20 秒以上の時間遅れをもって消火ガス		<u>を放出する設計とする。①-1</u> (f) 他施設との共用	
	<u>を放出する設計とする。 ①-1</u>		消火水供給設備は再処理施設及びMOX燃料加工施設と 共用し、消火栓設備の一部及び防火水槽の一部は、再処理 施設と共用する設計とする。③	
			再処理施設及びMOX燃料加工施設と共用する消火水供給設備並びに再処理施設と共用する消火栓設備の一部及び防火水槽の一部は、再処理施設又はMOX燃料加工施設へ	
			消火用水を供給した場合においても廃棄物管理施設で必要 な容量を確保できる設計とする。 ◆	
			また、消火水供給設備においては、故障及びその他の異常が発生した場合でも、弁を閉止することにより故障及びその他の異常による影響を局所化し、故障及びその他の異	
			常が発生した施設からの波及的影響を防止することで、共 用によって廃棄物管理施設の安全性を損なわない設計とす る。 ③	
			(g) 試験・検査 消火設備は、その機能を確認するため定期的な試験及び	
			<u>検査を行う。</u> ③ 1.4.1.1.2.2 自然現象の考慮	
			廃棄物管理施設において,設計上の考慮を必要とする自然現象は,地震,津波,落雷,風(台風),竜巻,凍結, 高温,降水,積雪,火山の影響,生物学的事象,森林火災	
	<u>iii. 消火設備に対する自然現象の考慮</u>		及び塩害である。これらの自然現象のうち、落雷については、「1.4.1.1.1.4(1) 落雷による火災及び爆発の発生防止」	
			に示す対策により、機能を維持する設計とする。 風(台風)、竜巻及び森林火災は、それぞれの事象に対して廃棄物管理施設の安全機能を損なうことのないよう	
			に、自然現象から防護する設計とすることで、火災及び爆発の発生を防止する。	
			凍結については、以下「(1) 凍結防止対策」に示す対策により機能を維持する設計とする。竜巻及び風(台風)に対しては、「(2) 風水害対策」に示す対策により機能を	

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (19 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
			維持する設計とする。地震については、「(3) 地震時に	v •
			おける地盤変位対策」及び「(4) 想定すべき地震に対す	
			<u>る対応」に示す対策により機能を維持する設計とする。</u> 上記以外の津波,高温,降水,積雪,火山の影響,生物	
			学的事象、森林火災及び塩害については、「(5) 想定す	
			べきその他の自然現象に対する対策について」に示す対策	
			により機能を維持する設計とする。	
			(1) 凍結防止対策 屋外に設置する消火設備は、設計上考慮する冬季最低気	
			温を踏まえ、当該環境条件を満足する消火設備を設置する	
			<u>設計とする。①-1</u>	
	a. 凍結防止対策		屋外の消火設備のうち、消火用水の供給配管の凍結を考慮し、凍結深度を確保した埋設配管とするとともに、地上	
	屋外に設置する消火設備は、設計上考慮する冬季最低気 温を踏まえ、当該環境条件を満足する消火設備を設置する		部に配置する場合には保温材を設置する設計とすることに	
	ご覧され、当該承先来庁で個定する情人設備で設置する 設計とする。①-1		より, 凍結を防止する設計とする。 <a>①-1	
	屋外の消火設備のうち、消火用水の供給配管の凍結を考		また,屋外消火栓は,消火栓内部に水が溜まらないよう な構造とし,自動排水機構により通常は排水弁を通水状	
	<u>慮し、凍結深度を確保した埋設配管とするとともに、地上</u> 部に配置する場合には保温材を設置する設計とすることに		態、消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とす	
	より、凍結を防止する設計とする。①-1		<u>る。①-1</u>	
	また、屋外消火栓は、消火栓内部に水が溜まらないよう		(2) 風水害対策	
	な構造とし、自動排水機構により通常は排水弁を通水状態、消火栓使用時は排水弁を閉にして放水する設計とす		不活性ガスを用いる二酸化炭素消火設備(全域)は,風水	
	5. <u>1-1</u>		害に対してその性能が著しく阻害されることがないよう, 建島中に記場される。	
			建屋内に設置する設計とする。①-1 屋外消火栓は風水害に対してその機能が著しく阻害され	
	<u>b. 風水害対策</u> 不活性ガスを用いる二酸化炭素消火設備(全域)は, 風水		ることがないよう, 雨水の浸入等により動作機構が影響を	
	害に対してその性能が著しく阻害されることがないよう,		<u>受けない構造とする。①-1</u>	
	建屋内に設置する設計とする。①-1 屋外消火栓は風水害に対してその機能が著しく阻害され		(3) 地震時における地盤変位対策	
	金ンドの人性は風が音に対してての機能が看しく阻害され ることがないよう、雨水の浸入等により動作機構が影響を		屋内消火栓の配管は、地震時における地盤変位により、	
	受けない構造とする。①-1		消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合におい ても,消火活動を可能とするよう,消防ポンプ付水槽車か	
	c. 地震時における地盤変位対策		ら消火用水を供給できるよう建屋内に送水口を設置し、ま	
	屋内消火栓の配管は、地震時における地盤変位によ		た、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆止弁を	
	り、消火用水を建物へ供給する消火配管が破断した場合に		<u>設置する設計とする。 ①-1</u> 建屋内に設置する送水口は,迅速な消火活動が可能とな	
	おいても、消火活動を可能とするよう、消防ポンプ付水槽 車から消火用水を供給できるよう建屋内に送水口を設置		るよう、外部からのアクセス性が良い箇所に設置する設計	
	し、また、破断した配管から建屋外へ流出させないよう逆		<u>とする。①-1</u>	
	<u>止弁を設置する設計とする。①-1</u> 建屋内に設置する送水口は、迅速な消火活動が可能と		(4) 想定すべき地震に対する対応	
	なるよう、外部からのアクセス性が良い箇所に設置する設		安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等	
	計とする。①-1		は不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成し, 火災時においても冷却及び遮蔽の安全機能を維持できる設	
	d. 想定すべき地震に対する対応		計とすることから火災区域又は火災区画の火災感知設備及	
	安重機能を有する機器等及び放射性物質貯蔵等の機器等		び消火設備は耐震Cクラスによる設計とする。①-1,2	
	は不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成し、		(5) 想定すべきその他の自然現象に対する対策	
	火災時においても冷却及び遮蔽の安全機能を維持できる設 計とすることから火災区域又は火災区画の火災感知設備及		想定すべきその他の自然現象として、凍結、風水害及び	
	び消火設備は耐震Cクラスによる設計とする。①-1,2		地震以外に考慮すべき自然現象により自動火災報知設備及 び消火設備の性能が阻害された場合は、原因の除去又は早	
	e. 想定すべきその他の自然現象に対する対策について		期の取替え、復旧を図る設計とするが、必要に応じて監視	
	想定すべきその他の自然現象として、凍結、風水害及び		の強化や、代替消火設備の配備等を行い、必要な性能を維	
	地震以外に考慮すべき自然現象により火災感知設備及び消		<u>持することとする。①-1</u> 1.4.1.1.2.3 消火設備の破損,誤動作又は誤操作による安	
	火設備の性能が阻害された場合は,原因の除去又は早期の 取替え,復旧を図る設計とするが,必要に応じて監視の強		全機能への影響	
	化や、代替消火設備の配備等を行い、必要な性能を維持す		廃棄物管理施設の安重機能を有する機器等は、コンクリート又は金属により構成し、放射性物質貯蔵等の機器等	
	<u>ることとする。①-1</u>		ート又は金属により構成し、放射性物質貯蔵等の機器等 は、金属により構成するため消火設備の破損、誤動作又は	
			誤操作により、消火剤を放出しても安全機能を損なわな	
			v. O	

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (20 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
	iv. 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災及び爆発の影響軽減については,安全機能を有する 施設の重要度に応じ,それらを設置する火災区域又は火災 区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び 爆発による影響を軽減するため,以下の対策を講ずる設計 とする。3-2	(d) 火災及び爆発の影響軽減 火災及び爆発の影響軽減については、安全機能を有する 施設の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災 区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び 爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計 とする。3-2	1.4.1.1.3 火災及び爆発の影響軽減 1.4.1.1.3.1 火災区域の影響軽減 廃棄物管理施設の安重機能を有する機器等又は放射性物質貯蔵等の機器等を設置する火災区域若しくは火災区画又は隣接する火災区域若しくは火災区画の火災及び爆発による影響に対し、以下に記す火災及び爆発の影響軽減のための対策を講ずる設計とする。◆	
	(a) 火災区域の分離 廃棄物管理施設の火災防護対象設備を設置する火災区域 は、他の火災区域と隣接する場合は、3時間以上の耐火能 力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の区域 と分離する設計とする。③-2 なお、廃棄物管理施設の一般排水系は同一の火災区域に 設置されているため、ファンネルから排水管を介して他の 火災区域へ煙等の影響を及ぼすおそれはない。③-3	廃棄物管理施設の火災防護対象設備を設置する火災区域は、他の火災区域と隣接する場合は、3時間以上の耐火能力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の区域と分離する。3-2	(1) 火災区域の分離 廃棄物管理施設の安重機能を有する機器等を設置する火災区域は,他の火災区域と隣接する場合は,耐火壁によって他の区域と分離する。 また,廃棄物管理施設の一般排水系は同一の火災区域に設置されているため,ファンネルから排水管を介して他の火災区域へ煙等の影響を及ぼすおそれはない。3-3	
	(b) 火災防護対象機器等の系統分離 廃棄物管理施設は系統分離を設計上考慮する必要がある 安全機能を有する構築物,系統及び機器に該当する設備は ない。③-3		(2) 火災防護対象機器等の系統分離 廃棄物管理施設は系統分離を設計上考慮する必要がある 安全機能を有する構築物、系統及び機器に該当する設備は ない。③-3 (3) 放射性物質貯蔵等の機能に関わる火災区域の分離 放射性物質貯蔵等の機能に関わる火災区域は、他の火災	
	(c) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。 3-3		区域と隣接する場合は、耐火壁によって他の区域と分離する設計とする。 (4) 換気設備に対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域境界を貫通する換気ダクトには防火ダンパを設置することで、他の区域からの火災及び爆発の影響が及ばない設計とする。②-26 また、換気設備の高性能粒子フィルタは難燃性のものを	
	(d) 煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 運転員が駐在する制御室の火災及び爆発の発生時の煙を 排気するために,建築基準法に基づく容量の排煙設備を設 置する設計とする。③-3 但し,排煙設備は非管理区域である制御室を対象とする ため,放射性物質の環境への放出を考慮する必要はない。 ③-3		使用する設計とする。 (5) 煙に対する火災及び爆発の影響軽減対策 運転員が駐在する制御室の火災及び爆発の発生時の煙を排気するために、建築基準法に基づく容量の排煙設備を設置する設計とする。③-3 排煙設備は非管理区域である制御室を対象とするため、放射性物質の環境への放出を考慮する必要はない。③-3 また、引火性液体が密集する発電機室については、固定式消火設備を設置することにより、早期に消火する設計と	
	(e)油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち、廃棄 物管理施設で使用する油脂類のタンクはベント管により屋 外へ排気する設計とする。③-3		する。 (6) 油タンクに対する火災及び爆発の影響軽減対策 火災区域又は火災区画に設置する油タンクのうち、廃棄 物管理施設で使用する油脂類のタンクはベント管により屋 外へ排気する設計とする。③-3	
	(f) 火災影響評価 廃棄物管理施設の安重機能を有する機器等は、不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成し、また、可燃物の設置状況を踏まえ火災及び爆発による影響を評価し、安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とする。③-	(e) 火災影響評価 廃棄物管理施設の安重機能を有する機器等は、不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成し、また、可燃物の設置状況を踏まえ火災又は爆発による影響を評価し、安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とする。	1.4.1.1.3.2 火災影響評価 廃棄物管理施設の安重機能を有する機器等は,不燃性材料であるコンクリート又は金属により構成し,また,可燃物の設置状況を踏まえ火災及び爆発による影響を評価し,安全上重要な施設の安全機能を損なわない設計とする。③-3	
	なお、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」は、 多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を高温停止及び低温停止できる設計であることを確認するものであるのに対し、廃棄物管理施設の上記設計を踏まえると、廃棄物管理施設においては、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」に基づいた確認によらず、安全機能を損なわないことを確認する。③-3		なお、「原子力発電所の内部火災影響評価ガイド」は、 多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を高温停止及び低温停止できる設計であること を確認するものであるのに対し、廃棄物管理施設の上記設 計を踏まえると、廃棄物管理施設においては、「原子力発 電所の内部火災影響評価ガイド」に基づいた確認によら ず、安全機能を損なわないことが確認できる。③-3	

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (21 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
	V. その他 「(b) 火災及び爆発の発生防止」~「(e) 火災影響評価」のほか、安全機能を有する施設のそれぞれの特徴を考慮した以下に示す個別の火災防護対策を講ずる設計とする。③-3 a. ケーブル処理室廃棄物管理施設において、実用発電用原子炉のケーブル処理室に該当する箇所はない。③-3	(f) その他 「(b) 火災及び爆発の発生防止」~「(e) 火災影響 評価」のほか、安全機能を有する施設のそれぞれの特徴を 考慮した火災防護対策を講ずる設計とする。③-3	1.4.1.2 個別の火災区域又は火災区画における留意事項 (1) ケーブル処理室 廃棄物管理施設において、実用発電用原子炉のケーブル 処理室に該当する箇所はない。3-3	
	b. 電気室 電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。③-3		(2) 電気室 電気室は、電源供給のみに使用する設計とする。③-3	
	て. 蓄電池室 (i) 通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出するおそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。③-3 (ii) 蓄電池室の蓄電池は、蓄電池室に関する設計指針(社団法人電池工業会)(SBA G 0603-2001)に基づき、排風機を水素ガスの排気に必要な換気量以上となるよう設計することによって、蓄電池室内及び蓄電池内の水素濃度を2vol%以下に維持する設計とする。③-3 (iii) 蓄電池室の換気設備が喪失した場合には、制御室等		(3) 蓄電池室 蓄電池室は、以下のとおりとする。 a. 通常の使用状態において水素が蓄電池外部へ放出する おそれのある蓄電池室には、原則として直流開閉装置やインバータを収納しない設計とする。③-3 b. 蓄電池室の蓄電池は、蓄電池室に関する設計指針(社団法人電池工業会)(SBA G 0603-2001)に基づき、排風機を水素ガスの排気に必要な換気量以上となるよう設計することによって、蓄電池室内及び蓄電池内の水素濃度を2 v o 1 %以下に維持する設計とする。③-3	
	の監視制御盤に警報を発する設計とする。③-3 d. ポンプ室			
	(5) 制御室 廃棄物管理施設の安重機能を有する機器等は、金属及びコンクリートの不燃性材料で構成し、制御室での火災影響により安全機能が影響を受けないことから、周辺の部屋との間の換気設備には防火ダンパを設置する必要はない。3-2		(5) 中央制御室等 廃棄物管理施設の安重機能を有する機器等は、金属及び コンクリートの不燃性材料で構成し、制御室での火災影響 により安全機能が影響を受けないことから、周辺の部屋と の間の換気設備には防火ダンパを設置する必要はない。3- 2	
			(6) 使用済燃料貯蔵設備,新燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵設備 廃棄物管理施設において,実用発電用原子炉の使用済燃料貯蔵設備,新燃料貯蔵設備及び使用済燃料乾式貯蔵設備に該当する設備はない。	
	-		(7) 放射性廃棄物処理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備 気体廃棄物の廃棄施設の換気設備,液体廃棄物の廃棄施 設の廃水貯蔵設備,固体廃棄物の廃棄施設の固体廃棄物貯 蔵設備及び管理施設のガラス固化体貯蔵設備は以下のとお り設計する。◆	
			a. 換気設備は、建屋内の圧力を負圧に保ち、環境への放射性物質の放出を防止するためにフィルタにより放射性物質を除去する設計とする。 ◆	

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (22 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書	本文事	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
			d. はた 発し また	は、金属製容器に封入し、貯蔵する設計とする。 . ガラス固化体を収納する貯蔵ピットの周辺には可燃物なく、金属等の不燃性材料で構成するため、火災及び爆による崩壊熱等の除去機能への影響はない。 た、放射性物質による崩壊熱は、空気による冷却を行うとにより、火災及び爆発の発生防止を考慮した設計とす。 . ◆	
			動。 ※ の は、 る。 歌の	4.1.3 体制 火災及び爆発の発生時において廃棄物管理施設の消火活 を行うため、通報連絡者及び消火活動のための消火専門 の要員が常駐するとともに、火災及び爆発の発生時に , 再処理事業部長等により編成する自衛消防隊を設置す 。自衛消防隊の体制を第1.4−1図に示す。廃棄物管理施 の火災及び爆発における消火活動においては、敷地内に 駐する自衛消防隊の消火班が対応する。◆	
			57 画す 割0 防記 とす	4.1.4 火災防護計画について 廃棄物管理施設全体を対象とした火災防護対策を実施すため、火災防護計画を策定する。火災防護計画には、計 を遂行するための体制、責任の所在、責任者の権限、体 の運営管理、必要な要員の確保及び教育訓練並びに火災 護対策を実施するために必要な手順等について定めると もに、火災防護対象設備については、火災及び爆発の発 防止、火災及び爆発の早期感知・消火並びに火災及び爆	
			<u>災</u> [(1 て) a. が多 を有 b.	の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火防護対策を行うことについて定める。 し、火災及び爆発が発生していない平常時の対応においは、以下の手順をあらかじめ整備し、的確に行う。 ・制御室に設置する火災報知盤によって、施設内で火災発生していないこと及び火災感知設備に異常がないこと確認する。 ・消火設備の故障警報が発報した場合には、制御室及び	
			がは (2 設置 生印 的面 a. 動き	要な現場の制御盤の警報を確認するとともに、消火設備 故障している場合には、早期に必要な修理を行う。 2) 消火設備のうち、手動操作による固定式消火設備を 置する火災区域又は火災区画における火災及び爆発の発 時の対応においては、以下の手順をあらかじめ整備し、 確に操作を行う。 ◆ . 火災感知器が作動し、火災を確認した場合は、消火活 を行う。 ◆ . 消火活動が困難な場合は、運転員の退避を確認後、固	
			定: <u>状</u> 犯 (3 て (a. は, 器,	式消火設備を手動操作により動作させ、消火設備の動作 況、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。 ③ 3) 制御室における火災及び爆発の発生時の対応におい は、以下の手順を整備し、操作を行う。 ④ . 火災感知器により火災を感知し、火災を確認した場合 ,常駐する運転員により制御盤内では二酸化炭素消火 ,それ以外では粉末消火器を用いた消火活動、運転状況	
			b. び炒 る。 (4 に対 態の (5	確認等を行う。 . 煙の充満により運転操作に支障がある場合は、火災及 爆発の発生時の煙を排気するため、排煙設備を起動す 。 ① 1 水素漏えい検知器を設置する火災区域又は火災区画 おける水素濃度上昇時の対応として、換気設備の運転状 の確認を実施する手順を整備する。 ② 5 火災感知設備の故障その他の異常により監視ができ	
			ない 確ま (6 災3	い状況となった場合は、現場確認を行い、火災の有無を 認する。◆ 5) 消火活動においては、あらかじめ手順を整備し、火 発生現場の確認、通報連絡及び消火活動を実施するとと に、消火状況の確認及び運転状況の確認を行う。◆	

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (23 / 25)

			, ,		Etta -Las
技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書	本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
				(7) 可燃性物質の持込み状況,防火戸の状態,火災及び 爆発の原因となり得る過熱及び引火性液体の漏えい等を監	
				機能の原因となり得る過熱及の引火性液体の構えい等を監視するための監視手順を定め、防火監視を実施する。◆	
				(8) 火災及び爆発の発生の可能性を低減するために、廃	
				棄物管理施設における試験、検査、保守又は修理で使用す	
				る資機材のうち可燃性物質に対する持込みと保管に係る手順なれた。かじい乾燥し、始かに実施する	
				順をあらかじめ整備し、的確に実施する。 (9) 廃棄物管理施設において可燃性又は難燃性の固体廃	
				棄物を貯蔵する必要がある場合、火災及び爆発の発生及び	
				延焼を防止するため、金属製の容器への収納又は不燃性材料による養生及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的	
				確に実施する。◆	
				(10) 火災及び爆発の発生を防止するために、廃棄物管理	
				施設における火気作業に対する以下の手順をあらかじめ整	
				備し,的確に実施する。 a. 火気作業前の計画策定	
				a. 火気作業前の計画東正 b. 火気作業時の養生,消火器の配備及び監視人の配置	
				c. 火気作業後の確認事項 (残り火の確認等)	
				d. 安全上重要と判断された区域における火気作業の管理 e. 火気作業養生材に関する事項(不燃シートの使用等)	
				f. 仮設ケーブル (電工ドラム含む) の使用制限	
				g. 火気作業に関する教育 (11) 火災及び爆発の発生を防止するために, 化学薬品の	
				取扱い及び保管に係る手順をあらかじめ整備し、的確に実	
				<u>施する。</u> �	
				(12) 火災防護に必要な設備は、機能を維持するため、適 切に保守管理及び点検を実施するとともに、必要に応じ修	
				型を行う。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	
				(13) 火災時の消火活動に必要となる防火服,空気呼吸器	
				等の資機材の点検及び配備に係る手順をあらかじめ整備	
				し、的確に実施する。○ (14) 火災時の消火活動のため、「消防法」による自衛消	
				防の要求にて移動式消火設備を配備する。	
				(15) 運転員に対して,廃棄物管理施設内に設 ○置する安	
				重機能を有する機器等を火災及び爆発から防護することを 目的として、火災及び爆発から防護すべき機器、火災及び	
				爆発の発生防止、火災及び爆発の感知及び消火並びに火災	
				及び爆発の影響軽減に関する教育を定期的に実施する。	
				a. 火災区域及び火災区画の設定 b. 火災及び爆発から防護すべき火災防護対象設備	
				b. 欠及の爆発から防護すべき欠災防護対象設備 c. 火災及び爆発の発生防止対策	
				d. 火災感知設備	
				e. 消火設備 f. 火災及び爆発の影響軽減対策	
				(16) 廃棄物管理施設内に設置する安全機能を有する施設	
				を火災及び爆発から防護することを目的として,消火器及 び水による消火活動について,要員による消防訓練,消火	
				班による総合的な訓練及び運転員による消火活動の訓練を	
				定期的に実施する	
<u> </u>					

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (24 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書	本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
				(火災等による損傷の防止) 第四条 廃棄物管理施設は、火災又は爆発により当該廃棄 物管理施設の安全性が損なわれないよう、次に掲げる措置 を適切に組み合わせた措置を講じたものでなければならな	
				い。 一 火災及び爆発の発生を防止すること。 二 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火する	
				こと。	
				<適合のための設計方針> 安全機能を有する施設は、火災又は爆発により廃棄物管 理施設の安全性が損なわれないよう、火災及び爆発の発生 を防止し、早期に火災及び爆発発生を感知し消火を行い、	
				かつ、火災及び爆発の影響を軽減するために、火災防護対策を講ずる設計とする。 廃棄物管理施設は、以下の方針に基づき火災及び爆発の	
				防止のための設計を行う。	
				・火災及び爆発の発生を防止するために、着火源の排除及 び可燃性物質の漏えい防止対策を講ずる設計とする。↓ ・火災及び爆発の拡大を防止するために、適切な検知、警	
				報系統及び消火設備を設けることで、火災及び爆発の発生による影響を軽減する設計とする。 また、廃棄物管理施設における火災防護対策を具体化す	
				るに当たっては、火災防護審査基準を参考として廃棄物管理施設の特徴及びその重要度を踏まえた火災防護対策を講ずる設計とする。◆	
				(1) 火災及び爆発の発生を防止すること ◆ a. 廃棄物管理施設内の火災及び爆発の発生防止	
				廃棄物管理施設の火災及び爆発の発生を防止するため, 廃棄物管理施設で取り扱う化学薬品等のうち,可燃性物質 を使用する系統及び機器に対する着火源の排除及び漏えい	
				防止対策を講ずる設計とする。 また、発火性又は引火性物質を内包する設備及びこれら の設備を設置する火災区域又は火災区画に対する火災及び	
				爆発の発生防止対策を講ずるとともに、可燃性の蒸気又は 可燃性の微粉に対する対策、発火源に対する対策、水素に 対する換気及び漏えい検出対策、接地対策、電気系統の過 電流による過熱及び焼損の防止対策等を講ずる設計とす	
				る。	
				イルタ及び建屋内装材は、可能な限り不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料の使用が技術上困難な場合は、代替材料を原則として使用す	
				る設計とする。	
				正 廃棄物管理施設において、設計上の考慮を必要とする自 然現象は、地震、津波、落雷、風(台風)、竜巻、凍結、 高温、降水、積雪、火山の影響、生物学的事象、森林火災	
				及び塩害である。 ◆ これらの自然現象のうち、廃棄物管理施設で火災及び爆発を発生させるおそれのある落雷及び地震を選定し、火災	
				防護対策を講ずる設計とする。◆(2) 火災及び爆発の発生を早期に感知し、及び消火する	

要求事項との対比表 第11条 (火災等による損傷の防止) (25 / 25)

技術基準規則	設工認申請書 基本設計方針	事業変更許可申請書 本文	事業変更許可申請書 添付書類五	備考
			及び消火設備を設置する設計とする。◆ ただし、火災感知設備は、火災及び爆発のおそれがない	
			区域又他の設備により火災発生の前後において有効に検出	
			できる場合は設置しない。	
			て、火災及び爆発の感知及び消火の機能、性能が維持できる設計とする。 な設計とする。	
			火災感知設備及び消火設備については、火災区域及び火 災区画に設置した火災防護対象設備が地震による火災を想	
			定する場合においては耐震重要度分類に応じて,機能を維 持できる設計とする。◆	
			また、消火設備は、破損、誤動作又は誤操作が起きた場	
			合においても、安全上重要な施設の安全機能及び放射性物 質の貯蔵又は閉じ込め機能を損なわない設計とする。◆	
			(3) 火災及び爆発の影響を軽減すること ◆ a. 火災及び爆発の影響軽減	
			火災及び爆発の影響軽減については、安全機能を有する 施設の重要度に応じ、それらを設置する火災区域又は火災	
			区画及び隣接する火災区域又は火災区画における火災及び 爆発による影響を軽減するため、以下の対策を講ずる設計	
			とする。◆	
			廃棄物管理施設の火災防護対象設備を設置する火災区域 は、他の火災区域と隣接する場合は、3時間以上の耐火能	
			力を火災耐久試験により確認した耐火壁によって他の区域 と分離する。◆	
			_	